

様式 1-2-1 中期目標管理法 中期目標期間評価 評価の概要様式

1. 評価対象に関する事項		
法人名	独立行政法人勤労者退職金共済機構	
評価対象中期目標期間	見込評価（中期目標期間実績評価）	第3期中期目標期間（最終年度の実績見込を含む。）
	中期目標期間	平成25～29年度

2. 評価の実施者に関する事項			
主務大臣	厚生労働大臣		
法人所管部局	厚生労働省雇用環境・均等局勤労者生活課	担当課、責任者	勤労者生活課長 平嶋 壮州
評価点検部局	厚生労働省政策統括官	担当課、責任者	政策評価官 牧野 利香
主務大臣			
法人所管部局		担当課、責任者	
評価点検部局		担当課、責任者	

3. 評価の実施に関する事項
<ul style="list-style-type: none"> 8月9日に厚生労働省独立行政法人評価有識者会議を開催し、法人理事長や監事等から法人の取組状況等についてヒアリングを行うとともに、同会議において有識者から評価に関する意見を聴取した。

4. その他評価に関する重要事項
<ul style="list-style-type: none"> 特になし

様式 1-2-2 中期目標管理法 中期目標期間評価 総合評価様式

1. 全体の評価		
評価 (S、A、B、C、D)	B：全体としておおむね中期目標における所期の目標を達成していると認められる。	(参考：見込評価) ※期間実績評価時に使用
評価に至った理由	項目別評価が全て「B」となっており、また全体として評価を引き下げる事象もなかったため、「B」評価とした。	

2. 法人全体に対する評価	
法人全体の評価	<p>効率的な業務実施体制の確立のため、特に内部統制及び情報セキュリティについて外部有識者等の参加を得たうえで取組の強化を図った。</p> <p>また、効果的な加入促進対策により、加入者数が機構全体で目標値を上回ったこと、中退共の退職金未請求者への取組において、未請求率が目標の水準となっていること、累積欠損金が生じている林退共事業において、おおむね各年度において目標に沿った解消が行われたことなど、一定の取組がなされている。</p> <p>全体としてみれば中期目標に沿った組織運営が行われていると評価できる。</p>
全体の評価を行う上で特に考慮すべき事項	特になし

3. 課題、改善事項など	
項目別評価で指摘した課題、改善事項	
その他改善事項	
主務大臣による改善命令を検討すべき事項	

4. その他事項	
監事等からの意見	
その他特記事項	

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	見込評 価	期間実 績評価		
I. 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項									
第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置									
I 退職金共済事業									
1 確実な退職金支給のための取組									
(1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組	A	A	B	B		B		1-1	P5
(2) 特定業種退職金共済事業	B	B	B	B		B		1-2	P15
2 サービスの向上									
(1) 業務処理の簡素化・迅速化	A	B	B	B		B		1-3	P31
(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等	B	B	B	B		B		1-4	P35
(3) 積極的な情報の収集及び活用	B	B	B	B		B		1-5	P41
3 加入促進対策の効果的実施									
(1) 加入目標数	B	B	B	B		B		1-6	P45
(2) 加入促進対策の実施									
II 財産形成促進事業									
1 融資業務について	B	B	B	B		B		1-7	P65
2 周知について									
3 勤労者財産形成システムの再構築									

中期目標	年度評価					中期目標期間評価		項目別 調書No.	備考欄
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	見込評 価	期間実 績評価		
II. 業務運営の効率化に関する事項									
第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置									
1 効率的な業務実施体制の確立等	A	B	B	A		B		2-1	P71
2 中期計画の定期的な進行管理									
3 内部統制の強化									
4 情報セキュリティ対策の推進									
5 業務運営の効率化に伴う経費削減	A	B	B	B		B		2-2	P84
(1) 一般管理費及び業務経費									
(2) 人件費									
(3) 契約の適正化の推進	A	B	B	B		B		2-3	P88
III. 財務内容の改善に関する事項									
第3 財務内容改善に関する事項									
I 退職金共済事業									
1 累積欠損金の処理	A	A	C	A		B		3-1	P90
2 健全な資産運用等	A	B	B	B		B		3-2	P92
II 財産形成促進事業	A	B	B	B		B		3-3	P104
III 雇用促進融資事業									
IV. その他の事項									
第4 その他業務運営に関する事項	A	B	B	B		B		4-1	P107
第5 予算、収支計画及び資金計画									
第6 短期借入金の限度額									
第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画									

第8 剰余金の使途										
第9 職員の人事に関する計画										
第10 積立金の処分に関する処分										

※重要度を「高」と設定している項目については各評語の横に「○」を付す。

難易度を「高」と設定している項目については各評語に下線を引く。

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-1	I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 (1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請求者に対する取組		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ・施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第 70 条第 1 項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度 (23年度)	26年度 (24年度)	27年度 (25年度)	28年度 (26年度)	29年度 (27年度)		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率	平成 29 年度に 1%程度							予算額（千円）					
実績値			1.59%	1.40%	1.42%	1.46%		決算額（千円）	—	—	—	—	
(参考) 取組後前中期目標期間実績			20年度 (18年度)	21年度 (19年度)	22年度 (20年度)	23年度 (21年度)	24年度 (22年度)	経常費用（千円）	—	—	—	—	
実績値			2.02%	1.78%	1.64%	1.80%	1.73%	経常利益（千円）	—	—	—	—	
(参考) 取組前実績			17年度 (15年度)	18年度 (16年度)	19年度 (17年度)			行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	
実績値			3.01%	2.82%	2.73%			従事人員数	—	—	—	—	

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																										
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価										主務大臣による評価																													
			業務実績					自己評価					(見込評価)		(期間実績評価)																											
													評定	B	評定																											
第3 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する事項 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。 (1) 一般の中小企業退職金共済事業	第2 国民に対して提供するサービスその他の業務の質の向上に関する目標を達成するための措置 I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 機構は、現在行っている業務について、共済契約者及び被共済者（以下「加入者」という。）の視点に立ち、以下のサービス向上を行うこと。また、毎年度、進捗状況の厳格な評価及び成果の検証を行い、取組の見直しを行うこと。 (1) 一般の中小企業退職金共済事業における退職金未請	<定量的指標> <ul style="list-style-type: none"> 請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成29年度）までに、1%程度としているか。 <その他の指標> なし <評価の視点> <ul style="list-style-type: none"> 加入時及び毎年1回の被共済者宛の通知を着実に実施しているか。 退職時の被共済者の住所情報を把握するための取組を着実に実施しているか。 未請求退職者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。 	<主要な業務実績> 退職金未請求者を縮減するための取組を行った結果、脱退後2年経過後の未請求率については、以下のとおりとなった。 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">脱退年度</th> <th colspan="4">取組前</th> <th colspan="8">取組後</th> </tr> <tr> <th>16</th> <th>17</th> <th>18</th> <th>19</th> <th>20</th> <th>21</th> <th>22</th> <th>23</th> <th>24</th> <th>25</th> <th>26</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未請求率%</td> <td>2.82</td> <td>2.73</td> <td>2.02</td> <td>1.78</td> <td>1.64</td> <td>1.80</td> <td>1.73</td> <td>1.59</td> <td>1.40</td> <td>1.42</td> <td>1.46</td> </tr> </tbody> </table>	脱退年度	取組前				取組後								16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26	未請求率%	2.82	2.73	2.02	1.78	1.64	1.80	1.73	1.59	1.40	1.42	1.46	<自己評価> 評定：B <ul style="list-style-type: none"> 中退共を脱退した後2年経過後の未請求率について、平成25年度末（23年度脱退）は1.59%であったが、平成28年度末（26年度脱退）では1.46%と、3年連続で1.4%台に抑制することができた。平成19年度末（17年度脱退以前）の取組開始前（2.8%前後）の概ね半分の水準となった。 平成25年1月1日の中小企業退職金共済法施行規則（昭和34年厚生労働省令第23号）の改正により「被共済者退職届」に被共済者住所の記載を規定したことから、退職後の早い時期（退職後3か月経過後）に、当該住所を基に請求手続を要請している。 累積した未請求退職金については、平成24年度までに一連の対策を完了しているが、住所情報の提供があつてなお未請求でいる被共済者に対して再度請求手続を要請している。これらを踏まえ、Bと評価する。 <評価の視点に対する措置> i) 暫定期間中、事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、中退共事業に加入したことを通知した。 ii) 「掛金納付状況票及び試算票」と毎年1回事業主を通じて「加入状況のお知らせ」を被共済者あてに通知した。 <ul style="list-style-type: none"> 平成26年度においては、「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄が未記入の共済契約者4,441所に対し、今後の提出について住所記載の協力依頼の文書を送付した。 ホームページへの年間を通しての注意喚起を行い、また「中退共だより」においても周知を行った。 	(見込評価) 評定 B <評定に至った理由> 各年度において、退職金未請求者数の比率が定量的指標（1%程度）を達成していると認められる。また、被共済者に対して、退職後に複数回、請求手続を要請する等、所期の計画どおり実施されていること等を踏まえ「B」評価とする。詳細は以下のとおり。 新規及び追加加入の被共済者宛てに加入の通知を行っている。 毎年1回事業主を通じて被共済者に加入状況を通知している。 退職時の被共済者の住所情報を把握するため、「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄が未記入の共済契約者に対し住所記載の協力依頼の文書を送付する等の取組を行っている。	(期間実績評価) 評定
脱退年度	取組前				取組後																																					
	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25	26																															
未請求率%	2.82	2.73	2.02	1.78	1.64	1.80	1.73	1.59	1.40	1.42	1.46																															

<p>① 今後の 確実な支 給に向け た取組</p> <p>未請求 退職金の 発生防止 の観点か ら、</p> <p>・ 加入時に、</p>	<p>求者に対 する取組 厚生労働 省の協力を 得つつ、以 下の取組を 着実に実施 することにより、請求 権が発生し た年度にお ける退職者 数に対する、当該年 度から2年 経過後の未 請求者数の 比率を最終 的に1%程 度とすること を目標とし、中期目 標期間の最 終年度（平 成29年度） においても その達成を 図る。</p> <p>イ 新たな 未請求退 職金の発 生を防止 するための 対策</p> <p>従業員に 対して、一 般の中小企 業退職金共 済（以下「中 退共」とい う。）事業に 加入してい ることの認 識を深める こと及び未 請求者に請 求を促すた め、以下の 取組を行 う。</p> <p>i) 加入時</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 累積した未請 求退職金につ いて、未請求者の 現状を踏まえた 効率的な対策を 実施している か。 ・ 未請求者縮減 のための周知が 効果的に実施さ れているか。 ・ 調査・分析を 行い、それを踏 まえた対応策が 実施されている か。 	<p>i) 暫定期間中、事業主を通じて、新規及び追加加入の被共済者に対し、</p>	<p>・ 脱退後2年経過直前の未請求者の 率が前年度より上回っている状況 を踏まえ、平成26年度、平成27 年度及び平成28年度は計画外の追 加対策を実施した。</p>	<p>脱退後2年経過直前の未請求者の 率が前年度より上回っている状況を 踏まえ、平成26年度、平成27年度 及び平成28年度は、再度の請求手続 きの要請及び事業所に調査票を送付 する取組を行っている。</p> <p><今後の課題> 一般の中小企業退職金共済制度に おける退職金未請求者等の割合はこ れまでの取組によって低下している が、費用対効果の観点に留意した上 で新たに住基ネット等により被共済 者の住所情報を把握するなどによっ て、確実な退職金支給に向けた取組 が必要である。</p>	
--	---	--	---	--	---	--

<p>被共済者に対し、加入したことを通知すること</p> <p>・「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所把握を徹底すること</p> <p>・「被共済者退職届」並びに住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握し</p>	<p>に事業主を通じて、中退共事業に加入したことを被共済者宛に通知する。</p> <p>ii) 毎年1回事業主を通じて、「加入状況のお知らせ」を被共済者宛に通知する。</p> <p>iii) 被共済者の退職時に事業主が提出する「被共済者退職届」への被共済者の住所記入を徹底し、退職時の被共済者の住所情報を把握する。</p> <p>iv) 退職後3か月経過しても未請求となっている被共済者に対して、前記iii)の住</p>	<p>中退共事業に加入したことを通知した。</p> <p>(加入通知書発送数)</p> <table border="1" data-bbox="706 226 1457 457"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済契約者数</td> <td>11,728所</td> <td>11,815所</td> <td>12,649所</td> <td>13,773所</td> <td>49,965所</td> </tr> <tr> <td>被共済者数</td> <td>315,653人</td> <td>338,185人</td> <td>355,781人</td> <td>370,994人</td> <td>1,380,613人</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii) 年1回事業主に送付する「掛金納付状況票及び退職金試算票」の被共済者に渡す部分「加入状況のお知らせ」に制度の内容等の情報をモバイルサイトで入手するためのQRコードを掲載し、発送した。</p> <p>「加入状況のお知らせ」発送件数</p> <table border="1" data-bbox="706 726 1472 957"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>共済契約者数</td> <td>361,771所</td> <td>360,458所</td> <td>360,328所</td> <td>360,702所</td> </tr> <tr> <td>被共済者数</td> <td>3,251,164人</td> <td>3,249,398人</td> <td>3,269,890人</td> <td>3,309,088人</td> </tr> </tbody> </table> <p>iii) 暫定期間中、「被共済者退職届」により退職時における被共済者の住所情報を把握した。</p> <table border="1" data-bbox="706 1136 1210 1230"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>95.6%</td> <td>96.53%</td> <td>96.62%</td> <td>97.01%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・平成26年度においては、「被共済者退職届」の被共済者住所記入欄が未記入の共済契約者4,441所に対し、今後の提出について住所記載の協力依頼の文書を送付した。</p> <p>iv) 退職後3か月経過しても未請求でいる被共済者に対して、下記の取組を実施した。</p> <p>・事業主から提出を受けた「被共済者退職届」の住所情報を基に被共済者に対して請求手続を要請した。</p> <p>請求手続要請者</p> <table border="1" data-bbox="706 1766 1270 1860"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>17,402人</td> <td>17,659人</td> <td>17,499人</td> <td>19,708人</td> </tr> </tbody> </table>		25年度	26年度	27年度	28年度	合計	共済契約者数	11,728所	11,815所	12,649所	13,773所	49,965所	被共済者数	315,653人	338,185人	355,781人	370,994人	1,380,613人		25年度	26年度	27年度	28年度	共済契約者数	361,771所	360,458所	360,328所	360,702所	被共済者数	3,251,164人	3,249,398人	3,269,890人	3,309,088人	25年度	26年度	27年度	28年度	95.6%	96.53%	96.62%	97.01%	25年度	26年度	27年度	28年度	17,402人	17,659人	17,499人	19,708人				
	25年度	26年度	27年度	28年度	合計																																																		
共済契約者数	11,728所	11,815所	12,649所	13,773所	49,965所																																																		
被共済者数	315,653人	338,185人	355,781人	370,994人	1,380,613人																																																		
	25年度	26年度	27年度	28年度																																																			
共済契約者数	361,771所	360,458所	360,328所	360,702所																																																			
被共済者数	3,251,164人	3,249,398人	3,269,890人	3,309,088人																																																			
25年度	26年度	27年度	28年度																																																				
95.6%	96.53%	96.62%	97.01%																																																				
25年度	26年度	27年度	28年度																																																				
17,402人	17,659人	17,499人	19,708人																																																				

た住所情報をういて、退職後3か月及びその後一定期間経過後に退職金が未請求である者に対し、請求を促すこと等の取組を積極的に行うことにより、請求権が発生した年度における退職者数に対する当該年度から2年経過後の未請求者数の比率を中期目標期間の最終年度（平成29年度）までに、1%程度とすること。

所情報に基づき請求手続を要請する。前記iii)の住所情報がない場合は、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請する。

○「被共済者退職届」に住所情報のない、対象事業所に対して、当該被共済者の住所等の情報提供を依頼し、入手した情報を基に被共済者に対して請求手続を要請した。

	25年度	26年度	27年度	28年度
住所提供依頼数 (所)	2,120	1,427	1,260	1,241
住所提供依頼数 (人)	3,282	2,119	1,726	1,684
請求手続要請者 (人)	574	530	491	464

○上記のほか、下記の取組等により入手した情報に基づき被共済者に対して請求手続を要請した。

- (平成 25 年度)
 - ・請求手続要請者 849 人
 - ・住所情報の提供依頼後、回答がない事業所等に対するテレホンアプローチ
(住所提供依頼数 3,012 所 4,478 人)
 - ・上記対策後に「被共済者退職届」を提出された事業所に対する情報提供依頼
(住所提供依頼数 574 所 675 人)
- (平成 26 年度)
 - ・請求手続要請者 301 人
 - ・住所情報の提供依頼後、回答がない事業所等に対するテレホンアプローチ
(住所提供依頼数 997 所 1,453 人)
(調査票再発行 149 所 222 人)
 - ・上記対策後に「被共済者退職届」を提出された事業所に対する情報提供依頼
(住所提供依頼数 219 所 252 人)
- (平成 27 年度)
 - ・請求手続要請者 63 人
 - ・住所情報の提供依頼後、回答がない事業所等に対するテレホンアプローチ
(住所提供依頼数 396 所 598 人)
 - ・上記対策後に「被共済者退職届」を提出された事業所に対する情報提供

	<p>v) その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、再度請求手続を要請する。</p>		<p>依頼 (住所提供依頼数 26所 27人) (平成28年度) ・請求手続要請者 82人 ・住所情報の提供依頼後、回答がない事業所等に対するテレホンアプローチ</p> <p>(住所提供依頼数 427所 652人) ・上記対策後に「被共済者退職届」を提出された事業所に対する情報提供依頼</p> <p>(住所提供依頼数 43所 49人)</p> <p>v) その後一定期間経過しても未請求となっている被共済者に対して、請求勸奨文書の送付又はテレホンアプローチなどにより請求手続を再要請した。</p> <p>○脱退後2年経過後の未請求者に対する2回目の請求手続を要請した。 (平成25年度) ・請求手続要請者 4,039人 (平成26年度) ・請求手続要請者 4,728人 (平成27年度) ・請求手続要請者 5,667人 (平成28年度) ・請求手続要請者 5,816人</p> <p>○退職後5年を経過直前の未請求者に対する3回目の請求手続を要請した。 (平成25年度) ・平成20年度脱退者 請求手続要請者 369人 (平成26年度) ・平成21年度脱退者 請求手続要請者 1,677人 (平成27年度) ・平成22年度脱退者 請求手続要請者 1,363人 (平成28年度) ・平成23年度脱退者 請求手続要請者 1,514人</p>			
	<p>vi) iv及びvにおいて住所不明</p>		<p>vi) (28年度)</p>			

	<p>等の理由により請求手続を要請することが不可能である場合は、住民基本台帳ネットワーク及び個人番号の活用により把握した住所情報を用いて、請求手続を要請する。</p> <p>vii) 前記 i) ~ vi) の取組について、毎年度、成果の検証を行い、取組の見直しを行う。</p>	<p>未請求者で請求勸奨文書を受け取らなかった者のうち、住所不明等の理由により請求手続を要請することが不可能である者について、取得している個人情報を利用し、住民基本台帳ネットワークを活用し、住所情報を入手した。</p> <p>vii) 前記 i) ~ vi) の取組について成果の検証を行い、下記の対策を追加実施した。</p> <p>(平成 25 年度)</p> <p>○脱退後 2 年経過前の未請求者で請求勸奨文書を受取らなかった者及びテレホンアプローチで応答がなかった者に対して再度請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請者 791 人</p> <p>(平成 26 年度)</p> <p>○脱退後 2 年経過前の未請求者で請求勸奨文書を受取らなかった者に対して再度請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請者 331 人</p> <p>○平成 24 年度脱退者でこれまでの調査票の回答がなく、テレホンアプローチでも応答がなかった事業所に調査票を再送付した。</p> <p>・調査票再発行 89 所 114 人</p> <p>(平成 27 年度)</p> <p>○脱退後 2 年経過前の未請求者で請求勸奨文書を受取らなかった者に対して、再度請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請者 515 人</p> <p>○脱退後 2 年経過前の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが請求手続の無い者に対して請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請者 292 人</p> <p>○脱退後 2 年経過前の未請求者で今年度の対策を実施したが反応のない者へ再度、請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請者 1,587 人</p>			
--	---	---	--	--	--

<p>② 既に退職後5年を超えた未請求者に対する取組 既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討すること。</p> <p>③ 加入者への周知</p>	<p>ロ 累積した未請求退職金を縮減するための対策 既に退職後5年以上を経過した未請求の退職金については、未請求者の現状を踏まえた効率的な対策として、既に住所が把握できている者、かつ、請求が見込まれる者を中心に請求手続を要請するなど、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未請求者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。</p> <p>ハ 周知の徹底等</p>	<p>(平成 28 年度)</p> <p>○脱退後 2 年経過前の未請求者で請求勸奨文書を受取らなかった者に対して、再度請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請者 572 人</p> <p>○脱退後 2 年経過前の未請求者で今年度の対策により請求書を再発行したが請求手続の無い者に対して請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請者 264 人</p> <p>○脱退後 2 年経過前の未請求者で今年度の対策を実施したが反応のない者へ再度、請求手続を要請した。</p> <p>・請求手続要請者 1,880 人</p> <p>(平成 25 年度)</p> <p>○脱退後 5 年以上経過し、過去に請求要請したにも関わらず未だ未請求者である被共済者に対して再度請求手続を要請した。</p> <p>・18 年度脱退者 845 人</p> <p>○その他の対策として、未請求高額者(500 万円以上)のいる事業所で住所情報の提供依頼をしても回答のなかった事業所に対し、再度情報提供依頼を実施。</p> <p>対象所数 56 所 212 人</p> <p>(平成 26 年度)</p> <p>○脱退後 5 年以上経過し、過去に請求要請したにも関わらず未だ未請求者である被共済者に対して再度請求手続を要請した。</p> <p>・16 年度脱退者 1,105 人</p> <p>・17 年度脱退者 908 人</p> <p>○その他の対策として、300 万円以上 500 万円未満の未請求者に対する請求手続を要請した。</p> <p>・20 年度以前脱退者 28 人</p> <p>(平成 27 年度)</p> <p>○脱退後 5 年以上経過し、過去に請求要請したにも関わらず未だ未請求者である被共済者に対して再度請求手続を要請した。</p> <p>・15 年度脱退者 1,617 人</p> <p>(平成 28 年度)</p> <p>○脱退後 5 年以上経過し、過去に請求要請したにも関わらず未だ未請求者である被共済者に対して再度請求手続を要請した。</p> <p>・19 年度脱退者 1,102 人</p> <p>i) 暫定期間中、新規契約申込書に設けた「ホームページへの事業所名掲</p>			
---	---	---	--	--	--

広報
引き続き、あらゆる機会を通じて未請求者縮減のための効果的な周知広報を行うこと。

i) ホームページに中退共事業加入の事業所名を検索できるシステムを構築し、被共済者等が自ら加入事業所を調べることができることを可能としており、引き続き、新規加入事業所名を追加掲載する。

ii) ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載する。

iii) その他あらゆる機会を通じた注意喚起を引き続き行う。

二 調査、分析
加入事業所及び被共済者に対する調査の実施等により、未請求原因の分析を行い、その結果をその後の対応策に反映させる。

載可否」欄の回答を集計し、回答のあった 49,415 件のうち、掲載承諾を得られた 23,185 件について追加掲載した。

25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
283,046 件	282,326 件	282,049 件	282,887 件

ii) 中退共ホームページに未請求に関する注意喚起文を、年間を通して掲載した。

iii) 共済契約者向け情報誌「中退共だより 12 号～15 号」、「掛金等の振替結果のお知らせ」ハガキ（平成 26 年 7 月発送）に未請求に関する注意喚起文を掲載した。

・平成 25 年度及び 26 年度において、中退共加入事業所を対象に「退職金実態調査」を 10 月に実施し、「未請求者縮減の取組について」の設問を設け、未請求対策についての加入者の考えを把握し、これまでの対策の効果の検証のためのデータ整備、統計等に着手し、費用対効果を考えた対応策の検討を行った。

4. その他参考情報

特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-2	I 退職金共済事業 1 確実な退職金支給のための取組 (2) 特定業種退職金共済事業		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ・施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)						
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額	前中期目標期間の終了時(24年度)から100億円程度減少								予算額(千円)	—	—	—	—
減少額			27億円増加	15億円増加	17億円増加	32億円増加			決算額(千円)	—	—	—	—
									経常費用(千円)	—	—	—	—
									経常利益(千円)	—	—	—	—
									行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—
									従事人員数	—	—	—	—

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																		
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価											
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)										
(2) 特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組	(2) 特定業種退職金共済事業 ① 建設業退職金共済事業における過去3年以上手帳更新していない被共済者(以下「長期未	<定量的指標> ・ 共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を前中期目標期間の終了時から100億円程度減少しているか。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図ってい	<主要な業務実績> 減少額 <table border="1" style="width:100%; text-align:center;"> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>約△27億円</td> <td>約△15億円</td> <td>約△17億円</td> <td>約△32億円</td> </tr> </table>				25年度	26年度	27年度	28年度	約△27億円	約△15億円	約△17億円	約△32億円	<評価と根拠> 評価：B 長期未更新者調査については、手帳更新、退職金請求への手続割合が増加するなど取組の効果が見られた。また、周知広報の実施、被共済者の住所等のデータベース化を進めるとともに、外部有識者による検討会において新たな長期未更新者の縮減方策等についての意見交換を行い、報告書を取りまとめた。 建退共事業においては共済証紙販売額の累計と貼付確認額の累計の差額について、適正な貼付に向け		評価 B <評価に至った理由> 共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額については、定量的指標を達成していないが、工事量増加期のタイムラグの要因も考えられる。共済手帳の長期未更新者に対する退職金請求手続の要請などの取組を行っている等、定性的には所期の計画どおり実施されていることを踏まえ「B」評価とする。詳細は以下のとおり。	評価
25年度	26年度	27年度	28年度															
約△27億円	約△15億円	約△17億円	約△32億円															

<p>・加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底すること。</p> <p>・上記により把握した住所情報や、住民基本台帳ネットワーク等を活用し、過去</p>	<p>更新者」という。)のうち、業界引退者への確実な退職金支給のための取組等</p> <p>イ 確実な退職金支給のための取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、建退共事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。</p> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。</p> <p>iii) 過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する現況調査において、住</p>	<p>るか。</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。 	<p>i) 新規加入の被共済者に対して、機構から直接、建退共制度に加入した旨を通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した。</p> <p>通知件数</p> <table border="1" data-bbox="736 583 1353 678"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>125,590人</td> <td>129,734人</td> <td>120,860人</td> <td>115,381人</td> </tr> </tbody> </table> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握するため、共済手帳更新申請書の住所欄情報をデータベース化した。</p> <p>更新件数</p> <table border="1" data-bbox="736 1308 1353 1402"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>553,524人</td> <td>584,728人</td> <td>569,299人</td> <td>584,662人</td> </tr> </tbody> </table> <p>iii) 毎年、過去3年間共済手帳の更新のない被共済者に対する長期未更新者調査について、共済契約者を通じて被共済者の現況を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>【長期未更新者調査】</p> <table border="1" data-bbox="736 1881 1584 1917"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	125,590人	129,734人	120,860人	115,381人	25年度	26年度	27年度	28年度	553,524人	584,728人	569,299人	584,662人		25年度	26年度	27年度	28年度						<p>た取組を行ったものの、24年度と比較して約32億円増加した。</p> <p>これらを踏まえ、Bと評価する。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化を行った。 	<p>新規及び更新時に被共済者宛てに加入の通知を行い、住所情報をデータベース化して把握している。</p>	
25年度	26年度	27年度	28年度																													
125,590人	129,734人	120,860人	115,381人																													
25年度	26年度	27年度	28年度																													
553,524人	584,728人	569,299人	584,662人																													
	25年度	26年度	27年度	28年度																												

	3年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。	民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。		調査件数(a)	28,159人	27,465人	24,725人	23,714人			
				手帳更新者数(b)	3,114人	3,100人	3,806人	4,019人			
				退職金請求者数(c)	1,172人	1,467人	1,879人	2,508人			
				割合((b+c)/a)	15.2%	16.6%	22.9%	27.5%			
・上記の対策を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。	iv) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、業界引退者への退職金の請求等の手続をとるよう要請する。		iv) 平成28年度より調査後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者（平成28年度については平成26年度の長期未更新調査対象者のうち、更に2年間共済手帳の更新等がされていない住所判明者13,012人（納付実績24月以上3,807人、納付実績12月以上23月以下9,205人））に対し、退職金請求手続の要請等を行った。	<p>手帳更新した者 748人 退職金請求した者 1,069人 退職金請求した者のうち、 納付実績24月以上の者 518人 納付実績12月以上23月以下の者 551人</p> <p>住民基本台帳ネットワークの活用については、対応するシステムを構築（28年12月）し、上記iii)・iv)の退職金請求手続の要請等を行った結果、宛先不明により返送されてきた者の住所照会（7,397人）を実施（29年3月）し、住所判明した者（1,859人）に対し改めて退職金請求手続の要請等を行った。（29年5月実施）</p>							
				<p>手帳更新した者 748人 退職金請求した者 1,069人 退職金請求した者のうち、 納付実績24月以上の者 518人 納付実績12月以上23月以下の者 551人</p>	<p>・遅くとも平成27年度末までに行うこととした退職金請求勧奨等を効率的に実施するためのシステムの改修については、システムの安定稼働を優先するため、平成28年4月の政令改正にかかるシステム改修を行った後、調査実施に影響しないようスケジュール調整し、28年6月末に実装した。</p>						
・効率的な請求勧奨等を実施できるよう、被共済者データベースを抜本的に改修し、長期未更新者の現状を	v) 前記iv)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを	・被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進められているか。	v) 被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者に対する生年月日等の、入力作業を引き続き実施し完了させた。	<p>《参考》 1,137,059件（24年度末未登録者・A） 1,137,059件（登録済累計・B） 0件（未登録者残（A-B））</p>					システムについては、退職金請求勧奨等を効率的に実施するための改修を行い、28年6月末に実装した。		
			・外部有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」において、新たな								

<p>把握すること。</p>	<p>改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるように平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間及び退職金試算額については遅くとも平成26年度末以降、年齢階層については遅くとも平成28年度末以降（被共済者の生年月日の入力完了予定が平成28年度のため）の状況を集計できるようにする。</p> <p>なお、被共済者管理システムの改修、統計プログラムの開発等については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。</p>	<p>vi) 被共済者重複チェ</p> <ul style="list-style-type: none"> 重複加入防止及び退職金の支 	<p>長期未更新者の縮減方策についての意見交換（聴取）を行い、電子申請方式の導入や加入促進、履行確保のための措置等を内容とした報告書の取りまとめを行った。</p> <p>vi) 被共済者重複チェックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れ</p>	<p>・被共済者の重複チェックシステムを活用し、新規加入時に重複加入の</p>	<p>新規加入時に重複加入、退職の支払時には支払い漏れ防止の取組を実施。</p>	
----------------	--	---	---	---	--	--

<p>・長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討すること。</p> <p>・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。</p>	<p>ックシステムの活用により、加入時及び退職金の支払時に名寄せを行い、重複加入防止を図るとともに、退職金の支払い漏れを防止する。</p> <p>vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかける。</p> <p>viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>ix) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金</p>	<p>払漏れ防止のための取組が実施されているか。</p> <p>・ 共済契約者への要請及び業界引退者に対する請求手続要請の取組を着実に実施しているか。</p>	<p>を防止した。</p> <p>加入時・退職時重複調査</p> <table border="1" data-bbox="736 168 1578 382"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>年度加入者</td> <td>125,590人</td> <td>129,734人</td> <td>120,860人</td> <td>115,381人</td> </tr> <tr> <td>うち重複者数</td> <td>1,812人</td> <td>2,115人</td> <td>2,309人</td> <td>2,323人</td> </tr> <tr> <td>年度退職者</td> <td>49,249人</td> <td>48,128人</td> <td>49,452人</td> <td>55,213人</td> </tr> <tr> <td>うち重複追給者</td> <td>83人</td> <td>123人</td> <td>124人</td> <td>221人</td> </tr> </tbody> </table> <p>vii) 事業主団体の広報誌、現場事務所のポスター等により、被共済者に退職金の請求に関する問い合わせを呼びかけた。</p> <p>広報誌掲載</p> <table border="1" data-bbox="736 697 1442 789"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>75件</td> <td>19件</td> <td>16件</td> <td>18件</td> </tr> </tbody> </table> <p>viii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>ix) 本部相談コーナー及び支部窓口における証明書発行時などの各種機会をとらえ、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、その意思がある場合は被共済者へ退職金の請求をするよう指導を要請した。</p> <p>相談対応件数</p> <table border="1" data-bbox="736 1705 1454 1797"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5,060件</td> <td>6,045件</td> <td>6,801件</td> <td>6,567件</td> </tr> </tbody> </table>		25年度	26年度	27年度	28年度	年度加入者	125,590人	129,734人	120,860人	115,381人	うち重複者数	1,812人	2,115人	2,309人	2,323人	年度退職者	49,249人	48,128人	49,452人	55,213人	うち重複追給者	83人	123人	124人	221人	25年度	26年度	27年度	28年度	75件	19件	16件	18件	25年度	26年度	27年度	28年度	5,060件	6,045件	6,801件	6,567件	<p>有無をチェックするとともに、退職金の支払時にも名寄せを行い、退職金の支払い漏れを防止した。</p> <p>・ 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、意思がある場合は、退職金の請求を指導するよう要請している。また、更新のない被共済者に対する長期未更新者調査について、共済契約者を通じて被共済者の住所を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。</p>	<p>共済契約者へ被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、意思がある場合は退職金の請求を指導するよう要請している。また、更新のない被共済者に対しては、共済契約者を通じて被共済者の住所を把握し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請を行っている。</p>	
	25年度	26年度	27年度	28年度																																											
年度加入者	125,590人	129,734人	120,860人	115,381人																																											
うち重複者数	1,812人	2,115人	2,309人	2,323人																																											
年度退職者	49,249人	48,128人	49,452人	55,213人																																											
うち重複追給者	83人	123人	124人	221人																																											
25年度	26年度	27年度	28年度																																												
75件	19件	16件	18件																																												
25年度	26年度	27年度	28年度																																												
5,060件	6,045件	6,801件	6,567件																																												

<p>② 建設業退職金共済事業における共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>・共済契約者への手帳更新等の</p>	<p>の請求を指導するよう要請する。</p> <p>ロ 累積した長期未更新者を縮減するための対策</p> <p>以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討する。</p> <p>ハ 共済証紙の適正な貼付に向けた取組</p> <p>i) 就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付を図るため、過去2年間共</p>	<p>・ 関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。</p> <p>・ 長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期未更新者縮減方策をとっているか。</p> <p>・ 建退共事業において共済契約者への要請等により、共済証紙</p>	<p>i) 2年間手帳の更新手続きをしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など適切な措置を取るよう要請した。</p> <p>上記要請において「履行意思有」と回答した共済契約者のうち、2年後においても依然として履行がなされていない共済契約者に対し、再度、適切な措置を取るよう要請した。</p>	<p>・関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>建退共事業においては、共済契約者に対し、被共済者の退職時等に建設業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。</p> <p>・長期未更新者縮減対策の準備を行った。</p> <p>・被共済者の生年月日等が未登録となっている在籍者の生年月日等の入力作業を引き続き実施し完了させた。</p>	<p>関係業界団体への協力要請、ホームページ等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を実施。</p> <p>生年月日等が未登録となっている在籍者の被共済者について生年月日等の入力作業を完了した。</p>	
---	---	--	---	---	--	--

要請及び受払簿の厳格な審査等を通じた指導等により就労日数に応じた貼付のための取組を促進すること。 ・中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させること。あわせて、共済証紙の貼付状況等に関して把握し、取組の充実を図るこ	済手帳の更新の手続をしていない共済契約者に対し共済手帳の更新など適切な措置をとるよう要請する。 ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底する。 iii) 前記 i)、ii) の取組等により、中期目標期間の最終年度までに、共済証紙の販売額の累計と貼付確認額の累計の差額を、前中期目標期間の終了時から100億円程度減少させる。	の適切な貼付を行うための取組が実施されているか。	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>履行促進要請件数</td> <td>17,081件</td> <td>16,695件</td> <td>15,795件</td> <td>15,490件</td> </tr> <tr> <td>再要請件数</td> <td>5,537件</td> <td>5,608件</td> <td>3,488件</td> <td>4,396件</td> </tr> </table>		25年度	26年度	27年度	28年度	履行促進要請件数	17,081件	16,695件	15,795件	15,490件	再要請件数	5,537件	5,608件	3,488件	4,396件	ii) 加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導をした。 加入・履行証明書発行枚数 <table border="1"> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>99,998枚</td> <td>103,607枚</td> <td>96,246枚</td> <td>99,755枚</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	99,998枚	103,607枚	96,246枚	99,755枚	・共済証紙の適正な貼付に向けた取組については、2年間手帳更新の手続をしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新など、適切な措置を取るよう要請し、加入履行証明書発行の際の共済手帳及び共済証紙の受払簿を厳格に審査すること等を通じ、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう共済契約者に対して指導を徹底した。また、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。	2年間手帳更新の手続をしていない共済契約者に対し、共済手帳の更新などの措置を取るよう要請。 また、被共済者に対し、就労日数に応じた共済証紙の適正な貼付をするよう指導している。 併せて、各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請を行っている。
				25年度	26年度	27年度	28年度																						
履行促進要請件数	17,081件	16,695件	15,795件	15,490件																									
再要請件数	5,537件	5,608件	3,488件	4,396件																									
25年度	26年度	27年度	28年度																										
99,998枚	103,607枚	96,246枚	99,755枚																										
iii) 各種説明会、加入履行証明書発行等の機会をとらえ、共済手帳及び共済証紙の受払簿の普及を図るとともに、正確な記載を行うよう要請した。 平成28年4月の法改正に伴う退職金予定運用利回り変更による退職金額の改定及び退職金の不支給期間等について周知広報を行った。 制度説明会 <table border="1"> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>開催数</td> <td>14会場</td> <td>13会場</td> <td>42会場</td> <td>41会場</td> </tr> <tr> <td>参加者数</td> <td>2,490人</td> <td>2,499人</td> <td>5,175人</td> <td>4,298人</td> </tr> </table>		25年度	26年度	27年度	28年度	開催数	14会場	13会場	42会場	41会場	参加者数	2,490人	2,499人	5,175人	4,298人														
	25年度	26年度	27年度	28年度																									
開催数	14会場	13会場	42会場	41会場																									
参加者数	2,490人	2,499人	5,175人	4,298人																									

<p>と。</p> <p>③ 清酒製造業退職金共済事業及び林業退職金共済事業における共済手帳の長期未更新者への取組</p> <p>・加入時及び手帳更新時における被共済者の住所把握を徹底することにより、住所把握を進めること。</p>	<p>② 清酒製造業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組</p> <p>イ 確実な退職金支給のための取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。</p> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化</p>	<p><評価の視点></p> <p>・被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。</p>	<p>i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、清酒製造業退職金共済（以下「清退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、把握した住所情報をデータベース化した。</p> <p>通知件数</p> <table border="1" data-bbox="736 1020 1199 1113"> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>142人</td> <td>137人</td> <td>134人</td> <td>131人</td> </tr> </table> <p>ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所を把握し、その情報をデータベース化した。</p> <p>更新件数</p> <table border="1" data-bbox="736 1850 1240 1896"> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	142人	137人	134人	131人	25年度	26年度	27年度	28年度					<p><評価の視点に対する措置></p> <p>・新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化した。</p>	<p>新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベースした。</p>	
25年度	26年度	27年度	28年度																			
142人	137人	134人	131人																			
25年度	26年度	27年度	28年度																			

<p>・上記により把握した住所情報や、住民基本台帳ネットワーク等を活用し、過去3年間手帳更新がない被共済者の現況調査を行い、その結果を踏まえ、手帳更新の勧奨及び引退者への請求勧奨等を実施すること。</p> <p>・上記の対策</p>	<p>する。</p> <p>iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>v) その後一</p>	<p>・被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進められているか。</p>	<table border="1" data-bbox="736 92 1240 138"> <tr> <td>1,680人</td> <td>1,502人</td> <td>1,401人</td> <td>1,343人</td> </tr> </table> <p>iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化した。</p> <table border="1" data-bbox="736 533 1516 699"> <caption>長期未更新者調査</caption> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>調査件数</td> <td>26人</td> <td>3人</td> <td>17人</td> <td>20人</td> </tr> <tr> <td>手帳更新者数</td> <td>1人</td> <td>0人</td> <td>1人</td> <td>5人</td> </tr> <tr> <td>退職金請求者数</td> <td>13人</td> <td>1人</td> <td>9人</td> <td>6人</td> </tr> </tbody> </table> <p>(平成28年度)</p> <p>住民基本台帳ネットワークの活用については、上記iii)・v)の退職金請求手続の要請等を行った結果、宛先不明により返送されてきた者の住所照会(10人)を実施(29年3月)したが、住所判明者はいなかった。(29年4月)</p> <p>iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>v) 平成28年度より調査後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住</p>	1,680人	1,502人	1,401人	1,343人		25年度	26年度	27年度	28年度	調査件数	26人	3人	17人	20人	手帳更新者数	1人	0人	1人	5人	退職金請求者数	13人	1人	9人	6人	<p>・長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について平成26年度末以降の状況を集計できるようにした。</p>	<p>統計プログラムの開発により、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について平成26年度末以降の状況を集計可能とした。</p>	
1,680人	1,502人	1,401人	1,343人																											
	25年度	26年度	27年度	28年度																										
調査件数	26人	3人	17人	20人																										
手帳更新者数	1人	0人	1人	5人																										
退職金請求者数	13人	1人	9人	6人																										

<p>を実施後、一定期間経過後も手帳更新がない被共済者に対する請求勧奨等を実施すること。</p>	<p>定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</p> <p>vi) 前記v)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるように</p>		<p>所が把握できている被共済者（平成28年度については平成26年度の長期未更新調査対象者のうち、更に2年間共済手帳の更新等がされていない住所判明者2名）に対し、退職金請求手続の要請等を行った。（平成28年12月）</p> <p>手帳更新した者 0件 退職金請求した者 0件</p> <p>vi) 前記v)の手続要請を効率的に実施できるよう、平成27年度までに被共済者管理システムを改修については、対象となる被共済者の数、システム開発費用等を考慮して検討した結果、当面は職員で対応することとした。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額については平成26年度末以降の状況を集計できるようにした。</p>			
--	---	--	--	--	--	--

<p>・長期未更新者の現状を踏まえた効率的な対策を行うという観点から、退職金</p>	<p>する。 なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。</p> <p>vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>viii) 共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</p> <p>□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果</p>	<p>・関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。</p> <p>・長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期未更新者縮減方策をとっているか。</p>	<p>vii) ホームページ、ポスター、パンフレット等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。また、業界紙等に注意喚起の記事を掲載した。</p> <p>viii) 全共済契約者に対し、年2回、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。</p> <p>□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方策を厚生労働省と連携しながら検討した。 ・被共済者の就労状況を把握するため、平成29年度に実態調査を実施することを決定した。</p>	<p>・関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>・全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に清酒製造業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。</p> <p>・被共済者の就労状況を把握するため、平成29年度に実態調査を実施することを決定した。</p>	<p>関係業界団体への協力要請、ホームページ等の活用により、共済手帳の更新や退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起した。</p> <p>清酒製造業については、全共済契約者に対し、被共済者の退職時等に引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請を行った。</p> <p>平成29年度に就労状況実態調査を実施予定。</p>	
--	--	---	--	--	--	--

<p>請求の可能性が低い者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討すること。</p> <p>・引き続き、引退者への確実な退職金支給のための効果的な周知広報を行うこと。</p>	<p>を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。</p> <p>③ 林業退職金共済事業における長期未更新者のうち業界引退者への確実な退職金支給のための取組</p> <p>イ 確実な退職金支給のための取組</p> <p>i) 新規加入時に被共済者の住所の把握を徹底し、</p>	<p><評価の視点></p> <p>・被共済者の住所把握のための取組を着実に実施しているか。</p>	<p>i) 新規加入時に被共済者の住所を把握し、林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知するとともに、住所情報をデータベース化した。</p>	<p><評価の視点に対する措置></p> <p>・新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化した。</p>	<p>新規加入及び更新時に被共済者の住所を把握し、データベース化した。</p>	
--	--	--	---	---	---	--

林業退職金共済（以下「林退共」という。）事業に加入したことを本人に通知する。また、共済手帳の住所欄に被共済者の住所を記載させる。

- ii) 共済手帳の更新時等においても被共済者の住所の把握を徹底し、新規加入時住所情報とともにデータベース化する。
- iii) 過去3年間共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する現況調査において、住民基本台帳ネットワーク等も活用しながらその住所の把握に努め、その情報をデータベース化するとともに、共済手

通知件数

25年度	26年度	27年度	28年度
1,736人	1,820人	2,372人	1,768人

ii) 共済手帳の更新時において、共済手帳に記入された被共済者の住所のデータベース化を行った。

更新件数

25年度	26年度	27年度	28年度
15,458人	15,512人	15,757人	15,608人

iii) 過去3年以上共済手帳の更新がなく、かつ、24月以上の掛金納付実績を有する被共済者に対する長期未更新者調査により、その住所の把握に努め、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。また、未回答の共済契約者に対し、電話による情報提供の依頼を行い、把握した住所情報をデータベース化した。

長期未更新者調査

	25年度	26年度	27年度	28年度
調査件数	296人	189人	153人	189人
手帳更新者数	26人	35人	31人	40人
退職金請求者数	39人	56人	39人	46人

(平成28年度)

住民基本台帳ネットワークの活用については、上記iii)・v)の退職金請求手続の要請等を行った結果、宛先不明により返送されてきた者の住所照会(35人)を実施(29年3月)し、住所判明した者(7人)に対し改めて退職金請求手続の要請等を行った。(平成29年4月)

	<p>帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、加入時の住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請する。</p> <p>v) その後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者に対し、平成28年度以降、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続をとるよう要請する。</p> <p>vi) 前記v)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理シ</p>	<p>・被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発について着実に進められているか。</p>	<p>iv) 前記iii)によっても当該被共済者の住所等が把握できなかった場合には、既に共済契約者を通じて入手した住所を基に、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を取るよう要請した。</p> <p>v) 平成28年度より調査後一定期間経過後も共済手帳の更新がなく、住所が把握できている被共済者（平成28年度については平成26年度の長期未更新調査対象者のうち、更に2年間共済手帳の更新等がされていない住所判明者46名）に対し、退職金請求手続の要請等を行った。（平成28年12月）</p> <p>手帳更新した者 0件 退職金請求した者 6件</p> <p>vi) 前記v)の手続要請を効率的に実施できるよう、遅くとも平成27年度までに被共済者管理システムを改修については、対象となる被共済者の数、システム開発費用等を考慮して検討した結果、当面は職員で対応することとした。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額については平成26年度末以降の状況を集計できるようにした。</p>	<p>・長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について平成26年度末以降の状況を集計できるようにした。</p>	<p>統計プログラムの開発により、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について平成26年度末以降の状況を集計可能とした。</p>	
--	---	---	---	--	---	--

	<p>システムを改修する。また、長期未更新者の状況等を集計できるよう平成26年度までに統計プログラムの開発を行い、手帳更新冊数、未更新期間、年齢階層及び退職金試算額について遅くとも平成26年度末以降の状況を集計できるようにする。</p> <p>なお、被共済者管理システムの改修及び統計プログラムの開発については、毎年度その進捗状況を明らかにし、検証を行うものとする。</p> <p>vii) ホームページ等を活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行う。</p> <p>viii) 共済契約</p>	<p>・関係者に対する周知等が効果的に実施されているか。</p>	<p>vii) ホームページ、事業主団体の広報誌などを活用し、共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行い、併せて山村振興法に基づく振興山村の市町村に対し、林業界での就労経験者へ、退職金の請求等の手続を行うよう呼びかける注意喚起の記事を広報紙に掲載するよう依頼した。林野庁メールマガジンにも同内容の呼びかけを掲載した。</p>	<p>・関係業界団体への協力要請、ホームページ及びパンフレット等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>・全共済契約者に対し、被共済者の</p>	<p>関係業界団体への協力要請、ホームページ等の活用等により共済手帳の更新、退職金の請求等の手続を行うよう注意喚起を行った。</p> <p>林業について全共済契約者に対</p>	
--	---	----------------------------------	---	---	--	--

	<p>者に対し、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請する。</p> <p>□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 以上イの取組の結果を踏まえ退職金請求の可能性が低い長期未更新者については、長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から、例えば時効の援用など新たな長期未更新者の縮減方を厚生労働省と連携しながら検討する。</p>	<p>・長期にわたる事務管理コストの削減等の観点から効果的な長期未更新者縮減方策をとっているか。</p>	<p>viii) 全共済契約者に対し、年2回、被共済者の退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。</p> <p>□ 累積した長期未更新者を縮減するための対策 新たな長期未更新者を縮減する対策の検討を行った。</p>	<p>退職時等に林業からの引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請した。</p> <p>・新たな長期未更新者を縮減する対策の検討を行った。</p>	<p>し、引退の意思の有無を確認し、引退の意思を有する場合には退職金の請求を指導するよう要請。</p> <p><今後の課題> 特定業種退職金共済制度における退職金共済手帳の長期未更新者を減少させるため、退職金請求勧奨に加え、被共済者の属性分析結果を踏まえた。新たな方策を検討する必要がある。</p>	
--	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-3	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実に資すること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
目標の処理期間内における退職金等支給実施								予算額(千円)	—	—	—	—	
中退共事業	受付から25日以内に退職金等の支給を行う							決算額(千円)	—	—	—	—	
達成度			100%	100%	100%	100%		経常費用(千円)	—	—	—	—	
建退共事業 清退共事業 林退共事業	受付から30日以内に退職金の支給を行う							経常利益(千円)	—	—	—	—	
達成度			100%	100%	100%	100%		行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	
								従事人員数	—	—	—	—	

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに関するインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																			
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価												
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)											
2 サービスの向上 (1) 業務処理の効率化 加入者の利便及び機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて見直しを行うこと。 また、契約及び退職金給付に当たり、引き続き、厳正な審査を実施しつつ、中退共事業においては25日以内、特退共事業においては30日以内に退職金等の支給を行うこと。	2 サービスの向上 (1) 業務処理の簡素化・迅速化 ① 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要に応じて改善計画を策定するとともに、適宜その見直しを行う。特に、加入者等が行う諸手続について、ホームページから簡易・迅速に行うことを検討・実施する。	<定量的指標> ・ 中退共事業においては、受付から25日以内。 ・ 建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・ 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じているか。特に、ホームページから諸手続が行えるよう検討しているか。	<主要な業務実績> ① 諸手続・事務処理等の再点検を行い、加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図った。 事務処理点検を行い、「事務処理改善計画」を作成した。				<評定と根拠> 評定：B ・ 中退共事業においては、受付から25日以内に支払った。 ・ 建退共事業においては、受付から30日以内に支払った。 ・ 清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に支払った。 これらを踏まえ、Bと評価する。		評定 B	評定									
			<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機構内事務処理に関すること</td> <td>6件</td> <td>5件</td> <td>8件</td> <td>8件</td> </tr> <tr> <td>加入者が行う手続に関すること</td> <td>1件</td> <td>3件</td> <td>3件</td> <td>0件</td> </tr> </tbody> </table>		25年度	26年度	27年度	28年度	機構内事務処理に関すること	6件	5件	8件	8件	加入者が行う手続に関すること	1件	3件	3件	0件	<評価の視点に対する措置> ・ 業務における事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続・事務処理等の点検を行い、「事務処理改善計画」の作成及び実績のとりまとめを行っている。 ・ 加入者が行う諸手続や提出書類の合理化を図るとともに、機構内の事務処理の簡素化・迅速化を図る観点から、諸手続及び事務処理等の再点検を行い、必要な措置を講じた。 ・ 加入者が行う手続や提出書類の合理化については、ゆうちょ銀行の総合口座へ退職金等の振込開始をした。
	25年度	26年度	27年度	28年度															
機構内事務処理に関すること	6件	5件	8件	8件															
加入者が行う手続に関すること	1件	3件	3件	0件															

	<p>② 契約及び退職金給付に当たり、厳正な審査を引き続き実施しつつ、以下の処理期間内に退職金等支給を行う。</p> <p>i) 中退共事業においては、受付から25日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）</p> <p>ii) 建退共事</p>		<p>た。</p> <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・職員に対し、中退共制度の退職金計算方法の習得を目的とし、退職金計算研修を行った。 ・中退共事業においては、中退共制度 Q&A (コーナー用) を見直し、マニュアルのペーパーレス化を進めた。 <p>(平成 26 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共事業においては、新しい中退共制度の紹介動画を YouTube (退職金チャンネル) サイトへ掲載した。 <p>(平成 27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ゆうちょ銀行の総合口座へ退職金等の振込開始をした。 <p>(平成 28 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・口座振替事務代行業者と各金融機関との間で行っているデータの授受方式を記録媒体 (CMT 及び DVD) から伝送方式に移行する準備をした(平成 29 年 4 月から 3 行実施予定)。 <p>・建退共事業においては、平成 28 年 4 月の中小企業退職金共済法の改正、平成 28 年 1 月のマイナンバー法の施行に伴い、支部事務取扱要領を改訂し、支部での窓口業務等において適切な対応を行えるようにした。</p> <p>・建退共、清退共及び林退共事業においては、反社会的勢力との一切の関係を排除することを目的に一部改正された「共済約款」について、ホームページに掲載し加入者等へ周知するとともに、全共済契約者に対し改正後の「共済約款」を交付した。</p> <p>・林退共事業においては、平成 27 年 10 月から実施された掛金日額及び退職金の額の変更等の制度改正に伴い、様式変更やマニュアル作成等を行った。</p> <p>i) 中退共事業においては、受付から 25 日以内（退職月の掛金の納付が確認されるまでの期間は支払処理期間から除く。）を維持した。</p> <p>ii) 建退共事業においては、受付から 30 日以内に支払った。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・掛金預金口座振替に係る事務代行業務委託先とのデータ（請求・結果）授受の伝送化を平成 26 年 2 月請求分から実施した。 ・事務手続の迅速化を図るとともに震災、大雨、台風等による災害救助法適用地域についても特例措置を迅速に実施した。 	<p><今後の課題></p> <p>平成 28 年 4 月に施行した中退法の改正内容などを踏まえ、より一層の事務処理の改善を行い、業務効率化に取り組む必要がある。</p>	
--	---	--	--	--	---	--

		<p>業においては、受付から30日以内</p> <p>iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内</p>		<p>iii) 清退共事業及び林退共事業においては、受付から30日以内に支払った。</p>			
--	--	---	--	---	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-4	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 (2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
									予算額(千円)	—	—	—	—	
									決算額(千円)	—	—	—	—	
									経常費用(千円)	—	—	—	—	
									経常利益(千円)	—	—	—	—	
									行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	
									従事人員数	—	—	—	—	

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																																																																													
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価																																																																																																						
			業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)																																																																																																					
							評価	B	評価																																																																																																				
<p>(2)情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させること等により、相談業務の質を向上させること。</p> <p>引き続き、共済契約者等の利便性を高める観点からホームページの充実をはかるほか、コールセンターを充実し、共済契約者等のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスの一層の向上を図ること。</p>	<p>(2) 情報提供の充実、加入者の照会・要望等への適切な対応等</p> <p>① 共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上のQ&Aに反映するなど回答の標準化等を図り、また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるような仕組みを検討するとともに、個別の相談業務については、引き続き電話により行うなどサービス向上を図る。</p>	<p><定量的指標> なし</p> <p><その他の指標> なし</p> <p><評価の視点> ・ ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組が実施されているか。</p>	<p><主要な業務実績></p> <p>① ホームページ上のQ&Aの実態を把握するため、アクセス件数及びQ&Aに対する意見を集計するとともに、Q&Aの改善に役立てた。</p> <p><25年度></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共</th> <th>建退共</th> <th>清退共</th> <th>林退共</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参考になった</td> <td>1,148</td> <td>217</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>どちらでもない</td> <td>58</td> <td>10</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ならなかった</td> <td>106</td> <td>31</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>コメント</td> <td>141</td> <td>31</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> </tbody> </table> <p><26年度></p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共</th> <th>建退共</th> <th>清退共</th> <th>林退共</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参考になった</td> <td>1,258</td> <td>196</td> <td>0</td> <td>3</td> </tr> <tr> <td>どちらでもない</td> <td>61</td> <td>6</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>ならなかった</td> <td>147</td> <td>21</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>コメント</td> <td>144</td> <td>28</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table> <p><27年度> (システム切替の為平成28年3月25日までの数値)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共</th> <th>建退共</th> <th>清退共</th> <th>林退共</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参考になった</td> <td>1,140</td> <td>198</td> <td>4</td> <td>2</td> </tr> <tr> <td>どちらでもない</td> <td>58</td> <td>17</td> <td>1</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>ならなかった</td> <td>113</td> <td>41</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>コメント</td> <td>137</td> <td>35</td> <td>0</td> <td>2</td> </tr> </tbody> </table> <p><28年度> (システム切替の為平成28年10月1日から集計)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>中退共</th> <th>建退共</th> <th>清退共</th> <th>林退共</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>参考になった</td> <td>330</td> <td>58</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>どちらでもない</td> <td>19</td> <td>7</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>ならなかった</td> <td>37</td> <td>11</td> <td>0</td> <td>1</td> </tr> <tr> <td>コメント</td> <td>49</td> <td>20</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> </tbody> </table>					中退共	建退共	清退共	林退共	参考になった	1,148	217	0	1	どちらでもない	58	10	0	0	ならなかった	106	31	0	0	コメント	141	31	0	1		中退共	建退共	清退共	林退共	参考になった	1,258	196	0	3	どちらでもない	61	6	0	2	ならなかった	147	21	0	1	コメント	144	28	0	0		中退共	建退共	清退共	林退共	参考になった	1,140	198	4	2	どちらでもない	58	17	1	1	ならなかった	113	41	0	0	コメント	137	35	0	2		中退共	建退共	清退共	林退共	参考になった	330	58	0	0	どちらでもない	19	7	0	0	ならなかった	37	11	0	1	コメント	49	20	0	0	<p><評価と根拠></p> <p>評価：B 情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。災害発生時に掛金納付期限の延長手続などをホームページを通じ情報提供の迅速な掲載に努めた。これらを踏まえ、Bと評価する。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p><25年度> 中退共モバイルサイトをリニューアルするなど、ホームページによる情報提供の迅速化と充実に努めた。なお、ホームページアクセス数は約256万件であった。 ・建退共モバイルサイトを構築し、QRコードから閲覧できるようにした。また、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。</p> <p><26年度> ホームページの活用による情報提供の充実に努めた結果、ホームページアクセス件数が約300万件に増加した。 情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。災害発生時に掛金納付期限の延長手続などをホームページを通じ情報提供の迅速化と充実に努めた。</p> <p><27年度> 情報を閲覧しやすくするためサイト内の古い記事を整理した。なお、ホームページアクセス件数は約312万件に達した。 災害発生時に掛金納付期限の延長手続などをホームページを通じ情報提供の迅速化と充実に努めた。</p> <p><28年度> 災害による被災者に対する罹災見舞いや、掛金納付期限の延長手続など、ホームページを通じ災害救助法適用地域に最新の情報を迅速に提供した。 情報を閲覧しやすくするためサイ</p>	<p>評価</p> <p><評価に至った理由> 各年度において、ホームページ利用者からの意見集約を行い、ホームページ上のQ&A改善に役立てている。また、ホームページの記事を整理するとともに、中退共・建退共モバイルサイトを構築したこと、災害救助法の適用地域における特例措置のホームページ掲載を行っている等、所期の計画どおり実施されていることを踏まえ「B」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>	<p>評価</p>
	中退共	建退共	清退共	林退共																																																																																																									
参考になった	1,148	217	0	1																																																																																																									
どちらでもない	58	10	0	0																																																																																																									
ならなかった	106	31	0	0																																																																																																									
コメント	141	31	0	1																																																																																																									
	中退共	建退共	清退共	林退共																																																																																																									
参考になった	1,258	196	0	3																																																																																																									
どちらでもない	61	6	0	2																																																																																																									
ならなかった	147	21	0	1																																																																																																									
コメント	144	28	0	0																																																																																																									
	中退共	建退共	清退共	林退共																																																																																																									
参考になった	1,140	198	4	2																																																																																																									
どちらでもない	58	17	1	1																																																																																																									
ならなかった	113	41	0	0																																																																																																									
コメント	137	35	0	2																																																																																																									
	中退共	建退共	清退共	林退共																																																																																																									
参考になった	330	58	0	0																																																																																																									
どちらでもない	19	7	0	0																																																																																																									
ならなかった	37	11	0	1																																																																																																									
コメント	49	20	0	0																																																																																																									

② 相談業務については、相談者の満足度を調査し、その結果を相談業務に反映させることにより、相談業務の質を向上させる。また、対応の基本、実際の対応例等を定めた応答マニュアルを見直し、懇切丁寧な対応を徹底する。さらに、コール

・中退共事業については、ホームページより加入者が行える諸手続として平成26年4月1日から加入証明書電子申請・自動交付システムを開始した。

・建退共事業については、共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等をホームページ上において受け付け、対応した。

・清退共、林退共事業については、制度に関する質問等をホームページにおいて受付、回答した。

また、ホームページを活用し、被共済者が直接情報を入手できるように、加入事業所情報を掲載するとともに、個別の相談業務を電話により行うなど、引き続きサービスの向上を図った。

② ホームページからの「ご意見・ご質問」、「ご利用者の声アンケート用紙」を基に相談業務の意見を把握し、苦情に関しては組織的に職員等に注意喚起を行い、今後の相談業務に反映するべく職員等に情報提供した。

○ホームページからの「ご意見・ご質問」受付件数

	機構	中退共	建退共	清退共	林退共	財形	合計	うち 苦情
25年度	30件	756件	308件	4件	22件	107件	1,227件	14件
26年度	21件	1,034件	307件	4件	23件	55件	1,444件	28件
27年度	26件	944件	183件	1件	17件	61件	1,232件	11件
28年度	15件	966件	212件	1件	14件	76件	1,284件	26件

苦情については、すべて即日又は翌日に回答をした。

○相談窓口を設置した「ご利用者の声アンケート用紙」受付件数

ト内の古い記事を整理した。
ホームページによる情報提供の迅速化と充実に努めた結果、ホームページアクセス件数が約350万件に達した。

中退共事業については、ホームページの活用による情報提供の充実に向けた取組を以下のとおり実施した。

- ・統計資料、資産運用資料等の情報（随時）
- ・災害救助法適用地域への掛金納付延長等の情報（随時）
- ・中退法の改正について（27年度）。
- ・マイナンバー（社会保障・税番号制度）の取得について（27年度）。
- ・解散存続厚生年金基金からの移換に関する情報提供として、中退共トップページに専用タブを設置し、概要説明、シミュレーション、退職金計算例を掲載して内容の充実を図った（27年度）。

・建退共事業については、ホームページの活用による情報提供の充実について、災害による被災者に対する罹災見舞いや、災害救助法適用地域の最新の情報を迅速に提供した。

・中退共事業については、お客様サービスの一層の向上を図るため、原課職員の意見を徴収し、コールセンター業務内容の見直しを継続的に実施した。

・建退共事業については、共済契約者等からの諸手続の方法に関する照会・要望等、また、個別の相談業務に係る正確性、質の向上を図るため、対応の基本、及び実際の対応例等を集約した応答マニュアルを活用して、懇切丁寧な対応をした。

中退共事業については、27年度にはホームページに解散存続厚生年金基金からの移換に関する情報提供を行い、適宜、内容の充実を図る取組を行っている。

建退共事業については、災害救助法適用地域の最新の情報を掲載する等、ホームページの活用による適切な情報提供を行った。

センターの充実等により、顧客のニーズに即した相談対応、情報提供を行い、サービスを一層向上させる。

・ コールセンターの充実等サービス向上のための取組が実施されているか。

・ 相談業務における質の向上に向けた取組が実施されているか。

③ ホームページによる共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図る。

	回答	お礼意見	苦情意見	相談用件
25年度	12件	0件	0件	12件
26年度	173件	2件	0件	173件
27年度	277件	17件	0件	277件
28年度	251件	16件	0件	349件

複数回答があるため、回答数と意見の合計は一致しない。

※アンケート用紙記載のご意見例

- ・ ピーアール不足だと思う。こんなに良い制度なのでもっとおおっぴらに公表した方がいい。
- ・ これからの新しい社員の為に勉強になりました。
- ・ 厚生年金基金解散について中退共加入を検討します。
- ・ 良い制度だと思うので廃止しないでほしい。
- ・ 制度をよく勉強し、加入を推進したいと思います。

<中退共事業>

- ・ 加入者サービス向上のため、相談業務については、懇切丁寧な対応を徹底し回答の標準化に努めるとともに、相談業務の質を向上させるため、相談対応 Q&A の追加の事例及び修正を適宜行い回答の標準化を図った。
- ・ 平成 28 年 1 月から開始されるマイナンバー制度に伴い、相談業務におけるマニュアルの整備・周知を行った。
- ・ 平成 28 年 3 月からのコールセンター請負業者選考のため、総合評価落札方式による入札を実施し、業者を決定した。

<建退共・清退共・林退共事業>

- ・ 相談業務について引き続き懇切丁寧な対応を行った。
- ・ 清退共事業においては、相談員連絡会を開催し、相談員の活動状況について報告を受け、相談者の疑問に的確に対応できていることを確認した。また、相談業務について引き続き懇切丁寧な対応を職員等に徹底した。

③ ホームページ等による共済契約者及び被共済者に対する情報提供の充実を図った。

(主なもの)

<中退共事業>

- ・ ホームページ新着情報で、共済契約者に「掛金納付状況票及び退職金試算票」を送付したことのお知らせを掲載した（毎年度）。
- ・ サイト内に掲載していた中退共の制度説明の動画、30 秒 CM 及び建退共の制度説明の動画を You Tube に掲載するようにした（25 年度）。

		<ul style="list-style-type: none"> ・中退法の改正について掲載した（27年度）。 ・マイナンバー（社会保障・税番号制度）の取得について掲載した（27年度）。 ・解散存続厚生年金基金からの移換に関する情報提供として、中退共トップページに専用タブを設置し、概要説明、シミュレーション、退職金計算例を掲載して内容の充実を図った（27年度）。 ・厚生年金基金からの移換に関する情報提供としてシミュレーション等を掲載した（27年度）。 ・加入証明書申請・自動交付システムを引き続き周知するため、郵送で交付依頼のあった加入者に対して周知文を同封した（随時）。 ・災害救助法適用地域への掛金納付延長等の情報（随時） <p><建退共事業・清退共事業・林退共事業></p> <ul style="list-style-type: none"> ・災害救助法の適用地域において被災された共済契約者、被共済者に対する特例措置をホームページ上に掲載するとともに、これらの問い合わせに対し迅速に対応した。 <p>④ 各部署からの要望等に基づき、ホームページを適時更新し、最新の情報を迅速に分かりやすく提供した。</p> <p>【主な更新情報】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・年度計画 ・財務諸表 ・事業報告書及び業務実績の評価結果 ・資産運用評価報告書 ・ホームページにより機構へ寄せられた「国民の皆様の声」を集計し掲載 ・統計資料、資産運用資料等の情報（中退共） ・建設業退職金共済事業年報 ・建設業退職金共済事業月報（毎月） ・加入企業・受給者の声（建退共） ・理事長表彰受賞者（建退共） ・清酒製造業退職金共済事業季報 ・林業退職金共済事業季報 ・最新住宅ローン金利の掲載（財形部） ・財形融資ご利用者の声を掲載（財形部） <p>【その他の更新情報】 （平成 25 年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・解散存続厚生年金基金から中退共制度への移行について（中退共） ・加入証明書発行システムの掲載（中退共） ・FAX 番号かけ間違いに対する注意喚起（中退共） ・公共工事発注者へのお願い（建退共） 			
--	--	--	--	--	--

			<ul style="list-style-type: none"> ・ 建退共 50 周年ロゴ掲載 (建退共) ・ 持家転貸融資特例貸付の拡充について (財形部) ・ 中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置の実施について (財形部) ・ 消費税率引上げに伴う一部繰上げ返済手数料改定について (財形部) <p>(平成 26 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 中小企業退職金共済制度に係る不正事案の公表について (機構) ・ 日本版スチュワードシップ・コードの受入れについて (運用) ・ 平成 26 年 4 月からの退職金共済契約申込書の改訂について (中退共) ・ 厚生年金基金への移換手続を行う場合の手続資料の掲載 (中退共) ・ モバイルサイトの QR コード掲載 (建退共) ・ 財形持家転貸融資震災特例措置融資限度額変更のお知らせ (財形部) ・ 中小企業勤労者貸付金利引下げについて (財形部) <p>(平成 27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 財形持家転貸融資金利の引下げについて (財形部) ・ 子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置について (財形部) ・ 中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置の実施について (財形部) ・ マイナンバーの取得について(中・建・清・林退共) ・ ゆうちょ銀行の総合口座へ退職金等の振込開始について (中・建・清・林) ・ 中小企業退職金共済法の一部改正に伴う説明会の案内 (中退共) ・ 中小企業退職金共済法の一部改正に伴う制度の変更について (建退共) <p>(平成 28 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 監事の意見・監査法人の監査結果 ・ 建退共制度に関する検討会報告書 (建退共) ・ 財形持家転貸融資金利改定について (財形部) ・ 子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置について (財形部) ・ 中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置の実施について (財形部) 			<p><その他事項> (有識者からの意見) 加入者からの照会・要望等への適切な対応については重要な措置であり、加入者への情報提供方式(PCサイト、モバイルサイト)別に、HPのアクセス件数やQ&Aに対する意見などを把握することを検討してもらいたい。</p>
--	--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-5	I 退職金共済事業 2 サービスの向上 (3) 積極的な情報の収集及び活用		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ・施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ														
①主要なアウトプット(アウトカム)情報							②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)							
指標等	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	
									予算額(千円)	—	—	—	—	
									決算額(千円)	—	—	—	—	
									経常費用(千円)	—	—	—	—	
									経常利益(千円)	—	—	—	—	
									行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—	
									従事人員数	—	—	—	—	

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
(3) 積極的な情報の収集及び活用	(3) 積極的な情報の収集及び活用	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> <評価の視点に対する措置> ・中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を年2回以上開催し、各共済事業の概況、退職金未請求等に対する機構の取組報告、情報セキュリティに関する対応状況を報告し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行った。(再掲)	<評定と根拠> 評定：B 中退共事業においては、中退共制度に加入している企業及び従業員を対象に「退職金実態調査」を毎年10月に実施した。調査結果を集計し、報告書を作成後、未請求対応策等に反映させた。 また、建退共事業においては27年度に「退職金実態調査」を実施し、今後の建退共事業の適正かつ効率的な運営を図るための検討材料を得た。さらに28年度に「建退共制度に関する検討会」を行い、電子申請方式(仮称)の導入や加入促進・履行確保のための措置に関する報告の取りまとめを行った。 これらを踏まえ、Bと評価する。 <評価の視点に対する措置> ・中小企業事業主団体、関係業界団体及び関係労働団体の有識者で構成する「参与会」を年2回以上開催し、各共済事業の概況、退職金未請求等に対する機構の取組報告、情報セキュリティに関する対応状況を報告し、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取した。聴取した意見等を踏まえてニーズに即した業務運営を行った。(再掲)	評定	B	評定
					加入者や関係団体等の意見・要望、統計等の各種情報を整理するとともに、実態調査等により積極的に情報を収集し、当該情報を退職金共済事業の運営に反映させることにより、当該事業の改善を図ること。	① 中小企業事業主団体・関係業界団体及び関係労働団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取する場を設けて、聴取した意見を踏まえてニーズに即した業務運営を行う。 ② 毎月の各退職金共済	<評価の視点> ・関係団体の有識者から、機構の業務運営に対する意見・要望等を聴取し、ニーズに即した業務運営を行っているか。 ・各退職金共済事業に関する統

	<p>事業への加入状況、退職金支払状況等に関する統計を整備するとともに、民間企業における退職金制度の現状、将来の退職金制度の在り方、機構が運営する退職金共済事業に対する要望・意見等を随時調査し、これらの統計及び調査の結果を退職金共済事業運営に反映させる。</p>	<p>計・調査の結果を事業運営に反映させているか。</p>	<p>② 引き続き、毎月の各退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。</p> <p>中退共事業については、毎月の退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業概況（毎月） ・事業年報 <p>建退共事業については、引き続き、毎月の加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。（再掲）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業月報（毎月） ・事業年報 <p>清退共・林退共事業については、引き続き、毎月の退職金共済事業への加入状況、退職金支払い状況に関する統計資料を、ホームページに掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業季報 <p>中退共事業については、25年度から28年度において、中退共制度に加入している企業及び従業員を対象に「退職金実態調査」を毎年10月に実施し、調査結果を集計し、報告書を作成し、その後の対応策に反映させた。</p> <p>【調査内容】</p> <p>（平成25年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入経路・退職金制度について（既加入事業所対象） <p>（平成26年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・加入経路と現状・中退共の印象（既加入事業所対象） 	<p>計資料をホームページに掲載した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から28年度に実施した「退職金実態調査」等の調査結果を取りまとめ、報告書を作成した。 		
--	---	-------------------------------	--	---	--	--

			<p>(平成 27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ホームページの利用状況・特退共・厚生年金基金の移換の認知状況（未加入事業所対象） <p>(平成 28 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・中退共制度の取扱いの有無（社会保険労務士対象） <p>【分析結果を踏まえた対応】</p> <p>平成 25 年度に行った「退職金実態調査」の調査項目で、今後の未請求対応策を講じるにあたり参考とするための項目を設け、約 3 割の事業主において「加入通知書」を従業員に渡していないという調査結果が得られたため、平成 26 年 7 月に以下の対応を行った。</p> <p>これまでの周知に加え「掛金振替結果のお知らせ」に「加入通知書」を従業員に渡す旨を明記することとした。</p> <p>建退共事業については、共済契約者及び被共済者の状況等を把握するため、27 年度に実態調査を実施し、調査対象業者・工事現場に対し調査票を発送し、回収した調査票の分類・集計作業を行い、業界団体及び有識者で構成する「建退共制度に関する検討会」に、実態調査の結果及び各種改善案等を提示し、検討に役立てた。</p>		
--	--	--	---	--	--

4. その他参考情報
特になし

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1-6	I 退職金共済事業 3 加入促進対策の効果的実施 (1) 加入目標数 (2) 加入促進対策の実施		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること(厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ-施策大目標 4-2)	当該事業実施に係る根拠(個別法条文など)	中退法第70条第1項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット(アウトカム)情報								②主要なインプット情報(財務情報及び人員に関する情報)					
指標等	達成目標	(参考)前中期目標期間達成率	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
加入目標数									予算額(千円)	—	—	—	—
機構	2,176,150人	2,595,250人	443,240人	439,235人	435,230人	431,225人	427,220人		決算額(千円)	—	—	—	—
中退共事業	1,620,000人	1,943,000人	324,000人	324,000人	324,000人	324,000人	324,000人		経常費用(千円)	—	—	—	—
建退共事業	545,000人	640,000人	117,000人	113,000人	109,000人	105,000人	101,000人		経常利益(千円)	—	—	—	—
清退共事業	650人	750人	140人	135人	130人	125人	120人		行政サービス実施コスト(千円)	—	—	—	—
林退共事業	10,500人	11,500人	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人	2,100人		従事人員数	—	—	—	—
加入者数【達成率】													
機構		2,671,992人【103.0%】	443,121人【100.0%】	469,876人【107.0%】	479,147人【110.1%】	488,274人【113.2%】							
中退共事業		2,019,494人【103.9%】	315,653人【97.4%】	338,185人【104.4%】	355,781人【109.8%】	370,994人【114.5%】							
建退共事業		639,850人【100.0%】	125,590人【107.3%】	129,734人【114.8%】	120,860人【110.9%】	115,381人【109.9%】							
清退共事業		767人【102.3%】	142人【101.4%】	137人【101.5%】	134人【103.1%】	131人【104.8%】							
林退共事業		11,881人【103.3%】	1,736人【82.7%】	1,820人【86.7%】	2,372人【113.0%】	1,768人【84.2%】							

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
3 加入促進対策の効果的実施 中小企業退職金共済事業における加入状況、財務内容等及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、当該制度の新規加入者数（新たに被共済者となったものの数をいう。）の目標を定めること。 これを達成するため、中退共においては中小企業が集積する大都市等での対策強化や金融機関との連携強化等、特退共においては関係官公庁及び関係事業主団体等との連携強化等を行うなど、引き続き、効果的な加入促	3 加入促進対策の効果的実施 (1) 加入目標数 中退共、建退共、清退共、林退共の各事業の最近における加入状況、財務内容及び各事業に対応する産業・雇用状況を勘案して、中期目標期間中に新たに各事業に加入する被共済者数の目標を次のように定める。 ① 中退共事業においては 1,620,000人 ② 建退共事業において	<定量的指標> ・ 新たに加入する被共済者目標数（29年度までの合計） ・ 中退共事業においては 1,620,000人 建退共事業においては 545,000人 清退共事業においては 650人 林退共事業においては 10,500人 合計 2,176,150人 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> (1) 加入目標数 ○機構における被共済者加入実績については前述のとおりである。 なお達成率については、機構全体で 86.41%、中退共事業では 85.22%、建退共事業では 90.20%、清退共事業では 83.69%、林退共事業では 73.30%である。	<評価と根拠> 評価：B 中退共事業の加入目標達成率は、平成25年度は97.4%であったが、周知広報及び加入勧奨の取組を充実させ効果的に実施したことにより、平成26年度から平成28年度については加入目標を達成することができた。 建退共事業、清退共事業については、全ての年度において加入目標を達成することができた。 林退共事業については、27年度のみ加入目標達成となったが、脱退者数の減少に伴い、平成25年度と比べて期末在籍者数は微増した。 これらを踏まえ、Bと評価する。	評価 B	評価 (期間実績評価)	<評価に至った理由> 各年度において加入目標達成状況は制度ごとに達成のばらつきがあるものの、全体としては、目標を達成している。また、加入促進に関する取組について所期の計画どおり実施されていることを踏まえ「B」評価とする。詳細は以下のとおり。

<p>進対策を実施し、加入者数の増加を図ること。</p>	<p>は 545,000人 ③ 清退共事業において は 650人 ④ 林退共事業において は 10,500人 合計 2,176,150人</p> <p>(2) 加入促進対策の実施</p> <p>上記の目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、以下の加入促進対策を効果的に実施する。</p> <p>なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行うこととする。</p> <p>① 広報資料等による周知広報活動</p> <p>イ 制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター及び制度紹介用動画等の広報資料を配布するとと</p>	<p><評価の視点> ・ 広報資料等を活用し、効果的な周知広報活動を行っているか。</p>	<p>(2) 加入促進対策の実施</p> <p>○中期計画における加入目標を達成するため、関係官公庁及び関係事業主団体等との連携の下に、加入促進対策を効果的に実施した。</p> <p>なお、各退職金共済事業への加入促進対策の実施に当たっては、相互に連携して行った。</p> <p>また、必要に応じて理事長をはじめとする役職員等が、関係官公庁及び関係事業主団体等を訪問し、退職金共済制度の周知広報や加入勧奨への協力を依頼した。</p> <p>① イ 広報について ○中退共事業については、制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を作成し、本部の相談窓口や各コーナ</p>	<p><評価の視点に対する措置></p> <p>・中退共事業については、関係官公庁及び関係事業主団体等に定期的に広報資料等を配布し効果的な周知広報を行った。</p> <p>・建退共事業では、関係官公庁、関係団体</p>	<p>各共済事業において、関係官公庁及び関係事業主団体等に定期的に広報資料等を配布して制度の周知を図っている。</p>	
------------------------------	--	---	---	---	---	--

もに、ホームページやマスメディア等を活用した退職金共済制度の周知広報を実施する。

ロ 関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスター等の掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等への退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼する。

一に備え付けて配布した。

(各コーナーへの年度初配布数)

25年度	26年度	27年度	28年度
900部	900部	900部	900部

・制度紹介用動画をホームページ及び26年1月よりYouTube上で配信した。

(アクセス数)

25年度	26年度	27年度	28年度
6,233件	7,167件	4,841件	5,042件

○建退共事業については、制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット・ポスター等の広報資料を作成し、本部、都道府県47支部及び相談コーナー2箇所(平成28年度より1箇所)に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報をするとともに、ホームページにおいて、制度内容、加入手続等の情報を提供し、退職金共済制度の周知広報を実施。また、制度紹介用動画をホームページ上及び26年1月よりYouTube上で配信した。

YouTube アクセス数

25年度	26年度	27年度	28年度
16,523件	20,603件	19,758件	13,785件

○清退共・林退共事業については、制度内容・加入手続等を掲載したパンフレット等の広報資料を、機構(機構ビル、支部)に備え付けて配布することにより、退職金共済制度の周知広報を行った。

・機構事務室に備え付けによる配布

(パンフレット 20)

・支部に備え付けによる配布

(パンフレット 470)

ロ 広報について

○中退共事業については、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。

(窓口備え付け依頼)

25年度	26年度	27年度	28年度
6,800件	6,885件	6,826件	6,929件
257,634部	354,490部	228,310部	234,406部

等を通じて、あらゆる機会をとらえ広報資料により退職金制度の周知広報を行った。

・清退共、林退共事業については、関係官公庁、関係団体等を通じて、あらゆる機会をとらえ広報資料により退職金制度の周知広報を行った。

(記事掲載依頼)

25年度	26年度	27年度	28年度
641件	637件	636件	633件

・職員及び普及推進員等が事業主団体等を直接訪問し掲載を依頼した。

	25年度	26年度	27年度	28年度
職員訪問数	162件	135件	82件	63件
普及推進員数	2,020件	1,706件	1,932件	2,031件

○建退共事業については、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。

また、建退共事業においては、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、制度紹介用動画（DVD）を配布した。

【広報資料の窓口備付け】

	25年度	26年度	27年度	28年度
窓口備付依頼	2,771件	2,865件	2,859件	2,526件
窓口備付	267件	290件	279件	219件

【記事掲載依頼】

	25年度	26年度	27年度	28年度
記事掲載依頼	1,790件	1,789件	1,789件	1,549件
掲載件数	213件	228件	221件	166件

【DVDの配布】

	25年度	26年度	27年度	28年度
配布枚数	366枚	176枚	5枚	646枚

○清退共事業については、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。

広報資料配布

	25年度	26年度	27年度	28年度
配布箇所	275所	274所	278所	274所
配布部数	3,512部	3,013部	3,765部	3,435部

記事掲載依頼

	25年度	26年度	27年度	28年度
--	------	------	------	------

依頼箇所	270 所	271 所	271 所	271 所
掲載数	3 件	3 件	3 件	3 件

○林退共事業については、関係官公庁及び関係事業主団体等に対して、広報資料の窓口備え付け、ポスターの掲示及びこれらの機関等が発行する広報誌等へ退職金共済制度に関する記事の掲載を依頼した。

広報資料配布

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
配布箇所	448 所	447 所	487 所	445 所
配布部数	6,632 部	5,182 部	8,297 部	5,307 部

記事掲載依頼

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
依頼箇所	434 所	434 所	434 所	434 所
掲載数	3 件	2 件	3 件	2 件

ハ 制度普及について

○中退共事業については、以下のとおり取組を行った。

10 月の加入促進強化月間を中心にマスメディアを活用した広報を実施した。また、平成 26 年度以降、特定業種退職金共済事業と連携して NHK 各地方局へ制度紹介の放送依頼を行った。

(平成 25 年度)

・新たなテレビ CM 用動画を作成し首都地域 3 局でテレビ CM 放送を実施した。

(平成 26 年度)

・新たに作成した制度説明動画 (30 分・10 分・5 分) をホームページ及び YouTube に掲載した。

テレビ CM 放送、車両広告 (JR・地下鉄)、新聞広告、パブリシティ放送 (番組内での中退共制度の紹介)、経済誌広告、ラジオでの制度紹介、駅貼りポスター、機内誌広告

(平成 27 年度)

・テレビ CM 放送、パブリシティ放送、ラジオ CM 放送、ラジオでの制度紹介、新聞広告、経済誌広告

(平成 28 年度)

・テレビ CM 放送、ラジオ CM 放送、YouTube 広告

ハ 工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行う。

② 個別事業主に対する加入勧奨等

イ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等により、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行う。特に中退共事業においては、普及推進員等の業務において新規加入促進への重点化を図る。

- ・ 個別事業主に対し、着実に加入勧奨等を行っているか。

○建退共事業においては、10月の加入促進強化月間を中心に、マスメディアを活用した広報を実施した。

建退共・加入促進強化月間におけるマスメディア活用による広報

	25年度	26年度	27年度	28年度
新聞	4回	4回	8回	4回
テレビ	42回	25回	23回	24回
ラジオ	422回	126回	132回	89回

○建退共事業については、公共工事発注者の協力を得て、受注事業者による「建退共現場標識」掲示の徹底を図り、事業主及び建設労働者への制度普及を行った。

(依頼先発注者数)

	25年度	26年度	27年度	28年度
依頼先発注者数	1,751件	1,745件	1,741件	1,696件

(説明会による要請件数)

本部実施分	25年度	26年度	27年度	28年度
回数	1回	1回	1回	2回
参加人数	100人	100人	80人	94人
支部実施分	25年度	26年度	27年度	28年度
回数	145回	154回	158回	147回
参加人数	17,540人	14,459人	14,218人	15,041人

イ 加入勧奨について

○中退共事業については、以下のとおり取組を行った。

- ・ 機構が委嘱した相談員、普及推進員等と連携を図り、各種相談等に対応するとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。

	25年度	26年度	27年度	28年度
訪問企業数	11,155	11,040	10,230	11,185
加入企業数	1,093	1,273	1,246	1,373

- ・ 無料訪問対象地域（首都地域、東海地域、近畿地域）において事業所訪問活動を実施した。

- ・ 中退共事業については、個別企業訪問等を積極的に実施するなどして効果的な加入促進対策を行った。

各共済事業において未加入事業場を把握したうえで個別企業訪問を行った。

<p>ロ 中退共事業においては、機構から加入促進業務を受託した事業主団体等による個別事業主に対する加入促進を行う。特に企業の雇管理に密接な関係を有する社会保険労務士会等の団体との連携を強化する。</p> <p>・ 関係官公庁及び関係事業主団体等と連携し、効果的な取組を実施している</p>	<table border="1"> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>首都地域</td> <td>358所</td> <td>359所</td> <td>411所</td> <td>418所</td> </tr> <tr> <td>東海地域</td> <td>41所</td> <td>68所</td> <td>66所</td> <td>75所</td> </tr> <tr> <td>近畿地域</td> <td>109所</td> <td>123所</td> <td>166所</td> <td>121所</td> </tr> </table> <p>・ 無料訪問対象地域外において事業所訪問活動を実施した。</p> <table border="1"> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>78所</td> <td>97所</td> <td>74所</td> <td>111所</td> </tr> </table> <p>・ 未加入事業所を対象に制度説明会・個別相談会を開催した。</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>説明会開催回数</td> <td>16回</td> <td>14回</td> <td>16回</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td>参加所数</td> <td>472所</td> <td>409所</td> <td>441所</td> <td>545所</td> </tr> <tr> <td>参加人数</td> <td>552人</td> <td>495人</td> <td>525人</td> <td>647人</td> </tr> <tr> <td>うち個別相談会所数</td> <td>112所</td> <td>85所</td> <td>91所</td> <td>78所</td> </tr> </table> <p>・ 説明会参加事業所に対するフォローアップを行った。</p> <table border="1"> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>251所</td> <td>304所</td> <td>272所</td> <td>363所</td> </tr> </table> <p>・ 資料請求があった未加入企業や説明会参加企業及び無料訪問相談があった拠点地域の未加入企業に対し、ダイレクトメールを送付した。</p> <table border="1"> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>4,567件</td> <td>1,992件</td> <td>1,851件</td> <td>1,391件</td> </tr> </table> <p>○ 建退共事業については相談員により相談業務を行うとともに、個別事業主に対する加入勧奨を行った。(再掲)</p> <table border="1"> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>相談対応件数</td> <td>5,060件</td> <td>6,045件</td> <td>6,801件</td> <td>6,567件</td> </tr> </table> <p>○ 清退共事業においては、相談員連絡会を(年1回)開催し、個別事業主に対する加入勧奨の要請を行った。</p> <p>ロ 連携強化について 中退共事業については、以下のとおり取組を行った。 i) 業務委託団体を訪問し連携を強化するとともに、ホームページによる業務委託契約に係る公募を実施した。</p>		25年度	26年度	27年度	28年度	首都地域	358所	359所	411所	418所	東海地域	41所	68所	66所	75所	近畿地域	109所	123所	166所	121所	25年度	26年度	27年度	28年度	78所	97所	74所	111所		25年度	26年度	27年度	28年度	説明会開催回数	16回	14回	16回	15回	参加所数	472所	409所	441所	545所	参加人数	552人	495人	525人	647人	うち個別相談会所数	112所	85所	91所	78所	25年度	26年度	27年度	28年度	251所	304所	272所	363所	25年度	26年度	27年度	28年度	4,567件	1,992件	1,851件	1,391件		25年度	26年度	27年度	28年度	相談対応件数	5,060件	6,045件	6,801件	6,567件	<p>・ 建退共事業においては、未加入事業所を把握し、個別かつ効果的な加入勧奨を実施した。また、事業主からの相談に対して、懇切丁寧な対応をした。</p> <p>・ 清退共、林退共事業においては、未加入事業所を把握し、個別かつ効果的な加入勧奨を実施した。</p> <p>・ 中退共事業については、関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議等で広報資料の配布及び制度説明を行った。</p>	<p>各共済事業において、関係官公庁及び関係事業主団体と連携し、情報の共有、制度の周知を図った。</p>
		25年度	26年度	27年度	28年度																																																																													
	首都地域	358所	359所	411所	418所																																																																													
	東海地域	41所	68所	66所	75所																																																																													
	近畿地域	109所	123所	166所	121所																																																																													
	25年度	26年度	27年度	28年度																																																																														
	78所	97所	74所	111所																																																																														
		25年度	26年度	27年度	28年度																																																																													
	説明会開催回数	16回	14回	16回	15回																																																																													
	参加所数	472所	409所	441所	545所																																																																													
参加人数	552人	495人	525人	647人																																																																														
うち個別相談会所数	112所	85所	91所	78所																																																																														
25年度	26年度	27年度	28年度																																																																															
251所	304所	272所	363所																																																																															
25年度	26年度	27年度	28年度																																																																															
4,567件	1,992件	1,851件	1,391件																																																																															
	25年度	26年度	27年度	28年度																																																																														
相談対応件数	5,060件	6,045件	6,801件	6,567件																																																																														

既加入事業主に対し、文書等により追加加入促進を定期的に行う。

関係機関等との連携の下、全国的な加入促進を図るとともに、大都市2か所に加入促進関係の活動拠点を置き、大都市（首都圏、愛知県及び大阪府）での加入促進を強化する。

地域に密着した金融機関を定期的に訪問し、金融機関に対し加入勧奨の要請を行う。

か。

	25年度	26年度	27年度	28年度
新規委託契約	4件	2件	0件	2件
復託契約	25件	48件	39件	28件

ii) 一定期間追加加入のない事業所を対象に追加申込書を送付した(7～3月)。

25年度	26年度	27年度	28年度
21,890件	30,585件	29,518件	30,034件

既加入事業所リストを普及推進員等に配付し追加加入勧奨を行った。

iii) 活動拠点ごとに、今後の方策を検討するために、定例の打合せ会議を行った。

	25年度	26年度	27年度	28年度
首都地域	12回	11回	11回	11回
東海地域	12回	11回	11回	11回
近畿地域	12回	11回	11回	11回

事業協同組合等の既加入事業主団体を訪問し加入促進協力依頼を行った。

26年度	27年度	28年度
90件	173件	255件

商店街にある事業所に対する加入勧奨を図るため、都道府県商店街振興組合連合会及び地域の商店街組合を訪問し加入促進協力依頼を行った。

25年度	26年度	27年度	28年度
47件	134件	98件	39件

農業従事者に対する加入勧奨を図るため、都道府県の農業政策担当及び農業関係団体を訪問し、加入促進協力依頼を行った。

25年度	26年度	27年度	28年度
30件	50件	31件	18件

厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメール等業界団体の協力を得つつ、普及推進員、委託団体等も活用し、加入勧奨を図る。

ハ 建退共事業においては、関係事業主団体、工事発注者、元請事業者等の協力を得て、未加入事業主に対する加入勧奨を

不動産業に対する加入勧奨を図るため、都道府県不動産業関係団体を訪問し加入促進協力依頼を行った。

26年度	27年度	28年度
15件	13件	9件

特別相談員・普及推進員全国会議を東京にて開催した。

開催日(内容)

26年度 5/22～23(法改正・厚年基金移換周知)

27年度 11/11～12(法改正)

28年度 6/21～22(法改正・ディスカッション)

iv) 地域に密着した金融機関を定期的に訪問して、金融機関による加入勧奨を依頼した。

25年度	26年度	27年度	28年度
54件	37件	49件	47件

月刊誌「しんきん経営情報」へ中退共制度の広告を掲載した。

25年度～28年度(各年10/1発行)

信用金庫等が主催するイベントにブース出展し、参加企業に対し加入勧奨文とパンフレット等を送付した。

	25年度	26年度	27年度	28年度
出展	1回	2回	0回	0回
送付	184件	511件	377件	272件

v) 厚生労働省と連携し、今後とも高い成長が見込まれる分野、雇用者数に比し加入が進んでいない分野の業種等に対し、業界団体への働きかけやダイレクトメールの送付等の協力を得つつ、普及推進員や委託団体等も活用し加入勧奨を図った。

(働きかけや協力依頼を実施した団体)

(平成25年度)

(一社) 情報サービス産業協会

(一社) 日本ボランティアチェーン協会

(一財) 食品産業センター

全国水産物商業組合連合会

(一社) 新日本スーパーマーケット協会

商店街振興組合連合会等

行うとともに、既加入事業主に対し、追加加入勧奨を行う。

ニ 清退共事業及び林退共事業においては、対象となる期間雇用者数が減少傾向で推移していることから、既加入事業主に対し、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、毎年度、文書等による加入勧奨を行う。

(平成 26 年度)
日本歯科医師会
(公社) 全日本不動産協会
(公社) 全国宅地建物取引業協会連合会

(平成 27 年度)
北海道歯科医師会
大阪府歯科医師会
(一社) 日本フランチャイズチェーン協会

(平成 28 年度)
(公社) 全国学習塾協会
(公社) 日本動物病院協会

ハ 加入勧奨について

○建退共事業においては、元請事業所に対し下請事業所が集う安全大会等でパンフレットを配布するよう文書にて協力要請した。

元請事業者へ協力要請

25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
221 社	220 社	306 社	299 社

ニ 加入勧奨について

○清退共事業においては、以下のとおり取組を行った。

i) 既加入事業主に対し、年 2 回、新規雇用労働者の事業加入を確実にを行うよう、文書等による加入勧奨を行った。

ii) 国税局が公表する酒類製造業免許の新規取得者のうち、未加入事業主に対し、加入勧奨を行った。

iii) 「全国酒類製造名鑑」により抽出した未加入事業所に対し、文書により加入勧奨を行った。

(未加入事業所数)

25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
119 件	112 件	117 件	120 件

○林退共事業においては、以下のとおり取組を行った。

i) 既加入事業主に対し、年 2 回、新規雇用労働者の事業加入を

・建退共事業については、関係官公庁、関係団体等へ制度の普及に係る周知広報等を要請した。

・清退共、林退共事業については、関係官公庁、関係団体等へ制度の普及に係る周知広報等を要請した。

③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等関係官公庁及び関係事業主団体等が開催する各種会議、研修会等において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨を行う。

確実にを行うよう、文書等による加入勧奨。
ii) 国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った。

また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行った。

(未加入事業所数)

25年度	26年度	27年度	28年度
562件	44件	53件	44件

③ 各種会議、研修会等における加入勧奨等

○中退共事業については、以下のとおり取組を行った。

i) 都道府県労働局を訪問し、説明会等での時間の確保及びパンフレットの机上配布を依頼した(47都道府県)。

・都道府県労働局が開催する会議等で、制度の周知広報を行った。

26年度	27年度
7回	7回

ii) 都道府県及び市区町村が開催する会議等で、制度の周知広報を行った。

25年度	26年度	27年度	28年度
58回	53回	50回	50回

iii) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で、制度の周知広報のため説明を行った。

25年度	26年度	27年度	28年度
39回	105回	82回	43回

iv) 独立行政法人中小企業基盤整備機構主催の「中小企業総合展」及び東京都主催の「産業交流展」等のイベント等へ資料の設置を依頼し制度の周知広報を行った。

中小企業基盤整備機構主催

「中小企業総合展 in kansai」5月末頃開催

2013(25年度)出展企業 525社

2014(26年度)出展企業 298社
 2015(27年度)出展企業 342社

「中小企業総合展」(26年度より「新価値創造展」)10～11月頃開催

2013(25年度)出展企業 753社
 2014(26年度)出展企業 590社
 2015(27年度)出展企業 254社
 2016(28年度)出展企業 582社

東京都主催

「産業交流展」10～11月頃開催

2013(25年度)出展企業 393社
 2014(26年度)出展企業 858社
 2015(27年度)出展企業 396社
 2016(28年度)出展企業 1,073社

○建退共事業については、以下のとおり取組を行った。

i) 地方公共団体が開催する建設業に係る公共事業の発注担当者会議において、制度内容や加入手続等の説明を行うなど、制度の普及及び加入勧奨の要請を行った。

25年度	26年度	27年度	28年度
22回	11回	18回	18回

ii) 厚生労働省及び都道府県労働局が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。

25年度	26年度	27年度	28年度
7回	6回	6回	5回

iii) 都道府県及び市区町村が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。

25年度	26年度	27年度	28年度
249回	148回	124回	116回

iv) 中小企業事業主団体、関係業界団体等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。

25年度	26年度	27年度	28年度
171回	170回	171回	194回

④ 集中的な加入促進対策の実施

厚生労働省の協力を得て、毎年度、加入促進強化月間を設定し、月間中、全国的な周知広報活動等を集中的に展開する。

○清退共事業については、以下のとおり取組を行った。
 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を要請した。
 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請した。

	25年度	26年度	27年度	28年度
参加による勧奨	18所	12所	15所	14所
資料配布による勧奨	5所	3所	7所	6所

○林退共事業については、以下のとおり取組を行った。
 i) 厚生労働省、都道府県労働局等が開催する各種会議等で制度の周知広報を依頼した。
 ii) 関係業界団体等が開催する各種会議等での制度の周知広報を要請した。

	25年度	26年度	27年度	28年度
参加による勧奨	15所	15所	13所	12所
資料配布による勧奨	17所	9所	11所	12所

④集中的な加入促進対策の実施

○中退共事業については、厚生労働省、国土交通省、林野庁及び中小企業庁の協力を得て、10月を加入促進強化月間としについて、月間中、次のような活動を行った。

i) 各年度版のポスター・ちらしを作成し、関係機関及び事業主団体等へ配布した。

	25年度	26年度	27年度	28年度
ポスター	17,383枚	18,965枚	16,953枚	16,737枚
ちらし	611,240枚	639,110枚	592,830枚	575,960枚

※月間に向けた9月初めの発送数

厚生労働省から関係省庁等に月間の協力依頼を通知した。

関係機関等に月間の協力依頼文書を送付した。

事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した。

25年度	26年度	27年度	28年度
24件	23件	13件	21件

月間協力依頼のため、職員及び普及推進員等が関係機関等を直接訪問し協力を依頼した。

iv) 関係機関に対して役員等による加入促進協力依頼及び広報誌等への記事掲載依頼を実施した。

(訪問による依頼件数)

	25年度	26年度	27年度	28年度
職員訪問数	162件	135件	82件	63件
普及推進員数	2,020件	1,706件	1,932件	2,031件

(掲載を確認した件数)

25年度	26年度	27年度	28年度
758件	1,168件	1,341件	1,533件

事業主団体等に対し、理事長及び本部長によるトップセールスを実施した。

25年度	26年度	27年度	28年度
11件	12件	8件	6件

未加入事業所に対する個別訪問による加入促進及び既加入事業所の追加加入促進の実施について、

i) 無料訪問対象地域(首都地域、東海地域、近畿地域)において事業所訪問活動を実施した。

	25年度	26年度	27年度	28年度
首都地域	358所	359所	411所	418所
東海地域	41所	68所	66所	75所
近畿地域	109所	123所	166所	121所

無料訪問対象地域外において事業所訪問活動を実施した。

25年度	26年度	27年度	28年度
78所	97所	74所	111所

ii) 未加入事業所を対象に制度説明会・個別相談会を開催した。

(説明会開催回数・参加所数・参加人数・うち個別相談会参加所数)

	25年度	26年度	27年度	28年度
説明会開催回数	16回	14回	16回	15回
参加所数	472所	409所	441所	545所
参加人数	552人	495人	525人	647人
うち個別相談会所数	112所	85所	91所	78所

iii) 月間を含む期間、首都圏をはじめとする地域においてテレビ CM 放送及びラジオ CM 放送等を実施した。また、平成 26 年度以降、特定業種退職金共済事業と連携して NHK 各地方局へ制度紹介の放送依頼を行った。

(平成 25 年度)

- ・新たなテレビ CM 用動画を作成し首都圏でスポット CM 放送を実施した。

(平成 26 年度)

- ・拠点地域（首都圏・東海地域・近畿地域）をはじめとする地域においてテレビ CM 放送を実施した。

- ・CM 放送を行ったテレビ局においてパブリシティ（番組内で中退共制度を紹介）を実施した。

(平成 27 年度)

- ・首都圏及び全国放送の BS 局においてテレビ CM 放送を実施した。

- ・全国放送の時間帯においてラジオ CM 放送を実施した。

(平成 28 年度)

- ・拠点地域を中心としてテレビ CM 放送を実施した。

- ・全国放送の時間帯においてラジオ提供 CM を実施した。

○建退共事業としては、10月の加入促進強化月間に次のような活動を行った。

i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
ポスター	12,035 部	12,180 部	12,500 部	12,300 部
パンフレット	69,590 部	74,457 部	79,510 部	69,497 部

ii) 退職金共済制度の普及推進等に貢献のあった者に対する理事長表彰の実施

	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度
建退共	91 所	91 所	90 所	92 所

iii) 全国的な周知広報活動等を実施するため、厚生労働省への後援依頼や関係機関への協力依頼等を行った。

加入促進強化月間実施要綱の配布

- ・厚生労働省あて後援名義使用許可願
- ・国土交通省あて後援名義使用許可願
- ・関係機関に対し、月間実施についての協力依頼文書を送

付。

- ・民間発注者団体等に対する制度普及協力依頼
- ・職業訓練校、工業高等学校等への制度周知依頼

実施要綱の配布数

	25年度	26年度	27年度	28年度
建退共	10,898枚	11,151枚	11,071枚	10,913枚

また、その他の取組として以下のとおり行った。

i) 厚生労働省及び国土交通省出席のもと、「建設業退職金共済制度加入促進等連絡会議」を開催した。

参加団体数

25年度	26年度	27年度	28年度
30件	30件	27件	29件

ii) 未加入事業所を把握し、個別のかつ効果的な加入勧奨を実施した。

iii) 元請事業主に対し下請事業主の加入指導及び事務受託の推進の依頼。併せて、専門工事業団体の協力を得て、未加入事業所に対する加入勧奨を実施した。

iv) 工事現場等で建退共事業への認識を高めるための労働者用リーフレットの備付・配布依頼を行った。

配布部数

	25年度	26年度	27年度	28年度
リーフレット	13,092部	15,140部	16,495部	13,680部

v) 新聞等のマスメディアを活用した広報の実施

・業界専門誌、業界団体専門誌、テレビ放送、ラジオ放送による広報活動を実施した。

マスメディアの活用件数

	25年度	26年度	27年度	28年度
業界専門紙	11回	18回	12回	22回
テレビ	42回	25回	23回	24回
ラジオ	422回	126回	132回	89回

○清退共事業については、以下のとおり取組を行った。

i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布

	25年度	26年度	27年度	28年度
ポスター	162部	163部	163部	163部

パンフレット等	2,384部	2,414部	2,386部	2,386部
---------	--------	--------	--------	--------

iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開の実施
 ・加入促進強化月間を円滑に実施するため、4事業及び総務課と事前協議(5月)

・実施要綱

	25年度	26年度	27年度	28年度
実施要綱の配布	1,219枚	1,234枚	1,220枚	1,220枚

また、その他の取組として以下のとおり行った。

i) 杜氏、蔵人等の清酒製造業労働者のうち期間雇用者全員の加入促進と共済証紙の貼付徹底を図るため、酒造組合及び杜氏組合等へ協力を要請した。

ii) 日本酒造組合中央会等関係団体のホームページ、またその発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。

○林退共事業については、以下のとおり取組を行った。

i) ポスター、パンフレット等の広報資料の作成、配布

	25年度	26年度	27年度	28年度
ポスター	326部	326部	326部	326部
パンフレット等	2,015部	2,015部	2,015部	2,015部

iii) 全国的な周知広報活動等の集中的展開の実施

また、その他の取組として以下のとおり行った。

・加入促進強化月間を円滑に実施するため、4事業及び総務課と事前協議(5月)

・実施要綱

	25年度	26年度	27年度	28年度
実施要綱の配布	1,961枚	1,961枚	1,961枚	1,961枚

・全国森林組合連合会等関係団体の発行する広報誌等に、加入促進と履行確保に関する情報掲載の依頼をした。

⑤ 他制度と連携した加入促進対策の実施

イ 中退共事

・他制度と連携した加入促進対策を効果的に実施しているか。

⑤ イ 出張等の際に地方自治体を訪問し、掛金助成・補助制度の拡大・充実に働きかけた。

・中退共事業については、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかけた。

中退共事業については、独自に掛金の補助を行っている地方公共団体に対し補助制度の拡充を働きかけた。

業においては、独自に掛金の助成・補助制度を実施する地方公共団体等の拡大・充実に働きかける。

25年度	26年度	27年度	28年度
85自治体	46自治体	28自治体	24自治体

- ・新たに助成団体となった地方公共団体等
 - 25年度 4団体
東金市(千葉県)、荒川区(東京都)、一般財団法人藤枝市勤労者福祉サービスセンター(静岡県)(サービスセンター会員対象)、泉佐野市(大阪府)
 - 26年度 3団体
平塚市(神奈川県)、尾張旭市(愛知県)、新居浜市(愛媛県)
 - 27年度 1団体
幕別町(北海道)
 - 28年度 4団体
東京都(正規雇用転換した従業員対象)、養老町商工会(岐阜県)(養老町商工会会員対象)、みよし市(愛知県)、薩摩川内市(鹿児島県)

また中退共事業として、存続厚生年金基金からの移行促進として以下のとおり行った。

- ・基金事務局等が開催した説明会で制度の周知広報を行った。

	26年度	27年度	28年度
基金事務局	21回	15回	5回
その他	6回	0回	2回

- ・商工会等の委託団体を訪問し、存続厚生年金基金移換について会議事業所への周知広報等を依頼した(随時)。

- ロ 各支部を通じ各都道府県及び各市町村における加入履行証明書、掛金収納書の徴収状況調査の依頼及び徴収の協力要請を行った。

(要請件数)

25年度	26年度	27年度	28年度
1,751件	1,745件	1,741件	1,696件

- ハ 国有林野事業受託事業体で制度加入事業所及び未加入事業所に対し、加入勧奨を行った。

また、林野庁に未加入事業所名簿を提供し、加入指導の要請を行

ロ 建退共事業においては、建設業等に係る公共事業発注機関に対し、受注事業者からの掛金収納書及び建退共加入履行証明書徴収の要請を行

- ・建退共事業では、公共工事発注機関に対し、受注事業者から掛金収納書及び加入履行証明書の徴収を要請した。

- ・林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係

建退共事業では、公共工事発注機関に対し、加入履行証明書、掛金収納書の徴収状況調査の依頼及び徴収の協力を要請した。

林退共事業では「緑の雇用」実施にあたり、関係機関に対し林退共事業等への加入について要請

	<p>う。</p> <p>ハ 林退共事業においては、いわゆる「緑の雇用」の実施に当たり、林退共事業等への加入について事業主に指導するよう関係機関に要請を行う。</p>		<p>行った。(再掲)</p> <p>(未加入事業所数)</p> <table border="1" data-bbox="774 184 1234 275"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>562件</td> <td>44件</td> <td>53件</td> <td>44件</td> </tr> </tbody> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	562件	44件	53件	44件	<p>機関に要請を行った。</p> <p><課題と対応></p> <p>平成28年度は目標を達成したものの引き続き加入促進対策に取り組むことが重要である。</p>	<p>を行った。</p> <p><今後の課題></p> <p>退職金共済制度への加入及び未加入の理由や業種の分布等を分析し、効果的な加入促進対策を検討し、実施する必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見)</p> <p>次期中期目標における加入促進の目標設定においては、中小企業数の推移予測、景気要因による労働需給予測を踏まえ、設定することがよい。</p> <p>加入促進に関して、産業別中分類レベルで産業構造、就業構造の将来を見越して、的確にフォローアップしていくことがよい。また、離職防止効果などの退職金のメリットをアピールしていただくことがよい。</p>	
25年度	26年度	27年度	28年度											
562件	44件	53件	44件											

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
1—7	Ⅱ 財産形成促進事業 1 融資業務について 2 周知について 3 勤労者財産形成システムの再構築		
関連する政策・施策	豊かで安定した勤労者生活の充実を図ること（厚生労働省 政策体系 基本目標Ⅲ・施策大目標 4-2）	当該事業実施に係る根拠（個別法条文など）	中退法第70条第2項
当該項目の重要度、難易度	—	関連する政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ													
①主要なアウトプット（アウトカム）情報								②主要なインプット情報（財務情報及び人員に関する情報）					
指標等	達成目標	(参考) 前中期目標 期間達成率	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度		25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
借入申込書を受理した日から融資の貸付決定までの日数	16日以内に融資の貸付決定							予算額（千円）	—	—	—	—	—
達成度			100%	100%	100%	100%		決算額（千円）	—	—	—	—	—
新規貸付を実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、満足した旨の評価割合	8割以上							経常費用（千円）	—	—	—	—	—
達成度			100%	100%	100%	100%		経常利益（千円）	—	—	—	—	—
財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数	毎年20万件以上							行政サービス実施コスト（千円）	—	—	—	—	—
実績値			231,030件	267,321件	207,332件	548,170件		従事人員数	—	—	—	—	—
達成度			115.5%	133.7%	103.7%	274.1%							
行政機関等のメールマガジンを活用して、登録者に財形制度の周知を図った件数	12万件以上												
実績値			120,500件	307,000件	315,900件	326,162件							
達成度			100.4%	255.8%	263.3%	271.8%							
財形制度の周知広報のための企業向け情報誌掲載数	5誌以上												
実績値			6誌	7誌	6誌	7誌							
達成度			120%	140%	120%	140%							

注) 独立行政法人会計基準の改定等を踏まえ、事業単位とそれに係るインプット情報を整合させるため、現在検討中であることから、「—」表示とする。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価

中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価													
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)												
<p>II 財産形成促進事業</p> <p>1 融資業務について</p> <p>融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上や、国及び関係機関と連携を図ることにより、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現すること。</p>	<p>II 財産形成促進事業</p> <p>1 融資業務について</p> <p>融資業務の運営に当たっては、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等、勤労者の生活の安定等に資する融資を実現する。</p> <p>また、融資業務のサービス向上を図るため、持家融資資金の新規貸付を実行した転貸勤労者に対してアンケートを実施し、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られるようにする。</p> <p>さらに、貸付決定に当たっては、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定する。</p>	<p><定量的指標></p>	<p><主要な業務実績></p> <p>1 融資業務について</p> <p>担当者の融資審査能力向上のため、外部専門家による講義(住宅ローン審査・債権管理)を開催したほか、通信講座(財務3表徹底理解コース、危ない会社の見分け方コース、不動産登記簿の見方・調べ方コース)も活用した。</p> <p>貸付金利の設定等に関しては、国及び関係機関と密に連携し、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するという目的意識の下、財務の健全性にも配慮しつつ決定した。今次中期計画期間中に実施した特例措置としては、平成26年度には中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置、平成27年度には子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施したほか、熊本震災被災者への貸付条件変更の通達を発出した。また、子育て勤労者支援については、実施期間を1年延長した。</p> <p>なお、住宅金融支援機構とは、引き続き資金調達、融資業務等について密接に意見交換を行い、連携を図っている。</p> <p>・新規貸付けを実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、各事業年度における満足した旨の回答割合は以下のとおりであった。</p> <table border="1"> <tr> <td colspan="4">(満足度)</td> </tr> <tr> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>82.0%</td> <td>83.3%</td> <td>81.4%</td> <td>87.9%</td> </tr> </table> <p>・貸付決定に当たっては、平成25年度から28年度中に貸付決定したすべて(3,188件)について、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に貸付決定した。</p> <p>2 周知について</p> <p>①</p> <p>○各事業年度において、利用者の視点に立った分かりやすい表現で、ホームページの見直し、パンフレット及び申込みに係る手引等の作成に取り組んだ。</p> <p>・平成25年度及び平成27年度において、関係分野の専門家のインタビュー記事をホームページに掲載した。</p> <p>・平成26年度及び平成28年度において、転貸融資利用者のインタビュ</p>	(満足度)				25年度	26年度	27年度	28年度	82.0%	83.3%	81.4%	87.9%	<p><評定と根拠></p> <p>評定：B</p> <p>・融資能力の向上については、外部専門家による講義(住宅ローン審査・債権管理)を毎年度5名～6名の受講者で開催し、このほか、担当者に対し融資業務に関連する通信講座を受講させた。</p> <p>・貸付金利の設定に関して、国及び関係機関と連携し勤労者の財産形成の促進等の目的と財務の健全性に配慮しつつ決定した。平成26年度に中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置、平成27年度には子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置を実施し、それぞれ適用期間を平成30年度末まで延長した。</p> <p>・熊本震災被災者への対応として震災発生4日後には貸付条件変更の通達を発出した。</p> <p>・周知業務については、リスティング広告等を活用することにより、今次中期計画期間中においてアクセス件数を増加させ、目標値を達成した。</p> <p>・従来から活用する紙媒体(リーフレット・雑誌への掲載)等による業務も引き続き実施し、目標を達成した。</p> <p>・平成28年度には、新たに財形制度の周知・広報業務として、広告代理店を活用し、これまで活用してきたインターネット、紙媒体等各種メディアを包括した総合的な広報展開(特設サイトの開設、動画サイトの活用、新聞・雑誌への</p>	<p>評定</p> <p>B</p> <p>評定</p>	<p><評定に至った理由></p> <p>定量的指標としては、各年度において、借入申込受理日から16日以内に融資の貸付決定を行っていること、新規貸付を実行した転貸勤労者に対するアンケートについて回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られたこと、ホームページアクセス件数について、20万件以上であった等、目標値を達成していること等、所期の計画の水準を達成していることを踏まえ「B」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>
(満足度)																		
25年度	26年度	27年度	28年度															
82.0%	83.3%	81.4%	87.9%															

<p>2 周知について</p> <p>① ホームページ及びパンフレットに、制度の意義、内容、導入及び運営方法、利用条件、相談・受付窓口等の各種情報を分かりやすく掲載し、申請者である事業主及び制度の恩恵を受けることとなる勤労者の利便を図ること。</p> <p>また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年</p>	<p>2 周知について</p> <p>① ホームページ、パンフレット、申込みに係る手引等を作成することとし、その作成に当たっては、制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させていくとともに、利用条件、相談受付窓口等を利用者の視点に立ち分りやすく掲載する。また、インターネットを通じた質問を受け付け、よくある質問については回答をホームページに公開するなど積極的に利用者の利便の向上と情報提供に努める。</p> <p>また、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数に</p>	<p>・新規貸付を実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、回答者の8割以上の者から満足した旨の評価が得られたか。</p> <p>・財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行ったか。</p> <p>・財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数について、毎年度20万件以上であったか。</p>	<p>一記事（利用者の声）をホームページに掲載した。</p> <p>・各事業年度において申込みに係る手引等を作成し、金融機関等の関係機関等へ配布した。</p> <p>・各事業年度において、インターネットや電話を通じた質問を受け付け、よくある質問についてはホームページ上のQ&Aコーナーに公開した。</p> <p>・各事業年度の財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数については以下のとおりであった。</p> <table border="1" data-bbox="771 577 1587 724"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アクセス件数</td> <td>231,030件</td> <td>267,321件</td> <td>207,332件</td> <td>548,170件</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>115.5%</td> <td>133.7%</td> <td>103.7%</td> <td>274.1%</td> </tr> </tbody> </table> <p>②各事業年度において、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行った。特に、平成27、28年度においては中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置や子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置についての周知を行った。</p> <p>・各事業年度において、行政機関等のメールマガジンを活用し、以下のとおり財形制度の周知を図った。</p> <table border="1" data-bbox="771 1438 1587 1627"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>機関活用数</td> <td>17機関</td> <td>17機関</td> <td>20機関</td> <td>18機関</td> </tr> <tr> <td>周知実施数</td> <td>120,500件</td> <td>307,000件</td> <td>315,900件</td> <td>326,162件</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>100.4%</td> <td>255.8%</td> <td>263.3%</td> <td>271.8%</td> </tr> </tbody> </table> <p>・各事業年度において、以下の地方公共団体を通じて、事業所にリーフレット等を送付した。</p> <table border="1" data-bbox="771 1806 1231 1900"> <thead> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>11団体</td> <td>14団体</td> <td>7団体</td> <td>6団体</td> </tr> </tbody> </table>		25年度	26年度	27年度	28年度	アクセス件数	231,030件	267,321件	207,332件	548,170件	達成率	115.5%	133.7%	103.7%	274.1%		25年度	26年度	27年度	28年度	機関活用数	17機関	17機関	20機関	18機関	周知実施数	120,500件	307,000件	315,900件	326,162件	達成率	100.4%	255.8%	263.3%	271.8%	25年度	26年度	27年度	28年度	11団体	14団体	7団体	6団体	<p>広告掲載、ラジオの活用等）を行った結果、ホームページのアクセス件数を飛躍的に増加させた（548,170件）。</p> <p>これらを踏まえ、Bと評価する。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <p>・新規貸付を実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、平成25年度から28年度のすべての年度において回答者の8割以上の者から満足した旨の評価を得た。</p> <p>・平成25年度から28年度のすべての年度において、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行った。</p> <p>・平成25年度から28年度のすべての年度において、財産形成事業に関するホームページのアクセス件数について、20万件以上のアクセスを得た。特に28年度については、一般公募した広告代理店を活用し、財形貯蓄制度、転貸融資制度に関する周知キャンペーンを、様々なメディアを駆使して展開したこともあって、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数は、548,170件に達した</p>	<p>新規貸付を実行した転貸勤労者に対するアンケートについて、すべての年度において回答者の8割以上の者から満足した旨の評価を得ている。</p> <p>すべての年度において、財形取扱店において借入申込書を受理した日から16日以内に融資の貸付決定を行った。</p> <p>すべての年度において、財産形成事業に関するホームページのアクセス件数について、20万件以上のアクセスを得た。特に28年度については、周知キャンペーンを展開したこともあり、財産形成促進事業に関するホームページのアクセス件数は、548,170件に達した。</p>	
	25年度	26年度	27年度	28年度																																													
アクセス件数	231,030件	267,321件	207,332件	548,170件																																													
達成率	115.5%	133.7%	103.7%	274.1%																																													
	25年度	26年度	27年度	28年度																																													
機関活用数	17機関	17機関	20機関	18機関																																													
周知実施数	120,500件	307,000件	315,900件	326,162件																																													
達成率	100.4%	255.8%	263.3%	271.8%																																													
25年度	26年度	27年度	28年度																																														
11団体	14団体	7団体	6団体																																														

<p>度20万件以上を目指すこと。</p> <p>② 中小企業の勤労者の生活の安定等に資する融資の利用促進を図るため、中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図ること。</p>	<p>ついて、毎年度20万件以上を目指す。</p> <p>② 中小企業に対する制度の導入及び運営に係る情報提供の充実を図るため、以下の取組を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図る。 ・地方公共団体等（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付する。 ・事業主団体と連携をとり、個別事業所に直接アプローチするなどにより財形制度の普及促進事業を行う。 ・企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制 	<ul style="list-style-type: none"> ・行政機関等のメールマガジンを活用して、12万以上の登録者に財形制度の周知を図ったか。 ・地方公共団体（5団体以上）を通じて事業所にリーフレット等を送付したか。 ・企業向け情報誌（5以上の情報誌）において、財形制度の周知広報を図ったか。 ・外部委託の活用や関係機関との連携による制度の周知、利用の促進について、リーフレットを毎年度6,000ヶ所以上に送付したか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度において、以下の事業主団体と連携をとり、個別事業所を集めた各種説明会や周知相談の実施等により財形制度の普及促進に取り組んだ。 <table border="1" data-bbox="774 317 1234 407"> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>2団体</td> <td>7団体</td> <td>11団体</td> <td>3団体</td> </tr> </table> <ul style="list-style-type: none"> ・各事業年度において、以下の企業向け情報誌に広告を掲載し、財形制度の周知広報を図った。 <table border="1" data-bbox="774 680 1234 770"> <tr> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>6誌</td> <td>7誌</td> <td>6誌</td> <td>7誌</td> </tr> </table> <p>○中小企業勤労者、また子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置については、ホームページでの特設ページ設定や、情報誌への掲載等の周知活動を展開したが、対象層の特性を踏まえて広告媒体を選定するなど(子育て情報誌“あんふぁん”等)、実効的、効率的な実施に努めた。</p> <p>○外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図った。</p> <p>地方開催の平成26年度を除く各年度において、日本FP協会主催のイベントに参加し、ファイナンシャル・プランナーに対して情報提供を行った。</p> <p>また、各事業年度において関係機関による周知活動を支援するため、リーフレットを以下のとおり送付した。</p> <table border="1" data-bbox="774 1671 1442 1808"> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> <tr> <td>送付件数</td> <td>7,070件</td> <td>7,194件</td> <td>7,035件</td> <td>7,509件</td> </tr> <tr> <td>達成率</td> <td>117.8%</td> <td>119.9%</td> <td>117.3%</td> <td>125.2%</td> </tr> </table>	25年度	26年度	27年度	28年度	2団体	7団体	11団体	3団体	25年度	26年度	27年度	28年度	6誌	7誌	6誌	7誌		25年度	26年度	27年度	28年度	送付件数	7,070件	7,194件	7,035件	7,509件	達成率	117.8%	119.9%	117.3%	125.2%	<ul style="list-style-type: none"> ・平成25年度から28年度のすべての年度において、行政機関等のメールマガジンを活用し、12万以上の登録者に財形制度の周知を図った。 ・平成25年度から28年度のすべての年度において、5団体以上の地方公共団体を通じて、事業所にリーフレット等を送付した。 ・平成25年度から28年度のすべての年度において、5誌以上の企業向け情報誌に広告を掲載し、財形制度の周知広報を図った。 ・平成25年度から28年度のすべての年度において、関係機関による周知活動を支援するため、目標値である6,000ヶ所を大きく上回る先にリーフレットを送付した。 	<p>すべての年度において、行政機関等のメールマガジンを活用し12万人以上の登録者に財形制度の周知を図った。</p> <p>すべての年度において、5団体以上の地方公共団体を通じて、事業所にリーフレット等を送付した。</p> <p>平成25年度から28年度のすべての年度において、5誌以上の企業向け情報誌に広告を掲載し、財形制度の周知広報を図った。</p> <p>すべての年度において、目標値である6,000ヶ所を大きく上回る先にリーフレットを送付した。</p>	
25年度	26年度	27年度	28年度																																		
2団体	7団体	11団体	3団体																																		
25年度	26年度	27年度	28年度																																		
6誌	7誌	6誌	7誌																																		
	25年度	26年度	27年度	28年度																																	
送付件数	7,070件	7,194件	7,035件	7,509件																																	
達成率	117.8%	119.9%	117.3%	125.2%																																	

<p>③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図りながら、各種広報媒体を活用するなど、あらゆる機会を捉えて、より効果的な制度の周知、利用の促進を図ること。</p>	<p>③ 外部委託の活用や関係機関との連携を図ることにより、より効果的な制度の周知、利用の促進を図る。また、関係機関による周知を実施するため、リーフレットを毎年度6,000か所以上に送付することを目指す。</p> <p>3 勤労者財産形成システムの再構築</p> <p>レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフトウェアの活用による効率的な運用を行うためにシステムの再構築を図る。</p>	<p>＜その他の指標＞ なし</p> <p>＜評価の視点＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう、担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行ったか。 ・ ホームページ等で制度の意義、内容、導入及び運営方法等について関係分野の専門家や利用者の声を紹介し、情報を充実させたか、また、利用条件、相談窓口等を利用者の視点に立ち分かりやすく掲載しているか。 	<p>3 勤労者財産形成システムの再構築</p> <p>レガシーシステムにより運用している勤労者財産形成システムの刷新を行い、オープンソースソフトウェアの活用による効率的な運用を行うためにシステムの再構築を図った。</p> <p>○融資業務の運営に当たっては、独立行政法人住宅金融支援機構等と必要な情報交換を行うとともに、外部専門家による講義や通信講座等も活用し、担当者の融資審査能力の向上に努めた。貸付金利の設定等に関しては、基本的には基準金融機関の短期プライムレート及び5年利付国債の入札結果をもとに設定しているが、独立行政法人住宅金融支援機構及び厚生労働省との意見交換を行い、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資することと、当事業の財務の健全性双方に配慮しつつ、中小企業従業員と子育て世代に対する特例金利適用を決定した。なお、住宅金融支援機構と資金調達、融資業務等について意見交換を行い、一層の連携を図った。</p> <p>○ホームページでは、資産運用や会社経営、金融教育の専門家へのインタビュー記事で、制度の意義や利便性を、転貸融資利用者へのインタビュー記事では経験に基づく喜びの声を紹介し、制度利用動機を高めるような情報の提供に努めた。</p> <p>また、新たに導入した中小企業勤労者貸付金利特例措置及び子育て勤労者支援貸付金利特例措置の利用条件等に関する情報を、ホームページ内に特設ページを開設して提供した。また、転貸融資対象層拡大を企図し、財形制度全体に関する特設サイトを開設し、制度の利用条件、相談窓口等を紹介。ホームページ等の内容については、利用者の視点に立って、分かりやすいものとするよう努めた。加えて、ホームページの抜本的見直しプロジェクトを始動した。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 融資業務の運営に当たっては、勤労者の生活の安定・事業主の雇用管理の改善等に資するよう担当者の融資審査能力の向上に努めるとともに、国及び関係機関と連携を図り、適正な貸付金利の設定等を行った。 ・ ホームページ等で資産運用や金融教育の専門家による制度の意義、内容に関する説明や評価を掲載したほか、利用者の体験談を紹介するなど、利用動機を高めるような情報の充実を図った。また、閲覧者の声を基に、利用条件、相談窓口等の掲載場所を、より分かりやすい位置に変更した。 <p>＜課題と対応＞</p> <p>融資業務及び周知について、定量的指標は達成しているものの、転貸融資件数、金額とも減少傾向を辿っていることを踏まえれば、実効性向上のため、一層の工夫と努力が必要と考えている。</p> <p>例えば、周知活動においては、転貸融資制度の上流過程である財形制度まで遡って周知対象とする中長期的な観点からの取組も必要と認識している。また、制度利用者との数少ない直接的接触の機会であるホームページについて、抜本的な改良を予定している。さら</p>	<p>融資能力の向上については、外部専門家による講義（住宅ローン審査・債権管理）を毎年度5～6名の受講者で開催し、このほか、担当者に通信講座を受講させる等の融資能力向上を図った。また、融資業務の運営に当たっては、独立行政法人住宅金融支援機構等と必要な情報交換を行い、子育て勤労者支援貸付金利引き下げ等を実施した。</p> <p>＜今後の課題＞</p> <p>転貸融資件数、金額が減少している状況を踏まえ、利用者の増加に繋がるよう周知方法等について、改善を図る必要がある。</p> <p>勤労者退職金共済機構の強みを生かし、中小企業退職金共済事業本部とさらなる連携の強化を図る必要がある。</p>	
--	--	--	---	--	---	--

					に、周知活動の実効性向上のため、実施方法や時期等の戦術については、専門家を活用することも必要と思われる。なお、中退共との連携も、実効性、効率性の観点から一段と進めるべきものと認識している。		
--	--	--	--	--	--	--	--

4. その他参考情報							
特になし							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-1	1 効率的な業務実施体制の確立等 2 中期計画の定期的な進行管理 3 内部統制の強化 4 情報セキュリティ対策の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
第2 業務運営の効率化に関する事項	第1 業務運営の効率化に関する目標を達成するためとるべき措置	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> <評定と根拠> 評定：A 当機構においては、被共済者の資産と個人情報を大量に保有することから、最重要課題の一つとして、内部統制の強化及び情報セキュリティ対策の推進を行った。 内部統制の強化については、外部有識者委員会を含むリスク管理・コンプライアンス委員会において、機構全体のリスクを俯瞰し、対策を講じるために作成したリスクマップについて議論を行い、リスク低減策を継続的に検討する体制を確立した。また、資産運用委員会を開催し、外部委員による資産運用に関する管理を行った。さらに、監事の監査に加え、内部監査規程等に基づき監査室による本部及び支部の内部監査を行う等の取組を行った。 また、情報セキュリティ対策の推進につ	<評定と根拠> 評定：A 当機構においては、被共済者の資産と個人情報... (略) ...	評定	B	評定
					<評定に至った理由> 中期目標において所期の目標どおりの取組がなされていることから、評定をBとした。詳細は以下のとおり。 機構として、現中期目標期間中に発生した環境変化(改正独法通則法の施行等により独立行政法人のガバナンス強化が求められたこと及び情報セキュリティ問題の深刻化)を受け、自律的に種々の方策を講じている。 情報セキュリティ対策面については、当該法人では、政府系機関からの個人情報漏えい事案等を契機に、情報セキュリティの重要性・緊急性に鑑み、更なる対策を講じなければいけない状況となったが、業務経費の節約などによって機構の独自予算において予算を確保するとともに、業界を代表する者で構成する運営委員会での承認を得て、さらに、内閣サイバーセキュリティセンターの有識者からの助言を受け、個人情報の保護と共済契約		

<p>1 効率的な業務実施体制の確立等</p> <p>独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)の業務運営については、各種業務の電子化、機械処理の推進により業務を効率化すること。また、機構の事務については、外部委託を拡大する等により、事務処理の効率化や経費の縮減を図ること。</p>	<p>1 効率的な業務実施体制の確立等</p> <p>独立行政法人勤労者退職金共済機構(以下「機構」という。)として、以下の取組を行うことにより、業務実施体制の効率化や経費の縮減を図る。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 業務実施体制の効率化及び人員・経費の縮減が図られているか。 	<p>(平成 25 年度)</p> <p>平成 24 年度末で「業務・システム最適化計画」が終了したことから、総務部の「最適化推進室」を廃止するとともに、情報システムの調達等を行う「システム管理室」をシステム管理部に設置した(4月)。</p> <p>(平成 26 年度)</p> <p>建退共本部において、長期未更新者調査をより一層効率的に推進するため、「業務調査役」を設置した(4月)。</p> <p>(平成 27 年度)</p> <p>業務の適正性を日常的に確保するため、運用リスク管理役及び監査室を設置した(4月)。</p> <p>(平成 28 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 機構内のシステム化案件を一元的に把握、優先順位付けとセキュリティ水準の統一化を図るため、システム化委員会を設置した。同委員会ではシステム化要望案件について検討・協議を行い(9月)、資源制約と緊要度の観点から、平成 29 年度に着手するシステム化案件を決定した(1月)。 サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘したCIO補佐官報告会を設置・開催して、情報システムに関して助言を受けた(2月)。 平成 28 年 4 月施行の中退法改正等に伴う事務内容複雑 	<p>いては、組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって多面的に対策を講じた。特に、情報セキュリティについての責任体制を明確化するとともに、「システム化委員会」を開催し、機構全体として計画的・整合的にシステム化を推進する体制を確立した。また、サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘した「CIO補佐官報告会」を設置し、情報システムに関して助言を受けた。さらに、情報系システムと業務系システムの物理的分離(29年5月)に向けた準備を行うとともに、インシデント対応手順書の策定等の取組を行った。</p> <p>上記のほか、業務処理方法や業務量に応じた人員配置の見直しなどの効率的な業務実施体制の確立等、業務運営・推進会議の定期的な開催等による中期計画の定期的な進行管理などを引き続き実施した。</p> <p>これらを踏まえ、Aと評価する。</p> <p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 効率的な業務実施体制の確立等のため業務処理方法や業務量に応じた人員配置の見直しなどの効率的な業務実施体制の確立を図ったほか、会議運営面でも効率化を図った。 	<p>者等の利便性を確保した上で、システムの物理的分離に向けて取り組んだことは、高く評価できるものである。</p> <p>その他事項に関する取組は下記のとおり。</p>	
---	--	--	---	--	--	--

	<p>① 退職金共済事業において、各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務を効率化する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 各種業務の電子化、機械処理の推進に向けた取組が進められているか。 	<p>化と事務量増加を踏まえ、所要のシステム対応に加え、事務体制強化のため契約業務部の構成変更等(次長ポストの配置換え及び人員配置見直しにより 3 名の増員)を実施するとともに、4 月の繁忙期に向け業務の効率化を図るため、給付業務部等の課室の再編を行うなど業務量等に応じた適切な人員配置の検討を行った。</p> <p>①各種業務の電子化、機械処理の推進により、業務の効率化を図った。</p> <p>中退共事業について、以下の取組を行った。</p> <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 災害時における事業継続性 (BCP) の強化のため、中退共事業においては、金融機関に対する振込依頼を行うために作成したデータファイルを遠隔地にてバックアップするシステムを構築し、退職金の支払のお知らせ等をした被共済者等に対し、災害時でも滞ることなく支払をできるようにした。 中退共事業における掛金の預金口座振替に係る事務代行業務委託先とのデータ (請求・結果) 授受の伝送化を平成 26 年 2 月請求分から実施した。 中退共事業においては、ホームページ上から加入者が直接「加入証明書」を発行できるシステムを開発し稼働した。 厚生年金基金から中退共制度への資産移換 (平成 26 年度～) に係る中退共電算システム改修を実施した。 <p>(平成 28 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 社会保障・税番号 (マイナンバー) 取得に伴う「被共済者退職届」及び「退職金 (解約手当金) 請求書」等の様式変更による改訂された「退職金共済手帳」を既加入の 361,993 事業所に送付した。(10 月 25 日から 11 月 30 日の間) 口座振替事務代行業者と各金融機関との間で行っているデータの授受方式を記録媒体 (CMT 及び DVD) から伝送方式に移行する準備をした。(平成 29 年 4 月から順次実施予定) システム化委員会を新設し、機構全体として情報セキュリティの確保を前提としたシステム化を計画的・総合的に推進した。(再掲) <p>②業務処理方法の見直しや外部委託の拡大について、検討し、実施した。</p> <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中退共制度が厚生年金基金からの資産移換先となること 	<ul style="list-style-type: none"> システムを利用する業務の割合が高い当機構の特性に鑑み、「システム化委員会」を設置し、機構全体として、システム化要望案件に優先順位をつけ、計画的・総合的にシステム化を推進することとした。 退職金共済事業における各種制度改正に伴うシステムの変更を行うなど、各種業務の電子化、機械化の推進に向けた取組を図った。 <p>・中退共事業における退職金未請求者への請求手続の要請業務について、作業手順をマニュアル化した上で、外部委託を行った。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>2 中期計画の定期的な進行管理</p> <p>業務の遂行</p>	<ul style="list-style-type: none"> 国民のニーズとずれている事務・事業や、費用に対する効果が小さく継続す 	<p>を受け、効率的かつ合理的に事務処理を行うことができるように、契約申込書の改訂や、事務処理の流れを確立した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 中退共事業における退職金未請求者への請求手続の要請業務について、全体の効率化かつ円滑化を一層進める観点から、作業手順をマニュアル化した上で、外部委託を行った。 <p>(平成 26 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中退共事業において、不正加入、不正受給の再発を防止するための省令改正に伴い、退職金共済契約申込時及び退職届提出時における添付書類の見直しを行うとともに、書類審査確認を強化し、関連する中退共事業約款を改正した。 中退共事業において、共済契約者から随時受け入れる退職金試算業務について、回答送付用封筒を窓開きに変更し、誤送付防止等サービスの向上を図った。 中退共事業において、解散存続厚生年金基金からの資産移換先となったことを受け、「新規申込書」に解散存続厚生年金基金加入の有無欄を設けた。 <p>(平成 27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中退共事業において、省令改正に伴い、「契約申込書」の審査体制の見直しを行った。 中退共事業において、マイナンバー制度導入に伴い、「被共済者退職届」の審査体制などの見直しを行った。 <p>(平成 28 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> 中退共事業において 4 月施行の法改正に伴い、特定退職金共済事業を廃止した団体からの資産移換先となったことを受け、他の年金制度等（解散厚基及び廃止特退共）からの移換申出書等の審査係を新設するなど審査体制の見直しを行った。(10 月) 機構の開催する会議において、事業本部ごとに開催していた会議（下半期の参与会）について、共通案件が多いことに鑑みて合同開催とした。また、中退共では毎月、特退共では 3 ヶ月に一度開催していた資産運用企画会議について、資産運用委員会の設置も踏まえ、特段の案件がない場合は持ち回り開催とする一方、重要案件がある場合は合同開催するというメリハリを付けるなど、会議運営面でも業務効率化を図った。 <p>毎月、理事会を開催し、毎月の業務運営状況や業務実績のチェックを行った。「中期計画の定期的な進行管理」のため、「業務推進委員会」(26 年度まで) 及び「業務運営・推進会議」(27 年度以降) を、年 5 回開催し、各事業本部及</p>	<ul style="list-style-type: none"> 現行の各事業における加入状況等を踏まえると国民のニーズとずれている事務・事業等が当機構にないか、理事会や業務運営・推進会議等において検証及び見直しを実施している。 		
--	-------------------------------------	--	---	---	--	--

<p>2 内部統制の強化</p> <p>各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するた</p>	<p>3 内部統制の強化</p> <p>各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するた</p>	<p>る必要性の乏しい事務・事業がないか等の検証を行い、その結果に基づき、見直しを図っているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> 業務の遂行状況を管理するための会議が適切に開催されているか。 業務の遂行状況を管理するための会議における進捗状況の把握により、一体的な業務運営を行い、必要な措置を講じているか。 職員の意識改革を図るための取組が着実に実施されているか。 内部統制を強化するための取組が着実に実施されているか。(政・独委評価の視点事項と同様) 	<p>び総務部の事業年度実績報告の審議を行うとともに、「事業年度業務実績等報告書(案)」の審議を行い、厚生労働大臣に「報告書」を提出した。</p> <p>また、事業年度の四半期における項目ごとの進捗状況報告に基づき審議を行った。中退共事業及び建退共事業において、加入促進対策委員会を年4回開催し、加入実績及び加入促進対策の遂行状況を組織的に管理し必要な対策を講じた。</p> <p>【主な対策】</p> <ul style="list-style-type: none"> マスメディアを通じた広報活動の拡充 元請事業主を通じた加入履行促進活動の拡充 若年層を対象とした各都道府県職業訓練校等・工業高等学校・農業・農林高等学校に対する制度周知 <p>各事業本部においては、以下の取組を行った。</p> <p>幹部会、部内会議を、定期的で開催することで、各事業年度計画の実施事項、進捗状況等を確認し、会議での検討結果を職員一人一人に周知することにより、職員の更なる意識改革を図った。</p> <p>各退職金共済事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財産形成持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。機構の事業年度実績報告書を全員回覧するとともにホームページで公表し、事業年度計画等の実施事項及び進捗状況等の検討結果を職員に周知を図った。</p> <p>「理事会」、「幹部会(中退共)」及び「部内会議(建退共・清退共・林退共・財形部)」を定期的で開催した。また、四半期ごとの「業務運営・推進会議」において、年度計画の実績報告の検証及び年度計画の進捗状況等の検証を行った。さらに、契約の適正化の推進のため、契約監視委員会を年3回開催し、審議概要等をホームページに掲載した。また、監事は内部統制の充実を図るため、監査法人とも相談しながら、「事業年度監事監査実施計画」に基づき、会計監査・業務監査を実施し、特に業務監査については各課の責任者又は担当者から年度計画の進捗状況と業務運営</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「理事会」を毎月(原則)、「業務運営・推進会議」を5回開催し、業務の遂行状況等の把握を行うとともに、適宜、業務運営の方針を指示した。また、中退共事業と建退共事業においては、「加入促進対策委員会」を4回開催し、加入促進対策の遂行状況の進捗状況等を踏まえた対応策を検討の上で積極的な加入勧奨を実施した。調達等合理化に係る検討チーム、契約監視委員会等についても、定期的で開催した。 年度計画については、理事会において理事長から幹部職員に対して各職場への周知を指示したほか、人事評価制度の期初面接等において、職員一人一人に年度計画における各職員の位置付け、役割を明らかにし職員に周知を図った。また、情報セキュリティについて、必要の都度、全役職員向けにメッセージを発し、意識の涵養を図った。 監事は理事長が決裁する中期計画・年度計画など業務運営の基本方針策定に関するものや、大臣認可申請など重要な文書等について回付を受け、理事長によるマネジメントの実施状況の把握を行った。 各退職金共済事業、財形事業及び雇用促進融資事業を適切に運営し、退職金を確実に支給するための取組、財産形成持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「理事会」「業務運営・推進会議」及び「契約監視委員会」等を定期的で開催した。 	<p>内部統制の強化については、外部有識者委員を含むリスク管理・コンプライアンス委員会において、機構全体のリスクを俯瞰し、対策を講じるために作成したリスクマップについて議論を行い、リスク低減策を継続的に検討する体制を確立した。</p>	
--	--	---	---	--	---	--

<p>めの取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等を踏まえ、職員の意識改革を図り、法令遵守態勢を徹底するとともに、内部統制について、会計監査人等の助言を得つつ、更に充実・強化を図るものとし、講じた措置について積極的に公表すること。</p>	<p>に支給するための取組、財形持家融資の適切な貸付及び回収並びに雇用促進融資の適切な回収のための取組を促進するため、「独立行政法人における内部統制と評価について」（平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書）及び総務省政策評価・独立行政法人評価委員会からの業務の実績に関する評価の結果等について、職員の意識改革を図るとともに、内部統制について、例えば、第1の2の「中期計画の定期的な進行管理」、4の(3)の「契約の適正化の推進」、第2のIの1の「確実な退職金支給のための取組」を着実に実施する等、会計監査人等の助言を得つつ、向上を図るものとし、講じた措置について積極的に公表する。</p> <p>また、リス</p>	<p>平成22年3月独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書及び政・独委からの評価結果等が反映されているか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ リスク管理・コンプライアンス委員会等を適切に開催し、コンプライアンスの推進に努めているか。 ・ 講じた措置についての公表が適切に行われているか。 	<p>等の法令・規程遵守について事情聴取を行った。監査結果は理事会で報告し、引き続き、各事業の適切な運営と適正な事務処理の徹底を指示した。また、監事は業務監査の実施前と実施後に理事長とのディスカッションを行ったほか、27年10月以降は、毎月の理事会終了後にも定期的にディスカッションを行った。</p> <p>平成28年度からは、監査室において内部監査規程に基づき、監事と連携しつつ、内部監査年度計画に従って、機構（支部を含む。）の各業務について内部監査を実施した。これらの結果を、業務運営の改善に反映させ、機構におけるPDCAサイクルの徹底を図った。</p> <p>さらに、平成22年3月の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書を踏まえ、内部統制の要素について以下の対応を行った。</p> <p>① 業務の有効性及び効率性</p> <p>平成27年10月に新設した資産運用委員会について、以下のとおり開催し、資産運用委員による資産運用管理を軌道に乗せた。同委員会においては、積立方式／退職金共済制度（専業）／独立採算制／付加退職金制度等の機構の特性を明確にして、その上で、運用の基本方針上の基本原則である「安全かつ効率な運用」の解釈について、「必要な収益を最低限のリスクで確保する」とすることで認識を統一し、中退共の基本ポートフォリオの見直しを行った。また、金融業としての財務管理及び制度の安定的運営の観点から、リスクテイクと累積剰余金のあるべき関係についても審議し、現行付加退職金制度について問題提起を行った（詳細は後述）。</p> <p>また、「情報セキュリティ委員会」を開催し、機構における情報セキュリティ対策について、検討・審議を行い、インシデント対応手順等を整理した。</p> <p>さらに、通常業務の大部分にシステムを利用している機構においてシステム投資は非常に重要であることから、「システム化委員会」を新設し、情報セキュリティの確保を前提としたシステム化を機構全体として計画的・整合的に推進する体制を構築した。（再掲）</p> <p>併せて、サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者として招聘した「CIO補佐官報告会」を設置・開催し、情報システムに関して助言を受けた。（再掲）</p> <p>② 法令等の遵守</p> <p>役職員の法令遵守及び業務の適正な執行等を図るため、外部有識者を招聘したリスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、リスクマップを作成して、機構全体のリスクを鳥瞰し、リスク度合いが高いものから優先的に資源を投入し、施策を実施することにより、リスクを軽減していくこととした。</p> <p>また、情報セキュリティインシデント発生時の経営判断について、外部有識者委員の意見も踏まえて考え方の整理を行った。併せて、コンプライアンスの推進に努め</p>	<p>・平成22年3月の独立行政法人における内部統制と評価に関する研究会報告書を踏まえ、法令等の遵守については、公正性の確保の観点から外部有識者を委員として任命したリスク管理・コンプライアンス委員会において、リスクマップを作成し機構全体のリスクを俯瞰し、対策を講じるために作成したリスクマップについて議論を行い、リスク低減策を継続的に検討する体制を確立するとともに、ほか、コンプライアンスに関する審議を行った。</p> <p>さらに、契約状況の点検・見直しを行い、外部の有識者からなる契約監視委員会を開催した。</p> <p>・両委員会について、審議概要等をホームページで公表した。</p> <p>・業務の有効性及び効率性については、平成27年10月に設置した資産運用委員会の運営を軌道に乗せるとともに運用の基本方針上の基本原則（「安全かつ効率な運用」）の解釈についての認識を統一し、中退共の基本ポートフォリオについて制度の持続性を確保できるものへと見直しを行うとともに</p>		
---	---	---	--	---	--	--

	<p>ク管理・コンプライアンス委員会等を開催し、機構におけるコンプライアンスの推進に努めるとともに、講じた措置について公表する。</p>	<p>た。委員会の議事概要については作成した後、ホームページに公表した。</p> <p>さらに、契約の適正な実施について、契約監視委員会によりチェックを行った。</p> <p>③ 財務報告等の信頼性 財務報告等の信頼性を確保するため、会計検査院による検査を受検するとともに、監事／会計監査人による監査を行った。</p> <p>このほか、各年度、以下の取組を行った。</p> <p>(平成 25 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・コンプライアンス推進会議を開催し、「企業が反社会的勢力による被害を防止するための指針について」に基づき、反社会的勢力排除に関する取組を行うこととした。(11 月) <p>(平成 26 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・日本生命保険相互会社職員が関与した中退共の不正受給事案について、8 月以降日本生命職員、共済契約者へ調査を行い、その結果を報告した。(12 月) ・コンプライアンス推進委員会を開催し、日本生命保険相互会社職員が関与した中退共の不正事案について、概要、日本生命に対する措置及び再発防止策等の報告を行った。また、改正独法通則法（平成 27 年 4 月 1 日）に伴う機構における財務の健全性、業務の安定性・継続性及び法令違反等その他のリスクに対する強化案を審議した。(3 月) <p>(平成 27 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・金融業務等のリスクを的確に管理するため「独立行政法人勤労者退職金共済機構リスク管理規程」、「独立行政法人勤労者退職金共済機構資産運用リスク管理規程」等を整備するとともに「リスク管理・コンプライアンス委員会」を設置した。(4 月) (再掲) ・リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し (3 月)、機構におけるリスク管理体制の実態の報告を行い、部署ごとにリスクマップのうちリスク管理項目を列挙することを要請した。(再掲) <p>(平成 28 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会を開催し、資産運用委員による資産運用管理を軌道に乗せ、運用の基本方針である「安全かつ効率的な運用」の解釈について、「必要な収益を最低限のリスクで確保する」とすることで認識を統一し、中退共の基本ポートフォリオの見直しを行ったほか、リスクテイク・累積余剰金のあるべき関係について審議し、問題提起を行っ 	<p>にその他の制度の安定的運営に資するための問題提起を行い、検討を進めている。また、情報セキュリティ対策については次項 4 のとおり推進した。</p>		<p>資産運用委員会を開催し、外部委員による資産運用に関する管理を行った。資産運用委員会においては、他の類似組織の例に倣うという単純な方法ではなく、機構の特性を踏まえて審議を行い、資産運用の健全化を図った。さらに、監事の監査に加え、内部</p>
--	--	--	--	--	--

<p>3 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進すること。</p>	<p>4 情報セキュリティ対策の推進</p> <p>政府の方針を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 政府の方針等を踏まえ、適切な情報セキュリティ対策を推進しているか。 	<p>た。(詳細は後述)(4月、6月、9月、10月、11月、12月、1月、3月)(再掲)</p> <ul style="list-style-type: none"> 「システム化委員会」を新設し、情報セキュリティの確保を前提としたシステム化を機構全体として計画的・整合的に推進する体制を構築した(8月)。 リスク管理・コンプライアンス委員会を開催し、リスクマップを作成してリスク度合いが高いものから優先的に資源を投入し、施策を実施することにより、リスクを軽減していくこととした。(9月、3月)(再掲) サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘した「CIO補佐官報告会」を設置・開催して、情報システムに関して助言を受けた。(2月)(再掲) 「情報セキュリティ委員会」を開催し、機構における情報セキュリティ対策について、審議・検討を行い、インシデント対応手順表等を整理した。(28年8月、29年2月、3月) <p>当機構では、被共済者の個人情報等を大量に保有しているが、個人情報を狙ったサイバー攻撃は、益々巧妙化しつつ増勢を強めており、情報セキュリティ対策の強化は最重要課題の一つとなっている。</p> <p>このため、組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって、多面的に対策を講じた。</p> <p>(平成25年度)</p> <p>政府の方針を踏まえ、以下のとおり、情報セキュリティ対策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最新のセキュリティパッチとウィルスパターンファイルの適用 フィルタリングによるアクセス制御 サーバの設定見直し アクセスログの検証 関係職員への注意喚起 「新入職員及び情報システム管理担当者のセキュリティ研修会」の実施(新入職員12名、管理担当者11名対象) インターネットに係る導入ソフトウェアのバージョンアップを実施(9月、3月) <p>(平成26年度)</p> <p>政府の方針を踏まえ、以下のとおり、情報セキュリティ対策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> 最新のセキュリティパッチとウィルスパターンファイルの適用 	<ul style="list-style-type: none"> 厚生労働省及び当機構独自の情報セキュリティ監査等を通じて必要とされる対応を行っているほか、組織体制面、ハード面、ソフト面などにわたって多面的な検討を行うとともに対策を講じた。 組織体制面については、情報セキュリティについては総務部ラインに一元化し、責任体制を明確化したほか、情報セキュリティ委員会の委員長を理事長とするなど、責任体制の明確化と全機構的な観点から情報セキュリティの確保が図られるよう改正を図った。 また、当機構においては、業務の性格上、その大部分に情報システムを活用していることから「システム化委員会」を新設し、情報セキュリティの確保を前提としたシステム化を計画的・整合的に推進する体制を構築した。特に、喫緊の課題である機構内ネットワークにおける情報系及び業務系の物理的完全分離については、本件を推進するためのプロジェクト(DSPT、デュアルサーバープロジェクトチーム)を開催した。 併せて、サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘した「CIO補佐官報告会」を設置し、情報システムに関して助言を受けた。さらに、監査室及び監事によるモニタリング体制の強化等を実施した。 ハード面については、機構内システムの業務系と情報系の論理的分離の完成に加えて物理的分離及びNASのサーバ化の方針決 	<p>監査規程等に基づき監査室による本部及び支部の内部監査を行う等の取組を行った。</p> <p><情報セキュリティ対策の実施状況></p> <p>情報セキュリティ対策の推進について、「情報セキュリティ委員会」の委員長を理事長に格上げしてトップ自ら方針決定に関与する体制とするなど、責任体制を明確化するとともに、「システム化委員会」を立ち上げ、機構全体として計画的・整合的にシステム化を推進する体制を確立した。また、サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘した「CIO補佐官報告会」を設置し、機構のCIO補佐官の活動実績(各種情報システムの調達仕様書の作成並びに見積りの妥当性の検証、主なプロジェクトの進行管理状況、情報セキュリティ研修の実施と効果検証等)を踏まえ、外部有識者の視点も交えて議論を行い、課題の抽出と改善に努めた。さらに、情報系システムと業務系システムの物理的分離を行うとともに、個人情報を含む業務系データのNASからサーバへの移行によってログ保存機能確保による事後対応(調査・分析)力・データ防御力強化を行った。加えて、インシデント対応については、インシデント対応手順書の策定、コールセンター機能強化(非常時回線数増加)、システム保守業者によるバック</p>	
--	--	---	---	---	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・フィルタリングによるアクセス制御 ・アクセスログの検証 ・関係職員への注意喚起 ・暗号化通信の脆弱性に対応するため、通信プロトコルをSSLからTLSへ移行 ・サイバーセキュリティ基本法の公布に基づくサイバーセキュリティ月間のバナーを掲載し、セキュリティに対する周知を実施 ・新入職員及び情報システム管理担当者等のセキュリティ研修会を実施（運用管理者：8名、役職員：28名、新入職員6名対象）（6月） ・サイバー攻撃対策セミナー受講（6月） ・インターネットに係る導入ソフトウェアのバージョンアップを実施（9月、3月） （平成27年度） <p>政府の方針を踏まえ、以下のとおり、情報セキュリティ対策を実施した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・メールシステム及びWebサイトの利用状況実態調査実施と適切な使用方法の周知徹底 ・不審メールに関する情報の職員への注意喚起 ・メールソフトのセキュリティ設定を行うよう職員に周知 ・サイバー攻撃が予想された日の運用事業者への監視体制の強化の依頼 ・システム運用のセキュリティ対策として、最新のセキュリティレベルを維持するため、毎週業務終了後セキュリティプログラムの更新及びウイルスチェックを実施 ・サイバー攻撃対策セミナーを職員が2回受講 ・新入職員及び情報システム管理担当者等のセキュリティ研修会（運用管理者：3名、管理担当者：14名、役職員：8名、新入職員：11名対象）を実施 ・機構電算システムのセンター設備ハードウェア及びネットワークの更改 ・業務委託先における個人情報の取扱い、管理体制等、情報漏えい防止対策を把握するため検討を行い、報告用紙（チェックリスト）を作成して、業務委託先2社に対し報告徴求 ・情報セキュリティ対策の検討を行う際の参考にするため、「情報セキュリティチェックリスト」（①パスワードを定期的に変更しているか、②不審メールは削除しているか、③個人情報や機密情報が含まれるファイルにパスワードをかけて管理しているか等について、自己診断）を作成 	<p>定などの物理的な面からの更なるセキュリティ強化を図った。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ソフト面その他については、ヒューマンエラー発生防止の観点も含め新規採用職員及び全職員を対象とした情報セキュリティ研修の実施、標的型メール訓練やインシデント発生訓練など情報セキュリティ意識の向上と対応手順の確認等を実施した。また、情報セキュリティ委員会において、インシデント発生時の対応について法律の専門家にも確認を行った上で全機構的な観点から整理したインシデント対応手順表等を策定し、厚労省との間でも共有を行った。また、外部のセキュリティ情報団体に加入するとともに、民間企業や独立行政法人主催の研修・演習に参加するなど最新の情報セキュリティ情報の収集体制の強化等の対応を行った。 <p><課題と対応></p> <p>以下について、引き続き着実に推進する必要がある。</p> <p>システム化委員会を開催し、セキュリティの確保を前提としつつ計画的・総合的なシステム化を図るとともに、効率的な業務実施体制の確立のための組織の見直し、外部委託の検討等を行う必要がある。</p> <p>また、業務運営・推進会議の開催（5回）等による、業務の進捗状況の把握・検証等を行う必要がある。</p> <p>さらに、リスク管理・コンプライアンス委員会の開催等により内部統制の強化に努め、金融業務型の独立行政法人としての業務を行うにふさわしい内部統制を推進する必要がある。</p> <p>情報セキュリティ対策については、日進月歩のサイバーテロに備えるため、引き続き組織体制面、ハード面、ソフト面等から多面的な対策を講じる必要がある。</p>	<p>アップ体制強化等を行い、非常時においても通常業務への影響が最小限に留めることができるようにした。</p>	
--	--	---	--	---	--

			<p>し、役職員、派遣及びアルバイト職員を対象に実施。相談コーナー及び業務委託先には、文書により注意喚起</p> <ul style="list-style-type: none"> ・セキュリティポリシーの遵守状況について各部署のセキュリティ管理者に確認（7月） ・情報セキュリティ委員会を設置・開催し、情報セキュリティについて意見交換（8月、11月、12月、2月） ・アクセス可能なサイトをより厳しく制限（9月） ・情報系システムの利用時のID・パスワードによる認証の強制化（9月） ・情報セキュリティについて、理事長及びシステム担当理事(CISO)から、全役職員向けにメッセージを发出（10月、1月、2月） ・情報セキュリティ全般に関する問題点や取組について情報共有するため、11月から毎週会議を開催 ・情報セキュリティ（DVD）セキュリティ研修会を実施（8回上映）及び相談コーナー及び業務委託先へはDVDを配布（役職員、派遣及びアルバイト：341名、新入職員：11名対象）（11月、12月） ・新USBメモリ等記憶媒体管理規程発効（12月） ・機構において情報漏えいが起きたと仮定したサイバーテロ対応訓練の実施（12月） ・年末年始の端末使用禁止、1月4日のメール添付ファイル開封原則禁止等の方針を、メール、書面、口頭等で繰り返し周知・徹底を図り、年始には遵守状況を点検（12月、1月） ・業務系・情報系システム物理的分離プロジェクトチーム(DSPT)設置（第1回会合）（1月） ・情報系システム内に大量の個人情報を残さないよう指示・確認（2月） <p>（平成28年度）</p> <p>（1）組織体制面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「情報セキュリティのための対策基準」を改正し、情報セキュリティについての責任体制（※）を明確化（8月） <p>※ 最高情報セキュリティ責任者（システム担当理事）－統括情報セキュリティ責任者（総務部長）－総務部次長－総務課長のライン</p> <ul style="list-style-type: none"> ・総務部（情報系）とシステム管理部（業務系）に分かれていたシステムの管理に係るシステム管理部による一元管理化と責任の明確化（3月） ・「情報セキュリティ委員会設置要綱」を改定して、委員長を最高情報セキュリティ責任者から理事長に格上げするとともに、監査室長を委員に追加するなど、情報セキュリティに関する管理・指導体制を強化（8月） ・「システム化委員会」を新設し、システム化を機構全体 			
--	--	--	--	--	--	--

		<p>として計画的・整合的に推進する体制を構築。当機構内の全てのシステム化案件について、情報セキュリティ面での問題が無いことを網羅的にチェックする体制を整備（8月）（再掲）。システム化委員会を開催して、平成29年度に着手するシステム化案件を決定（1月）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・DSPT（デュアルサーバプロジェクトチーム）を開催し、機構ネットワークにおける業務系と情報系の物理的完全分離に向け協議。（5月、9月） ・監査室、監事によるモニタリング体制の構築（6月） ・サイバーセキュリティ分野の専門家を外部有識者委員として招聘したCIO補佐官報告会を設置・開催して、情報システムに関して助言を受けた（2月）（再掲） ・緊急時コールセンター機能整備完了（1月） <p>（2）ハード面</p> <ul style="list-style-type: none"> ・業務系システムと情報系システムの論理的分離（5月） ・建退共支部における情報系端末の物理的分離完了（1月） ・個人番号漏えい防止のため、取り扱う区域を別室化するなど、取扱いの厳格化を実施（5月） ・ノート型端末へのセキュリティワイヤの設置（2月） ・外部業者によるペネトレーション・テストの結果を受けたWebサーバに対するサイバー攻撃への対策の検討・実施（WAFの導入決定（平成29年度実施予定）等）。 ・業務用データのNASからサーバへの移行（平成29年4月完了） ・業務系システムと情報系システムの物理的分離の方針決定（予算措置含む）、一般競争入札公告（12月）を経て、開発開始（29年2月：5月初旬完了） <p>（3）ソフト面その他</p> <p>最新のセキュリティレベルを維持するため、毎週（水曜日）業務終了後セキュリティプログラムの更新を行うと伴に、フルスキャンを実施している。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・NISC（内閣官房情報セキュリティセンター）等より情報提供を受けた都度、不審メールに関する情報を職員へ注意喚起 ・セキュリティホールに対する情報提供を受けた都度、迅速にインターネットサーバに対するセキュリティパッチを適用 ・年末年始の端末使用禁止、1月4日のメール添付ファイル開封原則禁止等の方針を、メール、書面、口頭等で繰り返し周知・徹底を図り、年始には遵守状況を点検（12月、1月） ・平成28年度新入職員へのCISOによる情報セキュリティに関する講義実施（4月、10月）、新入職員及び出向者等に対するUSBの使用・管理方法についての情報セキュリティ研修の実施（役職員：3名 新入職員：9名、4月、10月） ・全役職員を対象としたCIO補佐官による情報セキュリティ研修・啓発DVD上映会の実施（7月） ・厚労省による標的型メール訓練の実施（11月） ・外部業者を使った標的型メール訓練の実施（3月） ・インシデント発生訓練の実施（4月、12月） ・情報セキュリティセルフチェック第2回目の実施（全役職員対象375人：6月）。 			
--	--	--	--	--	--

		<ul style="list-style-type: none"> ・外部業者を使ったペネトレーション・テストの実施（8月）及び厚労省によるペネトレーション・テストの実施（10月） ・厚労省による情報セキュリティ監査実施（12月） ・情報セキュリティ対策に関する内部監査実施（7月、1月） ・支部監査実施（10～11月（林、2件）、1月（林）、2～3月（建、2件）） ・建退共については、支部事務局長・担当者意見交換会において、統括情報セキュリティ責任者（総務部長）が情報セキュリティに関する研修を実施（7月） ・清退共については、日本酒造組合中央会の全国事務担当者会議において、個人情報保護体制の強化等について依頼（1月） ・厚労省主催の情報セキュリティ集合研修に参加（11月5名、2月5名） ・民間企業主催のセキュリティ対策における運用とインシデント対応体制等の研修に参加（11月2名） ・情報通信研究機構主催の実践的サイバー防御演習 CYDER研修に参加（12月4名） ・個人情報流出時の退職金等振込の実施可否について、外部有識者委員に意見聴取し、厚労省勤生課に照会（5月） ・業務系システム保守委託事業者によるバックアップ体制の構築（5月） ・JPCERT加入（1月） ・メールシステムへのサイバー攻撃を受けたメールシステムの対策強化（メールシステムの設定変更、フィルタリング機能強化等）（1月） ・メールシステム保守委託事業者によるバックアップ体制強化に向けた検討開始（1月：6月体制整備完了） ・インシデント対応手順書の策定（3月） 		<p><今後の課題></p> <p>サイバー攻撃の脅威が急速に高まる中、サイバーセキュリティ基本法の改正を踏まえ、同法に基づく適切な措置として、各種規程の整備、研修・教育等を行いつつ、インシデント発生時の迅速かつ適切な対応を確保するための組織体制と手順の確立・浸透を図ることが必要である。</p> <p>内部統制の強化を図るため、中期計画・年度計画の進捗状況を各事業部の運営委員会や資産運用委員会での報告・審議等を通じてPDCAサイクルを適切に機能させ、効率的かつ効果的な組織運営を確保することが必要である。</p> <p><その他事項></p> <p>（有識者からの意見）</p> <p>情報セキュリティの取組については、非常に機構として努力していると感じ、高く評価できる。</p>	
--	--	--	--	--	--

						<p>中退共の資産運用（体制）については、組織の規模で、どこをどのように特化していくかという戦略を検討してもらいたい。</p>	
--	--	--	--	--	--	---	--

4. その他参考情報							
特になし。							

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-2	5 業務運営の効率化に伴う経費削減 (1) 一般管理費及び業務経費 (2) 人件費		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
一般管理費(計画値)(千円)	中期目標期間最終年度 251,421		286,093	277,415	268,744	260,080	251,421	
一般管理費(実績値)(千円)			200,559	192,125	257,875	235,216		
上記削減率(%)	最終年度までに平成24年度予算額(295,788千円)に比べて15%以上の削減		32.2%	35.0%	12.8%	20.5%		
業務経費(計画値)(千円)	中期目標期間最終年度 4,699,564		4,990,687	4,934,185	4,877,499	4,819,307	4,699,564	
業務経費(実績値)(千円)			4,015,874	3,971,061	4,161,315	4,352,015		
上記削減率(%)	最終年度までに平成24年度予算額(5,081,381千円)に比べて5%以上の削減		21.0%	21.9%	18.1%	14.4%		

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価										
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価				主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価		(見込評価)	(期間実績評価)		
4 業務運営の効率化に伴う経費削減 (1) 一般管理費及び業務経費 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再	5 業務運営の効率化に伴う経費削減 (1) 一般管理費及び業務経費 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者	<定量的指標> ・ 業務運営の効率化に努め、中期目標期間の最終年度までに、特定業種退職金共済事業における被共済者管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費(人件費を除	<主要な業務実績> (1) 一般管理費(人件費を除く。)及び業務経費(財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。)については、予算の適正な執行を行い、各年度の削減率は以下のとおりである。 一般管理費 【平成24年度(基準額) 295,788千円】(単位:千円)				<評定と根拠> 評定: B 平成24年度予算額に対し、一般管理費(人件費を除く。)については、平成25年度は32.2%、平成26年度は35.0%、平成27年度は12.8%、平成28年度は20.5%業務経費(新規事業、財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。)については、平成25年度は21.0%、平成26年度は21.9%、平成27年度は18.1%、平成28年度は14.4%の削減を行った。		評定 B <評定に至った理由> 各年度において、一般管理費及び業務経費の削減について取り組まれており、定量的指標については、平成29年度までに目標を達成しうる水準を維持していることなどから「B」評価とする。詳細は以下のとおり。 平成24年度予算額に対し、一般管理費(人件費を除く。)は、平成28年度に20.5%の削減を行った。 業務経費(新規事業、財産形成	
						25年度	26年度	27年度	28年度	
			決算額	200,559	195,125	257,875	235,216			

<p>構築等の新規追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減を行うこと。</p>	<p>管理システムの改修や勤労者財産形成システムの再構築等の新規業務追加分を除き、一般管理費（人件費を除く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減を行う。</p>	<p>く。）については、平成24年度予算額に比べて15%以上、業務経費（財産形成促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については、平成24年度予算額に比べて5%以上の削減が行われているか。</p> <p><その他の指標> なし</p>	<table border="1"> <tr> <td>削減率</td> <td>95,229 (△32.2%)</td> <td>103,663 (△35.0%)</td> <td>37,913 (△12.8%)</td> <td>60,572 (△20.5%)</td> </tr> <tr> <td colspan="5">業務経費</td> </tr> <tr> <td colspan="5">【平成24年度（基準額）5,081,381円】（単位：千円）</td> </tr> <tr> <td></td> <td>25年度</td> <td>26年度</td> <td>27年度</td> <td>28年度</td> </tr> <tr> <td>決算額</td> <td>4,015,874</td> <td>3,971,061</td> <td>4,161,315</td> <td>4,352,015</td> </tr> <tr> <td>削減率</td> <td>1,065,507 (△21.0%)</td> <td>1,110,320 (△21.9%)</td> <td>920,066 (△18.1%)</td> <td>729,366 (△14.4%)</td> </tr> </table>	削減率	95,229 (△32.2%)	103,663 (△35.0%)	37,913 (△12.8%)	60,572 (△20.5%)	業務経費					【平成24年度（基準額）5,081,381円】（単位：千円）						25年度	26年度	27年度	28年度	決算額	4,015,874	3,971,061	4,161,315	4,352,015	削減率	1,065,507 (△21.0%)	1,110,320 (△21.9%)	920,066 (△18.1%)	729,366 (△14.4%)	<p>このため、中期目標期間の最終年度である平成29年度までに目標を十分に達成しうる水準を維持していることに鑑みBと評価する。</p>	<p>促進事業及び雇用促進融資事業に係る貸付金、償還金及び支払利息を除く。）については同14.4%削減した。</p>	
削減率	95,229 (△32.2%)	103,663 (△35.0%)	37,913 (△12.8%)	60,572 (△20.5%)																																
業務経費																																				
【平成24年度（基準額）5,081,381円】（単位：千円）																																				
	25年度	26年度	27年度	28年度																																
決算額	4,015,874	3,971,061	4,161,315	4,352,015																																
削減率	1,065,507 (△21.0%)	1,110,320 (△21.9%)	920,066 (△18.1%)	729,366 (△14.4%)																																
<p>(2) 人件費</p> <p>総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p> <p>また、機構の給与水準については、国家公務員の給与水準も十分考慮し、手当を含め役職員給与の在り方について厳しく検</p>	<p>(2) 人件費</p> <p>総人件費（退職金及び福利厚生費（法定福利費及び法定外福利費）並びに人事院勧告等を踏まえた給与改定部分を除く。）については、政府における総人件費削減の取組を踏まえ、厳しく見直すものとする。</p> <p>また、機構の給与水準について、以下のような観点からの検証を行い、その検</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 国と異なる、又は法人独自の諸手当は、適切であるか。 総人件費について、政府における総人件費削減の取組を踏まえ厳しく見直しているか。 給与水準が適正に設定されているか（特に、給与水準が対国家公務員指数100を上回る場 	<p>(2) 機構の平成25～平成28年度における給与水準について以下のとおり検証を行った。</p>	<p><評価の視点に対する措置></p> <ul style="list-style-type: none"> 諸手当については、国に準拠して支給しており、機構独自の手当等は設けておらず、支給水準も国を超えるものは存在しない。 超過勤務管理の徹底等により人件費の削減に努めるなどし、総人件費を前年度に比べて2.6%削減した。（平成25年度） 東京都特別区に勤務する職員に支給する特別都市手当（国家公務員の地域手当に相当）について、引き続き国家公務員よりも低い水準に留めている。 年齢のみで比較した対国家公務員指数は平成25年度114.2、平成26年度 	<p>諸手当は国準拠である、機構独自の手当等は設けていない。</p> <p>総人件費は平成25年度において前年度比2.6%削減した。</p>																															

<p>証した上で、目標水準・目標期間を設定して、その適正化に計画的に取り組むとともに、その検証結果や取組状況を公表すること。</p>	<p>証結果や取組状況について公表するものとする。</p> <p>① 職員の在職地域や学歴構成等の要因を考慮してもなお国家公務員の給与水準を上回っていないか。</p> <p>② 事務所の所在地における地域手当が高いなど、給与水準が高い原因について、是正の余地はないか。</p> <p>③ 国からの財政支出の大きさ、累積欠損の存在、類似の業務を行っている民間事業者の給与水準等に照らし、現状の給与水準が適切かどうか十分な説明ができるか。</p>	<p>合にはその適切性を厳格に検証し、給与水準を設定しているか。)</p> <p>・ 国の財政支出割合の大きい法人及び累積欠損金のある法人について、国の財政支出規模や累積欠損の状況を踏まえた給与水準の適切性に関する法人の検証状況をチェックしているか。 (政・独委評価の視点)</p>	<p>①・② 年齢のみで比較した対国家公務員指数は平成 25 年度 114.2、平成 26 年度 114.9、平成 27 年度 115.4、平成 28 年度 114.8 となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当(特別都市手当)の額が国家公務員に支給される手当(地域手当)の額の平均よりも高くなっていることによるものである。勤務地域を考慮した地域勘案指数では、平成 25 年度 101.1、平成 26 年度 101.4、平成 27 年度 102.1、平成 28 年度 101.1、地域・学歴勘案では平成 25 年度 102.6、平成 26 年度 102.5、平成 27 年度 103.2、平成 28 年度 101.7 と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。</p> <p>特別都市手当(地域手当)比較</p> <table border="1" data-bbox="774 919 1389 1056"> <thead> <tr> <th></th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>国</td> <td>18%</td> <td>18%</td> <td>18.5%</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>当機構</td> <td>12%</td> <td>12%</td> <td>13.5%</td> <td>14%</td> </tr> </tbody> </table> <p>③・④ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、平成 25 年度 1.1%、平成 26 年度 1.2%、平成 27 年度 1.1%、平成 28 年度 1.1%と極めて小さい。 (国からの財政支出額 8,898 百万円、支出予算の総額 780,320 百万円:平成 25 年度予算) (国からの財政支出額 8,898 百万円、支出予算の総額 751,034 百万円:平成 26 年度予算)</p>		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	国	18%	18%	18.5%	20%	当機構	12%	12%	13.5%	14%	<p>114.9、平成 27 年度 115.4、平成 28 年度 114.8 となっているが、当機構の勤務地域は東京都特別区であり、勤務地に応じて支給される手当(特別都市手当)の額が国家公務員に支給される手当(地域手当)の額の平均よりも高くなっていることによるものである。勤務地域を考慮した地域勘案指数では、平成 25 年度 101.1、平成 26 年度 101.4、平成 27 年度 102.1、平成 28 年度 101.1 地域・学歴勘案では平成 25 年度 102.6、平成 26 年度 102.5、平成 27 年度 103.2、平成 28 年度 101.7 と高くなっているが、これは、国と比べ管理職の割合が高いことによるものである。</p> <p>・ 支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合は、平成 25 年度 1.1%、平成 26 年度 1.2%、平成 27 年度 1.1%、平成 28 年度 1.1%と極めて小さい。</p> <p>・ 法定外福利費の支出については、平成 20 年度早々に見直しを行い、現在支出しているのは、安衛法に基づく健康診断費、人間ドック補助、健康相談に係る費用等職員の健康管理に必要な費用のみである。</p>	<p><今後の課題> 中期目標期間中の各年度の決算の状況を踏まえ、引き続き経費削減に努める必要がある。 また、人件費についても引き続き検討を行い、必要な対応を図ることが重要である。</p>	
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度																	
国	18%	18%	18.5%	20%																	
当機構	12%	12%	13.5%	14%																	

	<p>④ その他、給与水準についての説明が十分に国民の理解を得られるものとなっているか。</p>	<p>・ 法人の福利厚生費について、法人の事務・事業の公共性、業務運営の効率性及び国民の信頼確保の観点から、必要な見直しが行われているか。(政・独委評価の視点)</p>	<p>(国からの財政支出額 8,372 百万円、支出予算の総額 741,173 百万円:平成 27 年度予算) (国からの財政支出額 8,224 百万円、支出予算の総額 723,196 百万円:平成 28 年度予算) さらに、類似の業務を行っている民間事業者である保険業(保険媒介代理業、保険サービス業含む)との比較でも、平成 25 年度 90.0、平成 26 年度 99.2、平成 27 年度 99.5、平成 28 年度 99.3 と低い水準に抑えられている。(賃金構造基本統計調査との比較)</p>			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
2-3	5 業務運営の効率化に伴う経費削減 (3) 契約の適正化の推進		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価	
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)	
(3) 契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進すること。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施すること。	(3) 契約の適正化の推進 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組により、契約の適正化を推進する。 ① 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構が策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着	<定量的指標> なし <その他の指標> なし <評価の視点> ・ 公正かつ透明な調達手続による適切で、迅速かつ効果的な調達を実現する観点から、機構において策定した「調達等合理化計画」に基づく取組を着実に実施しているか。	<主要な業務実績> 契約については、原則として一般競争入札等によるものとし、以下の取組を実施した。 監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募等の点検・見直しを実施した。 また、「調達等合理化計画」をホームページに公表した。 さらに、27年度より総務担当理事(兼内部統制担当理事)を総括責任者とした監査室併任職員をメンバーとする調達等合理化検討チームにおいて、調達の決裁時に点検をするとともに、調達の決裁を回付する前に役員及び調達等合理化検討チームに事前説明をする場を設け、調達の必要性、調達の内容等に関してチェックを行った。 ① 監事及び外部有識者から構成する契約監視委員会において、競争性のない随意契約及び一者応札・一者応募等の点検・見直しを実施した。 また、平成27年度より「調達等合理化計画」を、契約監視委員会による点検を受けた後に決定し公表した。 (契約監視委員会開催回数) 平成25年度 3回	<評定と根拠> B 平成27年度より「調達等合理化計画」を作成しホームページに公表を行った。また取組を着実に実施するため、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行った。さらに、外部有識者による契約監視委員会を開催し、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得ている。 概ね年度計画どおりであり、Bと評価する。 <評価の視点に対する措置> ・一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直	評定 B <評定に至った理由> 各年度において公正かつ透明な調達を図るための種々の取組が行われており所期の計画どおり実施されていることから「B」評価とする。詳細は以下のとおり。 外部有識者による契約監視委員会を開催し、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について審議を行った結果、契約内容は概ね適正であるとの意見を得た。 一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行った。また、	評定	

<p>② 一般競争入札等により契約を行う場合であっても、特に、企画競争や公募を行う場合には、競争性、透明性が十分確保される方法により実施すること。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けること。</p>	<p>② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図る。</p> <p>③ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けることとする。</p>	<p>・ 一者応札・応募となった契約について、実質的な競争性が確保されるよう見直しを行い、コスト削減や透明性の確保が図られているか。</p> <p>・ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けているか。</p>	<p>平成 26 年度 3 回 平成 27 年度 3 回 平成 28 年度 3 回</p> <p>更に、同計画を推進するため総務担当理事（兼内部統制担当理事）を総括責任者とし、監査室併任職員をメンバーとする調達等合理化検討チームを構成し、調達の決裁時に点検をするとともに、調達の決裁を回付する前に役員及び調達等合理化検討チームに事前説明をする場を設け、調達の必要性、調達の内容等に関してチェックを受ける（指摘事項の対応状況を調達等合理化検討チームメンバーが決裁時に確認することによりダブルチェックともなる）体制を確保した。</p> <p>② 一般競争入札等であっても一者応札・応募となった契約については、実質的な競争性が確保されるよう、入札方法や仕様書等の見直しを行い、コストの削減や透明性の確保を図った。また、「一者応札・一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表した。</p> <p>新たな取組として、入札辞退届に理由欄を設けるとともに、入札説明書等を受領したものの応札しなかった業者に対し、聞き取りを実施し改善策を検討した。</p> <p>③ 入札及び契約について適正化等の監査を受けるため「随意契約一覧表」及び一者応札・応募による契約内容を提出し、監事による業務監査や会計監査人による監査を受けた。</p>	<p>しを行い、コスト削減や透明性の確保を図った。また、「一者応札・一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表している。</p> <p>・ 監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施について徹底的なチェックを受けた。</p>	<p>「一者応札・一者応募」に係る改善方策についてホームページで公表した。</p> <p>監事及び会計監査人による監査において、入札・契約の適正な実施についてチェックを受けた。</p> <p>平成 27 年度より「調達等合理化計画」を作成しホームページに公表を行った。また取組を着実に実施するため、随意契約及び一者応札・応募に係る契約について調達等合理化検討チーム及び監事、会計監査人による監査を受けるとともに自ら点検・見直しを行った。</p> <p><その他事項> (有識者からの意見) ・ 次期中期期間におけるシステム改修等の調達については、安易に随意契約でやるということではなく、透明性を確保していただきたい。</p>	
--	--	--	---	---	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-1	I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
累積解消計画の年度ごとの解消目安額	毎年度 92 百万円		92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	92 百万円	
累積欠損金額		1,095 百万円	1,002 百万円	795 百万円	911 百万円	776 百万円		
解消額			93 百万円	207 百万円	△115 百万円	135 百万円		
達成度	計画の解消目安額に対する実績達成率		101%	225%	△125%	147%		
財政検証時 (H26) の累積欠損金解消の見直し				1,023 百万円	1,039 百万円	909 百万円	776 百万円	

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価									
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価			
			業務実績		自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)	
第4 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計	第3 財務内容の改善に関する事項 I 退職金共済事業 1 累積欠損金の処理 累積欠損金が生じている中退共事業及び林退共事業においては、厚生労働省における付加退職金の仕組みや予定運用利回りの変更についての検討結果を踏まえ、機構が平成17年10月	<定量的指標> ・ 累積解消計画の年度ごとの解消目安額林退 92 百万円を達成しているか。 <その他の指標> なし	<主要な業務実績> 累積欠損金が生じている林退共事業においては、機構が平成17年10月に策定した「累積欠損金解消計画」に沿った累積欠損金の解消に努めている。 また、平成26年12月の労政審中退部会の取りまとめにおいて、制度の安定的運営のための一連の改善策(①予定運用利回りの引下げと掛金日額の引上げ(平成27年10月)、②業務経費の削減(平成27年度～)、③中退共との合同運用の実施(平成28年4月～)、④加入促進対策の強化)が示され、順次実施された。 これを踏まえて、業務経費の削減、加入促進対策等に取り組んだ。 資産運用については、平成28年4月には、改正中退法が施行され、合同運用が可能となったことから、資産運用委員会、運営委員会の議を経て、金銭信託における中退共との合同運用を開始した(期待収益率1.32%→1.66%)。この結果、平成28年度の委託運用利回りは4.70%と、マイナス金利政策導入による金利の急低下で高利回りが実現した前年度の4.20%を上回った。この間、金利低下を受けて自家運用利回りが引き続き低下したため、全体の運用利回りは2.10%と前年度(2.23%)をやや下回ったが、2億95百万円の運用収入を確保した。 これらの取組の結果、平成25年度から平成28年度にかけて累積欠損金は2億26百万円減少し、7億76百万円まで削減された。 なお、この額は、平成26年度の財政検証時の累積欠損金見直し(平成28		<自己評価> B 累積解消計画の年度ごとの解消目安額 92 百万円を(平成27年度を除き)達成した。 また、平成26年12月に労政審中退部会で取りまとめられた改善策を順次実施し加入促進対策、業務経費の削減、合同運用の実施等で一定の成果がみられた。 なお、中退共事業においては平成24年度末で累積欠損金を解消している。 これらを踏まえ、Bと評価する。 <評価の視点に対する措置> ・ 制度の安定的運営のための4つの改善策は概ね着実に実施さ		評価 B	<評価に至った理由> 平成27年度を除き、林退共に係る解消目安額 92 百万円を達成しているとともに、中退共との合同運用の実施により一定の成果が見られる等、各年度においておおむね目標を達成しうる水準を維持していることから「B」評価とする。詳細は以下のとおり。 4つの改善策(①予定運用利回りの引下げと掛金日額の引上げ、	
							評価 B		

<p>画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図ること。</p>	<p>に策定した「累積欠損金解消計画」の必要な見直しを行い、同計画に沿った着実な累積欠損金の解消を図る。</p>	<p><評価の視点></p> <ul style="list-style-type: none"> 健全な資産運用及び積極的な加入促進により、収益の改善が図られているか。 事務の効率化による経費節減が着実に実施されているか。 	<p>年度 9 億 9 百万円、平成 29 年度 7 億 76 百万円) の平成 29 年度の目標水準を達成している</p> <p style="text-align: center;">(単位：千円)</p> <table border="1" data-bbox="780 268 1626 590"> <thead> <tr> <th></th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>当期利益(損失)金</td> <td>93,443</td> <td>206,596</td> <td>△115,492</td> <td>135,337</td> <td>319,884</td> </tr> <tr> <td>累積欠損金</td> <td>1,002,021</td> <td>795,425</td> <td>910,916</td> <td>775,579</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>運用利回り</td> <td>1.69%</td> <td>2.69%</td> <td>2.23%</td> <td>2.10%</td> <td>-</td> </tr> <tr> <td>掛け金収入－退職給付金</td> <td>△161,861</td> <td>66,893</td> <td>23,184</td> <td>222,271</td> <td>150,488</td> </tr> </tbody> </table> <p>中期計画期間において累積欠損金を毎年度 92 百万円ずつ削減するという累積欠損金解消計画の目標を達成できなかったのは、平成 27 年度において、予定運用利回りの引下げ(0.7%→0.5%)と掛金日額の改定(460 円→470 円)を実施したことに伴い、責任準備金単価が増加したこと、責任準備金繰入額が 3 億 68 百万円となり、当期損失金が 1 億 15 百万円となったためである。一方、平成 27 年度においては、新規加入者が 2,372 人となり、5 年ぶりに加入目標を達成したこと、掛金収入が退職給付金を 23 百万円上回り、資産運用においても決算利回りの 2.23%を確保し、資産残高が 2 億 53 百万円の増加となった。</p>		25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	合計	当期利益(損失)金	93,443	206,596	△115,492	135,337	319,884	累積欠損金	1,002,021	795,425	910,916	775,579	-	運用利回り	1.69%	2.69%	2.23%	2.10%	-	掛け金収入－退職給付金	△161,861	66,893	23,184	222,271	150,488	<p>れ、収益の改善に繋がっている。</p> <p><課題と対応></p> <p>平成 27、28 年度の運用成績は良好であったが、金融市場が不透明さを増しているほか、金利の低迷も続いており、先行きの見通しは決して楽観できるものではない。今後、累積欠損金の削減を図るには、積極的な加入促進等についても引き続き取り組んでいくことが必要である。</p> <p>また、資産運用においては、リスクテイクは累積剰余金の範囲内で行うことが基本的考え方であるが、林退共について、制度の安定的運営を図るための改善策の一環として委託運用における中退共との合同運用によりリスクを取っていることについて、関係者間での認識の共有が必要である。</p>	<p>②業務経費の削減、③中退共との合同運用の実施、④加入促進対策の強化)については、これらの実施により平成 28 年度までは収益が改善した。</p> <p><今後の課題></p> <p>林退共制度については累積欠損金解消計画の達成が困難となっているため、金利動向などの環境を踏まえ、今後の見通しを精査した上で、同計画を見直し、着実な累積欠損金の解消を図る必要がある。</p> <p><その他事項></p> <p>(有識者からの意見)</p> <p>林退共制度における累積欠損金の解消について、加入者の動向と年間の支払う退職金の水準などの将来のシミュレーションなども見ていただき、資産運用方法に工夫の余地があれば、是非検討していただきたい。</p>	
	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	合計																															
当期利益(損失)金	93,443	206,596	△115,492	135,337	319,884																															
累積欠損金	1,002,021	795,425	910,916	775,579	-																															
運用利回り	1.69%	2.69%	2.23%	2.10%	-																															
掛け金収入－退職給付金	△161,861	66,893	23,184	222,271	150,488																															

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-2	I 退職金共済事業 2 健全な資産運用等		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報
ベンチマーク	概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスの達成							

< 25年度 >

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は当該年度にパフォーマンスが良好だったスペイン国債が、中退共資産の運用ガイドラインに定める格付基準に抵触したことにより投資できなかった影響によるものである。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.67%	0.58%	0.09%
国内株式	18.64%	18.56%	0.08%
外国債券	14.73%	15.28%	△0.55%
外国株式	34.28%	32.43%	1.85%
合計	13.91%	—	0.28%

※委託金額合計 1,794,052 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追従できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.24%）となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.69%	0.58%	0.11%
国内株式	20.67%	18.56%	2.11%
外国債券	15.43%	15.28%	0.15%
外国株式	32.79%	32.43%	0.36%
短期資産	△0.03%	0.04%	△0.07%
合計	8.23%	7.75%	0.49%

※委託金額合計 278,987 百万円

建退共 (特別給付経理)	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%
国内株式	20.05%	18.56%	1.48%
外国債券	14.80%	15.28%	△0.48%
外国株式	33.49%	32.43%	1.06%
短期資産	0.02%	0.04%	△0.02%
合計	7.18%	6.93%	0.24%

※委託金額合計 13,754 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内株式がベンチマークを上回った。国内債券、外国債券、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は国内債券では国債のみの運営を継続する中、堅調に推移した事業債のアンダーウェイトがマイナス寄与、外国債券及び外国株式ではカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.52%）となった。前年度は全ての個別資産がマイナスであったが、今年度はマイナス幅の減少及び国内株式が大きくプラスとなったため、全体ではマイナスからプラスへ転じた。

なお、基本ポートフォリオを平成26年2月28日に変更し、3月中に4資産が2資産となったため、外国債券及び外国株式の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.42%	0.58%	Δ0.16%
国内株式	22.38%	18.56%	3.82%
外国債券	13.22%	13.93%	Δ0.71%
外国株式	30.79%	30.83%	Δ0.03%
合計	5.75%	5.23%	0.52%

※委託金額合計 719 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はユーロ圏周辺国の回復に追従できなかった影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.07%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	0.65%	0.58%	0.07%
国内株式	19.96%	18.56%	1.40%
外国債券	14.67%	15.28%	Δ0.61%
合計	2.85%	2.78%	0.07%

※委託金額合計 4,756 百万円

< 26 年度 >

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国債券、外国株式はベンチマークを下回った。なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.14%	2.97%	0.17%
国内株式	29.10%	30.69%	Δ1.59%
外国債券	11.87%	12.28%	Δ0.41%
外国株式	23.38%	23.54%	Δ0.15%
合計	14.68%	—	Δ0.32%

※委託金額合計 1,860,103 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、外国債券はベンチマークを上回った。国内株式、外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はともに銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.33%）となった。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.64%）となった。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.31%	2.97%	0.34%
国内株式	29.52%	30.69%	Δ1.17%
外国債券	12.33%	12.28%	0.05%
外国株式	23.48%	23.54%	Δ0.06%
短期資産	0.34%	0.03%	0.30%
合計	9.99%	9.66%	0.33%

※委託金額合計 306,170 百万円

建退共 (特別給付経理)	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.26%	2.97%	0.29%
国内株式	34.49%	30.69%	3.81%
外国債券	12.29%	12.28%	0.01%
外国株式	22.09%	23.54%	Δ1.45%
短期資産	0.35%	0.03%	0.31%
合計	9.39%	8.75%	0.64%

※委託金額合計 15,011 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.12%	2.97%	0.15%
国内株式	31.90%	30.69%	1.21%
合計	14.55%	13.47%	1.09%

※委託金額合計 821 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式がベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はコストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.28%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	3.01%	2.97%	0.04%
国内株式	34.69%	30.69%	4.00%
外国債券	12.15%	12.28%	Δ0.13%
合計	5.75%	5.47%	0.28%

※委託金額合計 5,015 百万円

< 27年度 >

中退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、国内債券、外国債券がベンチマークを上回り、国内株式、外国株式はベンチマークを下回った。ベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.65%	5.40%	0.25%
国内株式	Δ11.39%	Δ10.82%	Δ0.57%
外国債券	Δ2.63%	Δ2.74%	0.11%
外国株式	Δ9.25%	Δ8.64%	Δ0.60%
合計	Δ2.63%	—	Δ0.12%

※委託金額合計 1,842,546 百万円

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券、外国株式ともベンチマークを上回った。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式、外国債券はベンチマークを上回った。外国株式はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因は銘柄選択効果がマイナス寄与となったためである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.49%）となった。

なお、基本ポートフォリオを平成28年3月1日に変更し、3月中に5資産が4資産となったため、短期資産の時間加重収益率とベンチマークは2月までの収益率である。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.99%	5.40%	0.59%
国内株式	Δ9.97%	Δ10.82%	0.85%
外国債券	Δ2.58%	Δ2.74%	0.16%
外国株式	Δ8.50%	Δ8.64%	0.14%
短期資産	0.17%	0.03%	0.15%
合計	1.35%	1.07%	0.28%

※委託金額合計 300,436 百万円

建退共 (特別給付経理)	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.67%	5.40%	0.26%
国内株式	Δ6.60%	Δ10.82%	4.22%
外国債券	Δ2.72%	Δ2.74%	0.02%
外国株式	Δ11.31%	Δ8.64%	Δ2.66%
短期資産	0.00%	0.03%	Δ0.02%
合計	2.16%	1.68%	0.49%

※委託金額合計 14,898 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.86%	5.40%	0.45%
国内株式	Δ8.25%	Δ10.82%	2.57%
合計	Δ0.02%	Δ0.81%	0.78%

※委託金額合計 819 百万円

林退共事業においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式はベンチマークを上回った。外国債券はベンチマークを下回る結果となったが、主な要因はカストディフィーによるコスト負担の影響によるものである。ただし、全体ではベンチマークを上回る結果（対複合ベンチマーク比+0.78%）となった。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	5.97%	5.40%	0.56%
国内株式	Δ6.70%	Δ10.82%	4.12%
外国債券	Δ2.94%	Δ2.74%	Δ0.19%
合計	4.57%	3.79%	0.78%

※委託金額合計 5,230 百万円

< 28年度 >

中退共事業においては、数値目標の評価を受けるための委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、外国株式ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国債券ではベンチマークを上回った。外国株式がベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

中退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	Δ1.04%	Δ1.15%	0.11%
国内株式	15.49%	14.69%	0.80%
外国債券	Δ1.89%	Δ4.15%	2.26%
外国株式	14.09%	14.51%	Δ0.41%
合計	4.77%	—	0.62%

※1. 委託金額合計 1,928,281 百万円

※2. 基本ポートフォリオ改定に伴い、平成 29 年 2 月 1 日に外国債券のベンチマークを為替ヘッジ付きの指数に変更した。収益率の差+2.26%のうち、為替ヘッジを平成 28 年 12 月末に先行して実施した影響+2.04%が平成 29 年 1 月に発生している。

建退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、外国債券はベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国株式はベンチマークを上回った。外国債券がベンチマークを下回ったのは、米国大統領選後の市場動向を読み切れなかったためであるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

建退共事業（特別給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内株式、外国債券はベンチマークを下回ったものの、国内債券、外国株式はベンチマークを上回った。国内株式においてベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。外国債券においては給付経理と同様である。

建退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	Δ1.00%	Δ1.15%	0.16%
国内株式	15.44%	14.69%	0.75%
外国債券	Δ5.64%	Δ5.41%	Δ0.23%

建退共 (特別給付経理)	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	Δ0.97%	Δ1.15%	0.18%
国内株式	12.59%	14.69%	Δ2.10%
外国債券	Δ5.84%	Δ5.41%	Δ0.43%

外国株式	15.46%	14.51%	0.95%
合計	2.58%	2.46%	0.12%

※委託金額合計 307,464 百万円

外国株式	15.08%	14.51%	0.57%
合計	1.61%	1.85%	Δ0.24%

※委託金額合計 15,102 百万円

清退共事業（給付経理）においては、委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスは、国内債券、国内株式ともベンチマークを上回った。

清退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	Δ1.04%	Δ1.15%	0.12%
国内株式	15.61%	14.69%	0.92%
合計	5.80%	5.22%	0.57%

※委託金額合計 864 百万円

林退共事業においては、数値目標の評価を受けるための委託運用（金銭信託）の資産ごとのパフォーマンスについては、外国株式ではベンチマークを下回ったものの、国内債券、国内株式、外国債券ではベンチマークを上回った。外国株式がベンチマークを下回った主な要因は、銘柄選択効果であるが、委託先の運用方針、運用体制等について特段の問題は認められなかった。

なお、超過収益率の合計は、各資産の基本ポートフォリオに定める資産配分で加重した合計値（個別資産効果の合計）である。

林退共	時間加重収益率	ベンチマーク	超過収益率
国内債券	Δ1.04%	Δ1.15%	0.11%
国内株式	15.49%	14.69%	0.80%
外国債券	Δ1.89%	Δ4.15%	2.26%
外国株式	14.09%	14.51%	Δ0.41%
合計	4.77%	—	0.62%

※1. 委託金額合計 5,178 百万円

※2. 基本ポートフォリオ改定に伴い、平成 29 年 2 月 1 日に外国債券のベンチマークを為替ヘッジ付きの指数に変更した。収益率の差+2.26%のうち、為替ヘッジを平成 28 年 12 月末に先行して実施した影響+2.04%が平成 29 年 1 月に発生している。

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																								
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価			主務大臣による評価																		
			業務実績	自己評価	(見込評価)	(期間実績評価)																		
2 健全な資産運用等 ・各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施すること。	2 健全な資産運用等 ① 各退職金共済事業の資産運用については、各共済事業の退職金支給に係る予定運用利回りを前提として、「資産運用委員会」の議を経て作成又は変更される、資産運用の目標、基本ポートフォリオ等を定めた「資産運用の基本方針」に基づき、安全かつ効率を基本として実施する。	<定量的指標> ・各事業本部の委託運用について概ねベンチマークと同等以上のパフォーマンスが達成されたか。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・資金の運用であって、時価又は為替相場の変動等の影響を受ける可能性があるものについて、次の事項が明らかにされているか。(iiについては事前に明らかにされているか。) i 資金運用の実績 ii 資金運用の基本的方針(具体的な投資行動の意思決定主体、運用に係る主務大臣、法人、運用委託先間の責任分担の考え方等)、資産構成、運用実績を評価するための基準(以下「運用方針	<主要な業務実績> ① i. <平成 25 年度～平成 27 年 9 月 30 日> ○平成 25 年度及び 26 年度の資産運用状況については、毎年度末、理事長が任命する外部委員で構成される資産運用評価委員会に 1 年間の運用状況を報告し、評価を受けた。両年度とも、「資産運用の基本方針」に沿った適切な運用が行われており、ベンチマーク対比遜色のない運用実績を上げているとの評価を受けた。 ー 委託運用のパフォーマンスについては、中退共では、26、27 年度にベンチマークを下回ったが、何れも小幅であり、総じてみればベンチマークを上回る運用収益を確保し得ている。特退共については、建退共(特別勘定)が 28 年度にベンチマークをやや下回った以外は、全経理において安定的にベンチマークを上回るパフォーマンスを上げている(詳細は上表のとおり)。 ○日本版スチュワードシップ・コードの受け入れを決定し、公表した(平成 26 年 8 月)。 ー平成 26 年度中の運用委託先によるエンゲージメントの実施状況と株主議決権行使状況について概要をホームページ上で公表した(平成 27 年 10 月)。 ー平成 27 年度分については、資産運用委員会に報告、同委員会による審議を経て、ホームページ上で公開した(平成 28 年 9 月)。 <平成 27 年 10 月 1 日～> ○平成 27 年 10 月 1 日に「資産運用委員会」が設置されて以降、運用状況については、同委員会に対し、定期(四半期毎及び決算後)及び随時の報告を行い、審議を経て、了承された。その他、主な審議事項は以下のとおり。 i 運用実績 中退共事業給付経理 (単位：百万円) <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th></th> <th>25 年度</th> <th>26 年度</th> <th>27 年度</th> <th>28 年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資産残高</td> <td>4,291,879</td> <td>4,583,774</td> <td>4,568,795</td> <td>4,703,570</td> </tr> <tr> <td>運用収入</td> <td>262,853</td> <td>283,274</td> <td>27,418</td> <td>105,559</td> </tr> </tbody> </table>				25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	資産残高	4,291,879	4,583,774	4,568,795	4,703,570	運用収入	262,853	283,274	27,418	105,559	<評定と根拠> 評定：B ・委託運用のパフォーマンスについては、中退共では、26、27 年度にベンチマークを下回ったが、何れも小幅であり、総じてみればベンチマークを上回る運用収益を確保し得ている。特退共については、建退共(特別勘定)が 28 年度にベンチマークをやや下回った以外は、全経理において安定的にベンチマークを上回るパフォーマンスを上げている(詳細は上表のとおり)。 ・運用に係る基本的事項の明確化については、平成 27 年 10 月に設置された、厚労大臣任命による「資産運用委員会」において、「資産運用の基本方針」で示されている「安全かつ効率」の解釈について「必要な収益率を最低限のリスクで」とすることで認識が統一され、基本方針の含意がより具体化された。また、金融を業とする独立行政法人として、資産構成については、想定される下方リスクが累積剰余金の範囲内に納まる資産構成であるべき、との機構としての原則が示された。 ・法人の責任については、当機構の債務構造(積立方式)、業務内容、共済契約者・被共済者の意向を踏まえ、リスクの存在・内容について明確に説明すべきことや、受益者利益の最大化を目指すべきとの方針が、資産運用委員会において了承された。 林退共事業においては、平成 28 年 4 月 1 日の中退共事業との合同運用		評定 B <評定に至った理由> 中退共では 26、27 年度にベンチマークを下回ったものの、総じてみればベンチマークを上回る運用収益を確保した。特定業種については、建退共(特別勘定)が 28 年度にベンチマークをやや下回ったものの、全経理において安定的にベンチマークを上回るパフォーマンスを上げている この他、運用に係る基本的事項の明確化等、定性的にも所期の計画の水準を満たしていることを踏まえ「B」評価とする。	評定
				25 年度	26 年度	27 年度	28 年度																	
資産残高	4,291,879	4,583,774	4,568,795	4,703,570																				
運用収入	262,853	283,274	27,418	105,559																				

等」という。) (政・独委評価の視点)

- ・ 資金の性格、運用方針等の設定主体及び規定内容を踏まえて、法人の責任について十分に分析しているか。(政・独委評価の視点)
- ・ 「資産運用の基本方針」に基づいた安全かつ効率的な資産運用が実施されているか。
- ・ 「資産運用委員会」からの運用実績の評価結果を事後の資産運用に反映させているか。
- ・ 各共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、最新の情報を把握し、適宜厚生労働省に提供しているか。
- ・ 当期総利益(又は当期総損失)の発生要因が明らかにされているか。また、当期総利益(又は当期総損失)の発生要因の分析

運用費用	429	442	54,141	346
決算運用利回り	6.55%	6.61%	Δ0.58%	2.30%
当期純利益	160,645	165,623	Δ65,036	66,171

(注) 決算運用利回りは、費用控除後の数値である。

建退共事業給付経理 (単位: 百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度
資産残高	890,079	929,035	941,146	956,953
運用収入	28,715	34,987	10,728	13,773
運用費用	62	62	52	49
決算運用利回り	3.31%	3.89%	1.14%	1.46%
当期純利益	18,566	21,894	Δ4,650	Δ12,286

(注) 決算運用利回りは、費用控除後の数値である。

建退共事業特別給付経理 (単位: 百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度
資産残高	33,329	33,979	33,687	33,148
運用収入	1,152	1,478	463	350
運用費用	6	6	5	5
決算運用利回り	3.49%	4.43%	1.36%	1.04%
当期純利益	521	829	Δ206	Δ677

(注) 決算運用利回りは、費用控除後の数値である。

清退共事業給付経理 (単位: 百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度
資産残高	4,691	4,607	4,389	4,338
運用収入	128	139	32	54
運用費用	-	-	3	-
決算運用利回り	2.80%	3.09%	0.67%	1.24%
当期純利益	32	59	Δ62	Δ31

(注) 決算運用利回りは、費用控除後の数値である。

清退共事業特別給付経理 (単位: 百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度
資産残高	315	310	303	294
運用収入	2	2	1	1

開始と、平成29年2月1日の中退共の基本ポートフォリオ見直しに伴い、2度にわたり基本ポートフォリオ及び資産運用の基本方針の変更を行った。

これらを踏まえ、Bと評価する。

<今後の課題>

資産運用については「安全かつ効果的」な資産運用という基本方針を遵守しつつ、各共済事業で必要な利回りを確保する必要がある。

・資産運用について、その健全性を確保するため、「資産運用委員会」による外部評価を徹底し、評価結果を事後の資産運用に反映させること。

また、経済情勢の変動に迅速に対応できるよう、資産運用の結果その他の財務状況について、常時最新の情報を把握すること。

を行った上で、当該要因が法人の業務運営に問題等があることによるものかを検証し、業務運営に問題等があることが判明した場合には当該問題等を踏まえた評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

・利益剰余金が計上されている場合、国民生活及び社会経済の安定等の公共上の見地から実施されることが必要な業務を遂行するという法人の性格に照らし過大な利益となっていないかについて評価が行われているか。(政・独委評価の視点)

運用費用	-	-	-	-
決算運用利回り	0.72%	0.53%	0.37%	0.23%
当期純利益	0	△0	△1	△1

注) 決算運用利回りは、費用控除後の数値である。

林退共事業給付経理 (単位: 百万円)

	25年度	26年度	27年度	28年度
資産残高	13,707	13,963	14,216	14,596
運用収入	227	364	308	295
運用費用	-	-	-	-
決算運用利回り	1.69%	2.69%	2.23%	2.10%
当期純利益	93	207	△115	135

注) 決算運用利回りは、費用控除後の数値である。

① ii.

(中退共事業)

○基本ポートフォリオの見直し (平成 28 年度)

・平成 23 年に制定された基本ポートフォリオ (以下、旧基本ポートフォリオ) は、累積欠損金の解消を目標として設定されたものであり、当該目標は既に達成したことや、運用環境の変化、共済契約者・被共済者の意向等を勘案し、財政検証に先駆けて検討を行ったもの。

9 回に亘る「資産運用委員会」において審議し、平成 29 年 2 月 1 日付で改定した。

・見直しに際しては、当機構の特性 (債務構造等) を踏まえたあるべき基本ポートフォリオ、資産運用方針についての合意形成を出発点とした。

— 具体的には、「資産運用の基本方針」の「安全かつ効率的な運用」について「必要な収益を最低限のリスクで確保する」と解釈すること、現状における「必要な収益率」は「予定運用利回り+業務経費率」であること、について認識が統一された。

— 金融業を行う独立行政法人としては、リスクテイクは累積剰余金の範囲内で行うのが原則、との認識も共有された。

・中退共の債務構造の見直しの結果、自家運用債券の平均残存期間を延ばし得ることが判明したため、運用方式を 10 年のラダー型から 20 年のラダー型へ変更することとした。

平成 23 年 4 月 1 日改定基本ポートフォリオ
 (期待収益率 2.60%、標準偏差 3.02%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分	79.6%	7.7%	7.7%	7.7%
乖離許容幅	±5.0%	±3.0%	±2.0%	±3.0%

平成 29 年 2 月 1 日改定基本ポートフォリオ
 (期待収益率 1.10%、標準偏差 1.88%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式
資産配分	76.9%	7.2%	9.9%	3.3%
乖離許容幅	±3.0%	±2.0%	±1.0%	±1.0%

(建退共事業)

A L M委員会において基本ポートフォリオの検証について報告、審議の上、現行基本ポートフォリオを維持することについて了承を得た。(平成 25、26 年度)

資産運用委員会において平成 28 年 4 月からの予定運用利回り見直しに伴う基本ポートフォリオの見直し等について報告、審議の上、了承を得た。(平成 27 年度)

資産運用委員会において基本ポートフォリオの検証について報告、審議の上、現行基本ポートフォリオを維持することについて了承を得た。(平成 28 年度)

(清退共事業)

A L M委員会において運用資産の減少に伴い、4 資産から 2 資産への基本ポートフォリオの見直しについて報告、審議の上、了承を得た。(平成 25 年度)

A L M委員会において基本ポートフォリオの検証について報告、審議の上、現行基本ポートフォリオを維持することについて了承を得た。(平成 26 年度)

資産運用委員会において基本ポートフォリオの検証について報告、審議の上、現行基本ポートフォリオを維持することについて了承を得た。(平

② 各退職金
共済事業の
資産運用の
実績を的確
に評価し、
健全な資産
運用を実施
するため、
「資産運用
委員会」か
ら運用の基
本方針に沿
った資産運
用が行われ
ているかを
中心に運用
実績の評価
を受け、評
価結果を事

成 27、28 年度)

(林退共事業)

A L M委員会において基本ポートフォリオの検証について報告、審議の上、現行基本ポートフォリオを維持することについて了承を得た。(平成 25、26 年度)

資産運用委員会において平成 28 年 4 月からの中退共との合同運用の実施に伴う基本ポートフォリオの見直し等について報告、審議の上、了承を得て運営委員会で承認された。

(平成 27 年度)

平成 26 年度林退共の財政検証において、予定運用利回りの引下げや掛金日額引上げ、加入促進対策とともに実施方針が策定され、27 年 5 月に関連法令が改正されて実施可能となった。

中退共と林退共の委託運用(金銭信託)に係る合同運用を開始することについて、資産運用委員会及び運営委員会において審議を受け、了承を得て、平成 28 年 4 月 1 日から開始した。

資産運用委員会において、中退共の基本ポートフォリオ見直しに伴う基本ポートフォリオの変更について報告、審議の上、了承を得た。(平成 28 年度)

平成 22 年 12 月 27 日改定基本ポートフォリオ
(期待収益率 1.32% 標準偏差 0.55%)

	国内債券	国内株式	外国債券	合計
資産配分	95.6%	2.6%	1.8%	100.0%
乖離許容幅	±2.0%	±1.0%	±1.0%	—

平成 28 年 4 月 1 日改定基本ポートフォリオ
(期待収益率 1.66% 標準偏差 3.05%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	79.3%	6.9%	6.9%	6.9%	100.0%

平成 29 年 2 月 1 日改定基本ポートフォリオ
(期待収益率 0.89% 標準偏差 1.63%)

	国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	合計
資産配分	82.3%	6.2%	8.6%	2.9%	100.0%

②資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用企画会議」を中退共事業においては毎月、建退共事業、清退共事業、林退共事業においては、四半期に 1 回以上開催し、最新の情報に基づき資産運用結果等を分析したほか、重要案件については、機構内の整合性確保、情報・問題意識共有の観点から随時、合同部会とする等の運営方法見直しを実施した。
一 情報共有の観点から、合同部会の場合は、理事長、全理事が出席することとした。

	<p>後の資産運用に反映させる。</p> <p>③ 各退職金共済事業の資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済</p>		<p>② (中退共事業)</p> <p>「資産運用企画会議」を毎月開催し、収支の動向に基づく運用への投入可能な資金の把握や、最新の情報に基づき資産運用結果等を分析するとともに、毎月の運用計画や運用方針等の審議・決定を行った。</p> <p>資産運用委員会設置以降は、事務合理化の観点から、重要事項は資産運用委員会において審議し、資産運用企画会議での定例案件に関する事務的決裁には、持ち回り決裁方式を採り得るものとした。</p> <p>○平成 28 年度に実施した基本ポートフォリオ及び資産運用の基本方針の改定にあたっては、8 回に亘って「資産運用委員会」において審議が行われ、「資産運用企画会議」の議を経て、理事会において決定された(平成 28 年度)。</p> <p>(建退共事業、清退共事業、林退共事業)</p> <p>資産運用計画等が経済・金利情勢に対応しているか常に検討するため、役員及び資産運用担当職員で構成する「資産運用企画会議」を四半期に 1 回以上開催し、最新の情報に基づき資産運用結果等を分析したほか、28 年度以降は、重要案件については、機構内の整合性確保、情報・問題意識共有の観点から随時、「資産運用企画会議」を中退共との合同部会とする等の運営方法見直しを実施した。</p> <p>一 情報共有の観点から、合同部会の場合は、理事長、全理事が出席することとした。</p> <p>開催回数:平成 25 年度 5 回、平成 26 年度 7 回、平成 27 年度 7 回、平成 28 年度 7 回</p> <p>②-1.</p> <p>(中退共事業、建退共事業、清退共事業、林退共事業)</p> <p>「資産運用評価委員会」に、前年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に審議を受け、適切な運営が行われているとの評価を受けた。(平成 25、26、27 年度)</p> <p>「資産運用委員会」に、前年度の運用結果について報告を行い、「資産運用の基本方針」に沿った資産運用が行われているかを中心に審議を受け、適切な運営が行われているとの評価を受けた。(平成 28 年度)</p> <p>(林退共事業) 「累積欠損金の解消に向けて努力すること」については、運用対象・収益機会の拡大と効率性の向上(スケールメリットによるコストの削減)の施策として、中退共との委託運用(金銭信託)に係る合同運用を平成 28 年 4 月 1 日から開始した。</p> <p>(平成 28 年度)</p>	<p>③厚生労働省へ資料を提供した。主なものは次のとおりである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用企画会議資料 ・資産運用委員会資料(公表前議事録を含む) ・労政審とのブリッジ役を果たす勤生課長から伝えられる労政審の情報提供要望を資産運用委員会での審議内容に反映し、議事要旨等を通じて間接的に回答。予定運用利回り等制度に関する判断に資する新たな情報提供・意見交換ルートが確立された。 ・厚生労働省の要請に応じ、随時、資産運用関係の説明・資料を提供(理事が複数回勤生課長を往訪、勤生課長も理事長、理事を複数回来訪)。 		
--	---	--	--	---	--	--

	<p>事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、適宜、厚生労働省に提供する。</p>	<p>② 2. 評価結果としては、運用の基本方針に沿って適切に行われた旨の評価を受けている。ただし、資産運用委員会においては、</p> <p>②-1. 退職金共済事業に係る業務上の余裕金の運用状況その他の運用に関する業務の実施状況について、「資産運用委員会」に報告を行った。(平成 27 年 10 月以降)</p> <p>②-2. 年度毎の運用実績をホームページを通じて对外公表。(平成 25、26 年度)</p> <p>四半期毎の運用実績をホームページを通じて对外公表。(平成 27、28 年度)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・資産運用委員会の議事要旨及びスチュワードシップ活動状況の概要についてホームページを通じて对外公表した。(平成 27、28 年度) ・中退共の形式に合わせて、「平成 27 年度資産運用状況について」を新たに作成しホームページを通じて对外公表した。(平成 28 年度) <p>③ 資産運用結果その他の財務状況について、常時最新の情報の把握をし、経済・金利情勢に対応して各退職金共済事業の予定運用利回り改定の必要性に関する判断が可能となるよう、厚生労働省に資料を提供した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・月別ベンチマーク収益率 ・毎月の資産運用企画会議中退共部会資料(運用計画・運用資産残高・評価損益状況・運用結果報告等(中退共事業)) ・資産運用企画会議資料(毎四半期)(建退共事業、清退共事業、林退共事業) ・資産運用委員会資料(公表前議事録を含む)(27 年 10 月以降) ・労政審とのブリッジ役を果たす厚生労働省労働基準局勤労者生活課長(以下「勤生課長」という。)から伝えられる労政審の情報提供要望を資産運用委員会での審議内容に反映し、議事要旨等を通じて間接的に回答。予定運用利回り等制度に関する判断に資する新たな情報提供・意見交換ルートが確立された。 ・厚生労働省の要請に応じ、随時、資産運用関係の説明・資料を提供(理事が複数回勤生課長を往訪、勤生課長も理事長、理事を複数回来訪)。 			
--	--	---	--	--	--

<p>4. その他参考情報</p>
<p>特になし</p>

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
3-3	Ⅱ 財産形成促進事業 Ⅲ 雇用促進融資事業		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ								
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価																																																											
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価						主務大臣による評価																																																		
			業務実績			自己評価			(見込評価)		(期間実績評価)																																																
Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資業務については、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自主的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施すること。	Ⅱ 財産形成促進事業 財形融資については、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自主的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施する。	<定量的指標> なし <その他の指標> なし	<主要な業務実績> ① 効率的な財政運営 財形融資については、上記「Ⅱ 財産形成促進事業」の「2 周知について」の①から⑤により普及活動を行うとともに、厚生労働省及び関係機関と連携を図りながら、適正な貸付金利の設定等により、自主的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営に努めた。 ② 債権管理 金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。 ・債権分類別残高及び貸倒引当金額の推移 (単位：億円)						<table border="1"> <thead> <tr> <th>年度</th> <th>平成25年度末</th> <th>平成26年度末</th> <th>平成27年度末</th> <th>平成28年度末</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>区分</td> <td>残高</td> <td>貸倒引当</td> <td>残高</td> <td>貸倒引当</td> <td>残高</td> <td>貸倒引当</td> <td>残高</td> <td>貸倒引当</td> </tr> <tr> <td>一般</td> <td>5,742</td> <td>0.005</td> <td>5,263</td> <td>0.002</td> <td>4,808</td> <td>0.0006</td> <td>4,352</td> <td>0.0002</td> </tr> <tr> <td>貸倒懸念</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> </tr> <tr> <td>破産更生</td> <td>2</td> <td>2</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>1</td> <td>0.9</td> </tr> </tbody> </table>		年度	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末	区分	残高	貸倒引当	残高	貸倒引当	残高	貸倒引当	残高	貸倒引当	一般	5,742	0.005	5,263	0.002	4,808	0.0006	4,352	0.0002	貸倒懸念	0	0	0	0	0	0	0	0	破産更生	2	2	1	1	1	1	1	0.9	<table border="1"> <thead> <tr> <th>評価</th> <th>見込評価</th> <th>期間実績評価</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>評定</td> <td>B</td> <td>評定</td> </tr> </tbody> </table>		評価	見込評価	期間実績評価	評定	B	評定
			年度	平成25年度末	平成26年度末	平成27年度末	平成28年度末																																																				
区分	残高	貸倒引当	残高	貸倒引当	残高	貸倒引当	残高	貸倒引当																																																			
一般	5,742	0.005	5,263	0.002	4,808	0.0006	4,352	0.0002																																																			
貸倒懸念	0	0	0	0	0	0	0	0																																																			
破産更生	2	2	1	1	1	1	1	0.9																																																			
評価	見込評価	期間実績評価																																																									
評定	B	評定																																																									
			<p><評定と根拠> 評定：B ・財形融資については、新規貸付件数・金額及び残高の減少に伴う利息収入の減少傾向にあるが、経費については、効率的な財政運営に努めたことにより、当期純利益を毎年度計上することができた結果、平成28年度末の利益剰余金は114億円となった。・財形融資の債権管理については、延滞債務者への督促等、リスク管理債権への回収努力を継続的に実施したことにより、着実な回収を行った。 ・雇用促進融資の債権管理については、債務者及び抵当物件に係る情報を収集し引当金の調整等、債権の適切な管理に努めたほか、必要に応じ抵当物件の売却等により、リス</p>						<p><評定に至った理由> 財形融資については、自主的な財政規律を維持しつつ、安定的かつ効率的な財政運営を行っており、「B」評価とする。詳細は以下のとおり。</p>																																																		

Ⅲ 雇用促進融資事業

雇用促進融資については、債権管理を適切に行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）の処理を進めるとともに、財政投融資への着実な償還を行うこと。

Ⅲ 雇用促進融資事業

雇用促進融資については、金融機関等を通じ債権管理を適切に行うとともに、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、必要に応じて法的措置を講じること等により、債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行う。

- <評価の視点>
- ・ 財形融資について、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、自立的な財政規律の下、安定的かつ効率的な財政運営を実施したか。
 - ・ 金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理に努めたか。
 - ・ 雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努め、償還計画どおり、財政投融資への着実な償還を行ったか。（政・独委評価の視点事項と同様）

貸倒引当金の算定方法

貸倒懸念債権：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額の50%を算定。ただし、本年度は該当債権がないため、未算定。

破産更生債権等：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額を算定。

雇用促進融資については、適切な債権管理及び財政投融資への償還等を以下のとおり行った。

① 債権管理

金融機関等との連携を密にし、債務者及び抵当物件に係る情報の収集及び現状把握等、債権の適切な管理を行い、リスク管理債権（貸倒懸念債権及び破産更生債権等）については、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。

	25年度	26年度	27年度	28年度
業務指導	31回	31回	31回	29回
法的措置	0回	2回	0回	1回

・ 債権分類別残高及び貸倒引当金額の推移（単位：億円）

年度	平成25年度末		平成26年度末		平成27年度末		平成28年度末	
	残高	貸倒引当	残高	貸倒引当	残高	貸倒引当	残高	貸倒引当
一般	19	1	16	0.9	11	0.6	4	0.2
貸倒懸念	5	1	5	1	5	1	5	1
破産更生	2	1	20	15	19	14	16	13

貸倒引当金の算定方法

貸倒懸念債権：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した

管理債権からの回収に努めた。また、債権管理業務を受託している金融機関に対し業務指導を実施し、現状の把握等適切な管理に努めるとともに、債権の回収・処理に努めた。

これらを踏まえ、Bと評価する。

<評価の視点に対する措置>

・ 財形融資について、平成25年度からの運営費交付金の廃止を踏まえ、事務合理化と経費節減に取り組むことはもちろん、金利設定に際しては、常に商品性と財務への影響、双方に配慮して検討を行うなど、安定的かつ効率的な財政運営を実施した。

・ 金融機関等との連携を通じた債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。

・ 雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努めた。財政投融資への償還は、償還計画どおりに実施した。

<課題と対応>

金融機関等との連携を通じた債務者及び抵当物件に係る情報収集及び現状把握等、債権の適切な管理に努めた。

雇用促進融資について、金融機関等との連携を通じて債権の適正な管理を行うとともに、リスク管理債権の回収・処理に努めた。

			<p>額の50%を算定。 破産更生債権等：債権残高から担保処分による回収見込額と保証による回収見込額並びに債務者からの回収見込額を控除した額を算定。</p> <p>② 財政投融資への償還 財政投融資への償還に関しては、約定どおりの償還を行った。</p> <p>【25年度】 (元金 3.6 億円 利息 1.0 億円) (平成 25 年 5 月 25 日) (元金 6.9 億円 利息 1.6 億円) (平成 25 年 9 月 29 日) (元金 3.6 億円 利息 0.9 億円) (平成 25 年 11 月 25 日) (元金 6.9 億円 利息 1.5 億円) (平成 26 年 3 月 29 日)</p> <p>【26年度】 (元金 3.6 億円 利息 0.9 億円) (平成 26 年 5 月 25 日) (元金 6.9 億円 利息 1.3 億円) (平成 26 年 9 月 29 日) (元金 3.6 億円 利息 0.8 億円) (平成 26 年 11 月 25 日) (元金 6.9 億円 利息 1.1 億円) (平成 27 年 3 月 29 日)</p> <p>【27年度】 (元金 3.6 億円 利息 0.7 億円) (平成 27 年 5 月 25 日) (元金 6.9 億円 利息 0.9 億円) (平成 27 年 9 月 29 日) (元金 3.6 億円 利息 0.6 億円) (平成 27 年 11 月 25 日) (元金 6.9 億円 利息 0.7 億円) (平成 28 年 3 月 29 日)</p> <p>【28年度】 (元金 3.6 億円 利息 0.5 億円) (平成 28 年 5 月 25 日) (元金 6.9 億円 利息 0.6 億円) (平成 28 年 9 月 29 日) (元金 3.6 億円 利息 0.5 億円) (平成 28 年 11 月 25 日) (元金 6.9 億円 利息 0.4 億円) (平成 29 年 3 月 29 日)</p>	<p>財形融資の財政運営については、概ね安定的かつ効率的な運営が実施できたと考えるが、長期金利のマイナス化や特例対応すべき自然災害の増加、情報セキュリティ関連コストの増加など、想定外の不安定要因が発生しているほか、融資件数・金額の減少傾向も続いている。そうした中で財政運営の効率性、安定性を維持するには、情勢の適切な分析と、中長期的な視点に立った運営努力が必要と考えている。</p> <p>債権管理については、財形融資事業、雇用促進融資事業とも金融機関等と連携しつつ肌理細かく対応し、適切な管理に努めている。しかしながら、回収の見込みが立たない問題債権も少なからず存在しており、今後は、費用対効果も勘案した対応を工夫する必要がある。</p>	<p><今後の課題> 現行の資産調達方法が、法人の財務状況や金融情勢等に適合しているか検討の上、必要に応じ見直しを行う必要がある。</p>
--	--	--	--	--	---

4. その他参考情報

(予算と決算の差額分析、「財務内容の改善に関する事項」の評価に際して行う財務分析など、必要に応じて欄を設け記載)

1. 当事務及び事業に関する基本情報			
4-1	第4 その他の業務運営に関する事項 第5 予算、収支計画及び資金計画 第6 短期借入金の限度額 第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画 第8 剰余金の使途 第9 職員の人事に関する計画 第10 積立金の処分に関する事項		
当該項目の重要度、難易度	—	関連する研究開発評価、政策評価・行政事業レビュー	

2. 主要な経年データ									
評価対象となる指標	達成目標	基準値 (前中期目標期間最終年度値等)	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度	(参考情報) 当該年度までの累積値等、必要な情報	
財産形成促進事業の資料送付件数	毎年度 3,000 件以上		3,000 件以上						
実績値	中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を送付		3,742 件	3,819 件	3,903 件	8,745 件			
達成度	年度計画の目標数に対する実績率		124.7%	127.3%	130.1%	291.5%			
中退共事業と財産形成促進事業の資料送付件数	毎年度 1,000 件以上		1,000 件以上						
実績値	中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を送付		1,014 件	1,035 件	1,514 件	1,122 件			
達成度	年度計画の目標数に対する実績率		101.4%	103.5%	151.4%	112.2%			

3. 中期目標期間の業務に係る目標、計画、業務実績、中期目標期間評価に係る自己評価及び主務大臣による評価							
中期目標	中期計画	主な評価指標等	法人の業務実績・自己評価		主務大臣による評価		
			業務実績	自己評価	(見込評価)		(期間実績評価)
第5 その他業務運営に関する重要事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業との連携 退職金共済事業と財産形成促進事業について、事務の効率化を図りつつ両事業の利用を促進するため、それぞれの広報機会を相互に活用する等により、普及促進における両事業の連携を図ることとする。	第4 その他業務運営に関する事項 1 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携について 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行うほか、更なる連携について検討・実施する。 ① 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用するほか、両事業の関係機関等に対し、連携して制度の周知等を実施するなど効率的な広報活動を行う。	<定量的指標> ・ 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度 3,000 件以上送付しているか。 ・ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度 1,000 件以上送付しているか。 <その他の指標> なし <評価の視点> ・ 退職金共済事業と財産形成促進事業の広報媒体を相互に活用する等、事務の効率化を図りつつ、普及促進における両事業の連携を図っているか。	<主要な業務実績> 退職金共済事業と財産形成促進事業の連携については、以下の取組を行った。 ① (中退共制度) ・ 各年 4 月発行の「中退共だより」に財産形成促進事業の広告を掲載し、加入事業所及び関係機関等へ配布するとともに、ホームページに掲載した。 ・ 両事業の関係機関に対し、連携して制度の周知を実施した。 【25 年度】 ・ 財産形成促進事業がブース出展した「FP フェア 2013 上手な暮らしとおかね展」(10/5・6) に中退共制度の資料を設置した。 【26 年度】 ・ 財形部の融資先である福利厚生会社の出資先のうち中小企業 (1,200 社) に対し、中退共制度のパンフレットを同封 (4/4 発送) した。 ・ 東京都労働局主催の「新規大卒者等合同就職面接会」	<評定と根拠> 評定：B ・ 各事業年度において、中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を送付した。 ・ 平成 25 年度から 28 年度のすべての年度において、中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度 3,000 件以上送付した。 ・ 平成 25 年度から 28 年度のすべての年度において、中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度 1,000 件以上送付した。 これらを踏まえ、B と評価する。 <評価の視点に対する措置> ・ 28 年度については、中退共事業との協働の一環として、5 人～50 人の中退共制度既加入事業所を資料送付先に加えた。これは、小規模企業の従業員の潜在的ニーズ掘り起こしを企図した中長期的施策である。 ・ 各事業年度において、事業主に対して、中退共事業本部と連携して機関誌に広告を掲載するとともに、資料送付も行った。 ・ 各事業年度において、建退共事業本部が広告掲載を行っている、建設業事業主向けの広報誌に広告を掲載した。また、事務局長会議において、財形制度の説明に加えて資料の配布を行うとともに建退共各支部に財形制度のリーフレットを送付した。	評定 B <評定に至った理由> 各事業年度において、資料送付数の定量的指標を上回っているとともに、退職金共済事業と財産形成促進事業が連携して効果的な周知広報を行う等、定性的にも所期の計画の水準を満たしていることを踏まえ「B」評価とする。詳細は以下のとおり。 すべての年度において、中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度 3,000 件以上送付。 すべての年度において、中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度 1,000 件以上送付。 28 年度については、小規模企業の従業員の潜在的ニーズ掘り起こしを目的として、中退共事業との協働の一環として、5 人～50 人の中退共制度既加入事業所を資料送付先に加えた。	評定	

	<p>② 中退共事業の既加入事業主のうち一定規模以上の事業主に対して財産形成促進事業の資料を毎年度 3,000 件以上送付する。</p> <p>③ 中小企業事業主に対して中退共事業と財産形成促進事業の資料を毎年度 1,000 件以上送付する。</p> <p>④ 中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会等において財産形成促進事業の</p>		<p>(11/19) 及び神奈川県労働局主催の「よこはま大学等卒業予定者・既卒者就職面接会」(2/13) に財産形成促進事業と連携し資料を設置して、周知広報を行った。</p> <p>(建退共制度) 建退共事業と財形事業の広報媒体を相互に活用するため、建退共各都道府県支部の窓口にて財形制度のパンフレットを設置。 ・建退共事業本部が広告掲載を行っている、建設業事業主向けの広報誌「全管連ジャーナル」にて財形制度の広告掲載を行った。(9月)</p> <p>(財形制度) ・財形制度関連情報誌「財形福祉」または「福祉情報」にて退職金共済事業と共同で広告掲載を行った。(9,10月)</p> <p>②各事業年度において、中退共事業の既加入事業主のうち従業員数 51 人以上(平成 28 年度のみ 5 人以上)の事業主を対象として財産形成促進事業の資料を以下のとおり送付した。</p> <p>28 年度については、資料送付対象企業を、従来の従業員 51 人以上から 5 人以上に拡大した。これは、財形融資へのニーズは、金融機関による融資条件が厳しくなりがちな中小企業従業員の方が強いと考えられることに加え、中退共制度既加入先であれば、福利厚生拡充に前向きである可能性が高いと思われることを勘案し、中退共との協働の一環として、従業員数 5 人～50 人の中退共制度既加入事業所を送付先に加えたものである。</p> <table border="1" data-bbox="756 1392 1258 1486"> <tr> <td>25 年度</td> <td>26 年度</td> <td>27 年度</td> <td>28 年度</td> </tr> <tr> <td>3,742 件</td> <td>3,819 件</td> <td>3,903 件</td> <td>8,745 件</td> </tr> </table> <p>③各事業年度において、中退共事業と財産形成促進事業の資料を送付した。</p> <p>【25 年度】 ・愛知県の未加入事業所 (1,014 件) に両制度の加入勧奨文とパンフレット等を送付した。</p> <p>【26 年度】 ・東京都の一部を対象とした未加入事業所 (1,035 件)</p>	25 年度	26 年度	27 年度	28 年度	3,742 件	3,819 件	3,903 件	8,745 件	<p>・各事業年度において、中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会において、財産形成促進事業に関する資料の配布及び制度概要の説明を行った。</p> <p>・建退共事業と財形事業の広報媒体を相互に活用するため、建退共各都道府県支部の窓口にて財形制度のパンフレットを設置した。</p>	<p>各事業年度において、中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会において、財産形成促進事業に関する資料の配布及び制度概要の説明を行った。</p> <p>建退共事業と財形事業の広報媒体を相互に活用するため、建退共各都道府県支部の窓口にて財形制度のパンフレットを設置。</p>	
25 年度	26 年度	27 年度	28 年度											
3,742 件	3,819 件	3,903 件	8,745 件											

<p>2 災害時における事業継続性の強化</p> <p>災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施すること。</p>	<p>資料を配付する。</p> <p>2 災害時における事業継続性の強化</p> <p>災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を検討・実施する。</p>	<p>・ 災害時における事業継続性強化のための対策を検討・実施しているか。</p>	<p>に両制度の加入勧奨文とパンフレット等を送付した。</p> <p>【27年度】</p> <p>・東京都の一部、大阪府の一部及び神奈川県を対象とした未加入事業所（1,514件）に両制度の加入勧奨文とパンフレット等を送付した。</p> <p>【28年度】</p> <p>・埼玉県全域及び大阪府の一部の未加入事業所（1,122件）にパンフレット等を送付した。</p> <p>④各事業年度において、以下のとおり中退共事業の未加入事業主を対象とした説明会において、財産形成促進事業に関する資料を配布し、一部の会場では併せて制度概要の説明を行った。</p> <table border="1" data-bbox="756 808 1350 945"> <thead> <tr> <th></th> <th>25年度</th> <th>26年度</th> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>資料配布</td> <td>16回</td> <td>14回</td> <td>16回</td> <td>15回</td> </tr> <tr> <td>概要説明</td> <td>0回</td> <td>6回</td> <td>16回</td> <td>15回</td> </tr> </tbody> </table> <p>⑤（中退共制度）</p> <p>地方労働局等が主催する就職説明会等の会場において、財産形成事業本部と連携し、資料設置や、参加企業のうち中退共制度及び財形制度への未加入企業に対して、直接、制度について案内を行った。</p> <table border="1" data-bbox="756 1218 994 1312"> <thead> <tr> <th>27年度</th> <th>28年度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>12回</td> <td>11回</td> </tr> </tbody> </table> <p>（財形制度）</p> <p>平成 28 年度に、主要労働局が主催する就職説明会 12 箇所への参加中小企業のうち、中退共制度・財形制度を導入していない事業主 179 社に対して制度導入及び利用を勧奨した。</p> <p>中退共事業においては、以下の対策を実施した。</p> <p>（平成 25 年度）</p> <p>金融機関に対する振込依頼を行うために作成したデー</p>		25年度	26年度	27年度	28年度	資料配布	16回	14回	16回	15回	概要説明	0回	6回	16回	15回	27年度	28年度	12回	11回	<p>・災害時における事業継続性強化のため、中退共事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施している。更に災害を想定したテスト作業を毎年度実施した。また、現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。</p> <p>・建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を実施した。また、退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。さらに特退共システムにおけるデータのバックアップを磁気テープとハードディスクにより定期的に行い、また、磁気テープについては外部保管している。</p> <p>・財形事業においては、災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策として、平成 26 年度以降、外部におけるデータのバックアッ</p>	<p>災害時における事業継続性強化のため、中退共事業においては、システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を実施。</p> <p>建退共事業、清退共事業及び林退共事業においては、災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策を実施。さらに特退共システムにおけるデータのバックアップを磁気テープとハードディスクを用いて定期的実施。</p> <p>財形事業においては、災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策として、平成 26 年度以降、外部におけるデータのバックアップを実施。</p>	
	25年度	26年度	27年度	28年度																					
資料配布	16回	14回	16回	15回																					
概要説明	0回	6回	16回	15回																					
27年度	28年度																								
12回	11回																								

	<p>第5 予算、収支計画及び資金計画</p> <p>1 予算 別紙（略）</p> <p>2 収支計画 別紙（略）</p> <p>3 資金計画 別紙（略）</p> <p>第6 短期借入金の限度額</p> <p>1 限度額</p> <p>① 中退共事業においては 20億円</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中期計画の予算の範囲内で適正に予算を執行しているか。 ・ 運営費交付金について、収益化基準に従って適正に執行しているか。 ・ 短期借入金の限度額を超えなかったか。また、借入を行う理由は適切であったか。 	<p>タファイルを遠隔地にてバックアップするシステムを構築し、退職金の支払のお知らせ等をした被共済者等に対し、災害時でも滞ることなく支払をできるようにした（12月27日）。</p> <p>（平成26年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施した。 ・ 災害時に備え機構本部からの指示により、業務継続（BCP）のテスト作業を4回実施した（7月25日、10月21日、1月23日、3月20日）。 ・ 現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。 <p>（平成27年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施した。 ・ 災害時に備え機構本部からの指示により、業務継続（BCP）のテスト作業を実施した（6月25日）。 ・ 現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。 <p>（平成28年度）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ システムの機能停止やデータ破損等に備えて、遠隔地へのデータ転送を引き続き実施した。 ・ 災害時に備え機構本部からの指示による業務継続（BCP）のテスト作業を実施した（2月24日）。 ・ 現在行っているシステムバックアップ及び各業務のデータバックアップの外部保管を引き続き毎日行った。 <p>○建退共事業、清退共事業及び林退共事業では、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。 ・ 特退共システムにおけるデータのバックアップを磁気テープとハードディスクにより定期的に行い、また、磁気テープについては外部保管している。 ・ 退職金振込を通知した被共済者に対して滞ることなく支払うため、金融機関への退職金の振替、振込データの伝送時期を通知書送付日と同日としている。 ・ 特退共システムにおけるデータのバックアップを磁気テープとハードディスクにより定期的に行い、また、磁気テープについては外部保管している。 	<p>プを実施している。</p>	<p><今後の課題></p> <p>職員の研修については、特に若年層に対して、各事業本部の垣根を越えて機構全体の将来を担うことができるような人材を育成する研修プログラムを充実させていく必要がある。</p>	
--	---	--	--	------------------	--	--

	<p>② 建退共事業 においては 20 億円</p> <p>③ 清退共事業 においては 1 億円</p> <p>④ 林退共事業 においては 3 億円</p> <p>⑤ 財形融資事 業においては 600 億円</p> <p>⑥ 雇用促進融 資事業におい ては 0.1 億円</p> <p>2 想定される 理由</p> <p>① 予定してい た掛金等収入 額の不足によ り、一時的に 退職金等支払 資金の支出超 過が見込まれ る場合に、支 払いの遅延を 回避するた め。</p> <p>② 財産形成促 進事業におい て資金繰り上 発生する資金 不足への対応 のため</p> <p>③ 運営費交付 金の受入の遅 延等による資 金不足に対応 するため。</p> <p>④ 予定外の役 職員等の退職 者の発生に伴 う退職手当の 支給等の出費 に対応するた め。</p>		<p>○財産形成促進事業においては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 災害時における事業継続性を強化するため、システムの機能停止やデータ破損等に備えた対策として、平成 26 年度以降、外部におけるデータのバックアップを実施している。 <p>⑤ 財形融資事業においては、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額範囲内で、借入を行った。</p> <p>【25 年度】 201.90 億円(平成 25 年 6 月 25 日～28 日) 167.05 億円(平成 25 年 9 月 25 日～30 日) 135.99 億円(平成 25 年 12 月 24 日～27 日) 290.50 億円(平成 26 年 3 月 26 日～31 日)</p> <p>【26 年度】 120.00 億円(平成 26 年 6 月 25 日～27 日) 224.60 億円(平成 26 年 9 月 25 日～29 日) 186.71 億円(平成 26 年 12 月 24 日～29 日)</p> <p>【27 年度】 214.98 億円(平成 27 年 6 月 24 日～29 日) 70.32 億円(平成 27 年 12 月 24 日～28 日)</p>	<p>・雇用促進融資事業に係る運営費交付金については、収益化基準に従って適正に執行している。</p> <p>・財形事業については、資金繰り上発生した資金不足に対するつなぎ資金として、借入限度額の範囲内で、借入を行った。</p>		
--	--	--	--	---	--	--

	<p>第7 重要な財産を譲渡し、又は担保に供しようとするときは、その計画</p> <p>なし</p> <p>第8 剰余金の使途</p> <p>なし</p> <p>第9 職員の人事に関する計画、方針</p> <p>① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。</p> <p>② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員の採用、研修、人事異動等について、適切に実施しているか。 	<p>【28年度】</p> <p>78.00億円(平成28年12月26日～27日)</p> <p>125.78億円(平成29年3月24日～28日)</p> <p>その他の事業において、借入実績はなかった。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 職員採用については、機構HPへの掲載、ハローワークへ募集依頼、求人票の依頼があった大学等への求人票送付、「Uni Career(企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するシステム)」を利用して各大学等に求人情報を提供、また就職情報サイト「リクナビ」への掲載等幅広い募集を行い、機構が求める人材(高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことができる人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材)の確保することができ、平成25年度7名、平成26年度11名、平成27年度9名、平成28年度10名を採用した。 職員研修については、毎年度前年実施結果及び「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。 平成25年度研修実績 86回 973名 平成26年度研修実績 103回 577名 平成27年度研修実績 132回 548名 平成28年度研修実績 159回 1,201名 人事異動については、職員のキャリアアップを図る観点から、多様なポストを経験させるべく機構内の人事異動を幅広く行った。 		
--	---	--	---	--	--	--

③ 多様なポストを経験させるための機構内の人事異動を積極的に実施する。

第10 積立金の処分に関する事項

前期中期目標期間繰越積立金は、一般の中退共事業等勘定、特定業種のそれぞれの退職金共済事業等勘定、財形勘定及び雇用促進融資勘定の勘定ごとに次に掲げる業務に充てることとする。

- ① 退職金共済契約または特定業種退職金共済契約に係る中小企業退職金共済事業
- ② 前記①の業務に附帯する業務
- ③ 財産形成促進事業
- ④ 雇用促進融資事業

① 職員の採用に当たっては、資質の高い人材をより広く求める。
 実施にあたっては機構ホームページへ募集案内の掲載、ハローワークへ募集依頼のみならず、「Uni Career(企業が求人票をWEB上で配信し、学校が学生に公開するサービス)」を利用して各大学等に求人情報を提供、また就職情報サイト「リクナビ」への掲載等幅広く行った。
 また、選考に当たっては、機構が求める人材(高い目的意識を持ち、多角的な視点から物事を分析し、解決策を導き出すことができる人材、コミュニケーション能力・調整力に秀でた人材)の確保を図るべく、職員との初期面談(平成25年度まで)、筆記試験、集団討論による面接及び最終個別面接を実施した。

	25年度	26年度	27年度	28年度
応募者数	428名	338名	138名	322名
採用者数	7名	11名	9名	10名

・機構の資産運用能力の向上を図るため、専門知識及び経験を有する者を運用調査役(課長クラス)として、公募により採用することを決定した。

平成27年5月1日採用 1名

・「独立行政法人改革等に関する基本的な方針」を踏まえたリスク管理のための体制を強化するため、運用調査役について公募により採用することを決定した。

平成28年4月1日採用 1名

② 職員の資質向上を図るため、専門的、実務的な研修等を実施する。
 ・毎年度前年実施結果及び「能力開発プログラム」に基づいた研修を実施した。

	25年度	26年度	27年度	28年度
開催回数	86回	103回	132回	159回
受講人数	973名	577名	548名	1,201名

<課題と対応>

職員の研修については、各事業本部の垣根を越えて機構全体の将来を担うことができるような人材を育成するため、平成28年度においては、次のような研修を新たに行った。

- ① 採用1年目の職員を対象に、業務を振り返り、これからの課題を見据えたフォローアップ研修
- ② 子育て中もしくはこれから育児を行う世代を対象とした仕事と育児の両立支援講座
- ③ 管理職以上を対象としていた運用トピック情報報告会を全役職員対象とした。

			<p>③ 人事評価結果等を活用し、職員の能力・適正・経験等を踏まえた適材適所の人事配置を行い、人材育成・職員のキャリアアップの観点から、多様なポストを経験させるべく、機構内の人事異動を幅広く行った。</p> <p>また、業務上の問題の把握と併せ職員の業務遂行における役割等を明らかにし意識等の向上を図った。</p> <p>次世代育成支援対策推進法及び女性活躍推進法に基づき、職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を整備することにより、その能力を十分に発揮できるようにするため、28年度より新たに一般事業主行動計画を策定し、長時間労働是正に関する社内通知及び「こども職場参観日」(参加人数6名)、「仕事と育児の両立支援講座」(参加人数：一部 38名・二部 13名)を実施した。</p> <p>また、職員の健康増進と余暇の活用、事務効率の向上を図る観点から夏季休暇・年末年始休暇の取得勧奨を行った。</p>			
--	--	--	---	--	--	--

4. その他参考情報						
特になし						